

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)

(平成30年度開設用)

文部科学省初等中等教育局
教 職 員 課

目 次

I. はじめに	
1. 課程認定審査スケジュールについて	1
2. 課程認定制度の概要	1
3. 課程認定の手続等	
(1) 課程認定申請の要否	2
(2) 変更届の提出の要否	3
(3) 審査等スケジュール	4
(4) 広報活動について	5
4. 課程認定の審査	
(1) 審査基準等	6
(2) 主な審査事項	6
(3) 審査等プロセス	6
(4) 教員審査	9
II. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領	
1. 申請要領	
(1) 必要提出書類	10
(2) 記載内容の基準時点	12
(3) 事前相談	12
(4) 申請書の提出方法	13
(5) 表紙等の作成例	15
2. 提出書類の様式	16
3. 様式の作成例及び記入要領	
(1) 様式第1号	61
(2) 様式第2号（概要）	62
(3) 様式第2号（教育課程及び教員組織）	
<一種・二種免許状の課程>	
i) 教科に関する科目（幼・小用）	65
ii) 教科に関する科目（中・高用）	68
iii) 養護に関する科目	70
iv) 栄養に係る教育に関する科目	71
v) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目	72
vi) 免許法施行規則第66条の6に定める科目	73
vii) 教職に関する科目（幼・小用）	74
viii) 教職に関する科目（中・高・養・栄用）	75
ix) 特別支援教育に関する科目	76

<専修免許状の課程>	
i) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、 栄養又は教職に関する科目	78
ii) 特別支援教育に関する科目	79
(4) シラバス	80
i) 教科に関する科目、免許法施行規則第66条の6に定める科目	81
ii) 教職に関する科目、特別支援教育に関する科目	82
iii) 教職実践演習	84
(5) 様式第3号	85
<一種・二種免許状の課程>	
i) 教科に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目	86
ii) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目	87
iii) 教職に関する科目	88
iv) 特別支援教育に関する科目	92
<専修免許状の課程>	94
(6) 様式第4号	95
i) ①履歴書	96
ii) ②教育研究業績書	97
iii) ③教員就任承諾書	100
(7) 様式第5号	101
(8) 様式第6号	103
(9) 様式第7号	105
(10) 様式第8号	
i) 様式第8号ア	107
ii) 様式第8号イ	108
iii) 様式第8号ウ（各段階における到達目標）	110
iv) 様式第8号ウ（具体的な履修カリキュラム）	111
(11) 様式第9号	112
4. その他の書類	
(1) 学則・履修規定等	115
(2) 履修カルテ	115
(3) 単位互換協定書	115
(4) 組織改組・再編対照表	115
5. チェックリスト	116

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

1. 変更届等の提出要領・記載例

(1) 教育課程の変更届

(ア) 変更届提出期限	122
-------------	-----

(イ) 変更届提出方法	123
(ウ) 必要提出書類	123
i) かがみ	126
ii) 変更内容一覧表	128
iii) 理由書	129
iv) 新旧対照表	130
v) 学則・履修規定等	139
vi) その他の様式	139
(2) 学科等の名称変更届	140
(3) 学科等の入学定員変更届	141
(4) 学科等の課程認定取下届	142
(5) 変更届の提出方法	144
2. 提出書類の様式	145

IV. 審査基準等

1. 教職課程認定基準	151
2. 課程認定審査の確認事項	167
3. 教員免許課程認定審査運営内規	171
4. 教員免許課程認定大学実地視察規程	174
5. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）	176
6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について	191
7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準	193
8. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）	195
9. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方	199

V. 参考

1. Q & A（よくある質問と回答）	200
2. 各科目の名称例について	214
3. 教職に関する科目の趣旨	219
4. 今後の教員養成免許制度の在り方について（答申）（抜粋）	222
5. 教職実践演習について	239
6. 履修カルテについて	244
7. 教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて	249
8. 小中免許状の併有を支援するための教職課程認定基準の改正について（抜粋） （平成27年11月24日教員養成部会）	253
9. 届出により設置される学科等にかかる教職課程認定審査の確認事項の改正について（抜粋） （平成27年11月30日付事務連絡）	257
10. 小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて （平成21年1月14日付課長連名通知）	259

11. 発達障害の児童生徒等への支援について （平成17年4月1日付3局長連名通知）	261
12. 特別支援教育の推進について（平成19年4月1日付局長通知）	265
13. 教員免許制度の概要について（平成25年9月11日付事務連絡）	271
14. グローバル化に対応した英語教育改革実施計画の策定について （平成26年1月22日付事務連絡）	274
15. 薬害教育について	276
16. 参考情報	278

I. はじめに

1. 課程認定審査スケジュールについて

平成30年度開設予定の申請に係る審査のスケジュールについては、平成27・28年度審査と同様、課程認定申請を開設予定年度の前々年度末（平成29年3月末）とし、平成29年12月中旬頃に認定を行う。（詳細は7頁を参照）

2. 課程認定制度の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科に関する科目」「教職に関する科目」等の科目区分に従い、所定の単位を修得する必要がある。

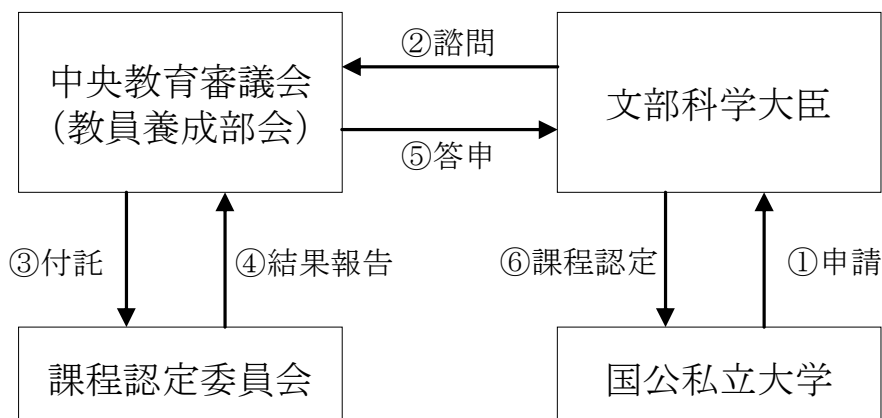
○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34
一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第1備考第5号イ）。

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。

○ 教職課程認定の流れ



3. 課程認定の手続等

(1) 課程認定申請の要否

教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受ける場合は、文部科学大臣に課程認定の申請を行わなければならない。課程認定の申請手続及び提出すべき書類等については、本手引きの課程認定申請要領に掲載している。

また、申請書の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm)

教職課程の認定申請が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	新規に学部・学科等を設置し、教職課程の認定を受けようとする場合	要
②	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置認可申請により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	要
③	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を届出により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	要相談*
④	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（国立大学）	要
⑤	認定を受けている課程を含む学部・学科等の分離を行う場合	要相談*
⑥	これまで認定を受けていない学部・学科等に新たに認定を受けようとする場合	要
⑦	これまで認定を受けている課程を含む学部・学科等に、新たな種類の免許状の認定を受けようとする場合	要
⑧	学部、学科等の名称のみを変更する場合	不要
⑨	教育課程、教員組織のみを変更する場合	不要
⑩	公立大学が法人化する場合	不要

※次頁②の審査結果により、申請の要否が異なる。

(2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の届出及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm)

教職課程における変更の届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	授業科目（施行規則第66条の6に定める科目を含む。以下同じ。）を新設する場合	要
②	授業科目を廃止する場合	要
③	授業科目の名称を変更する場合	要
④	授業科目の単位数を変更する場合	要
⑤	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合	要
⑥	専任教員を追加する場合	要
⑦	兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	要
⑧	専任教員の担当授業科目を追加する場合	要
⑨	専任教員を削除する場合	要
⑩	専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	要
⑪	専任教員の担当授業科目を削除する場合	要
⑫	専任教員の職位を変更する場合	要
⑬	専任教員の氏名の姓を変更する場合	要
⑭	授業科目のシラバスを変更する場合	不要
⑮	兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合	不要
⑯	兼任教員・兼任教員を追加する場合	不要
⑰	兼任教員・兼任教員を削除する場合	不要
⑱	学部・学科等の名称のみを変更する場合	要（報告）
⑲	入学定員を変更する場合	要（報告）
⑳	教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止の場合等）	要（報告）
㉑	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、届出による変更を希望する場合	要* （審査）

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」（122頁～）を参照すること。

(3) 審査等スケジュール

課程認定を受ける場合は、認定を受けようとする年度（以下「認定年度」という。）の前年度（以下「申請年度」という。）において審査を行う。

○平成30年度開設予定のスケジュール

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に基づく変更届 提出期限	平成28年9月30日(金) 必着
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	平成28年12月9日(金)
申請にあたっての事前相談	平成28年12月20日(火)～平成28年12月27日(火) 平成29年 1月 5日(木)～平成29年 3月 3日(金)
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当しないと判 断された場合及び記載事項等 不備がある場合の連絡	平成28年12月28日(水) までに
申請(申請書提出)	平成29年3月13日(月)～平成29年3月24日(金)
諮問	平成29年7月上旬頃
課程認定委員会①	平成29年7月下旬～平成29年8月中旬
審査意見伝達	平成29年8月下旬頃
補正申請(申請書提出)	平成29年9月上旬頃
課程認定委員会②	平成29年9月中旬～平成29年10月下旬
答申	平成29年11月下旬頃
認定・認定書発送	平成29年12月中旬頃

○平成31年度開設予定のスケジュール ※1

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に基づく変更届 提出期限	平成29年9月29日(金) 必着 ※2
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	平成29年7月～8月頃(予定)
申請にあたっての事前相談	平成29年10月下旬～平成30年2月頃(予定)
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当しないと判 断された場合及び記載事項等 不備がある場合の連絡	平成29年12月27日(水) までに ※2
申請(申請書提出)	平成30年3月中旬～下旬頃(予定)
諮問	平成30年8月上旬頃(予定)

課程認定委員会①	平成30年8月下旬～平成30年10月上旬（予定）
審査意見伝達	平成30年10月中旬頃（予定）
補正申請（申請書提出）	平成30年10月下旬頃（予定）
課程認定委員会②	平成30年11月上旬～平成30年12月下旬（予定）
答申	平成31年1月下旬頃（予定）
認定・認定書発送	平成31年2月中旬頃（予定）

※1 平成31年度開設分（平成30年度審査）については、従前より審査スケジュールが変更となる予定である。

※2 届出後、記載事項等の不備があることが判明した場合には、速やかに修正すること。また、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当するか否かの判断は、課程認定委員会により行われるものである。教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合は、提出済の変更届は返却するものとする。

なお、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合及び記載事項等の不備があることが判明した場合には、平成29年12月27日（水）までに、文部科学省教職員課よりメールで連絡する。なお、期限前における審査結果に関する個別の問合せについては一切回答できないため留意すること。

（4）広報活動について

認定を受ける前に教職課程に係る広報を行う場合、申請書を提出する前は、「申請予定」、申請書を提出し審査を行っているときは「申請中」として、広報を行うことは差し支えないものとする。

ただし、中央教育審議会（教員養成部会）における審査の結果、不認定又は申請内容の修正の可能性あることに鑑み、「ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。」と必ず付記すること。

なお、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に基づく変更届を提出した場合は、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合及び記載事項等不備がある場合の連絡伝達期限（平成30年度開設予定の学科等については平成28年12月28日（水））を経過するまでの間は当該届出内容による教職課程に係る広報は行うことができないものとする。

4. 課程認定の審査

(1) 審査基準等

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則並びに教職課程認定審査基準（以下、「認定基準」という。）のほか、以下に基づき行う。

- ・「教職課程認定審査の確認事項」
- ・「教職課程認定審査運営内規」
- ・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」

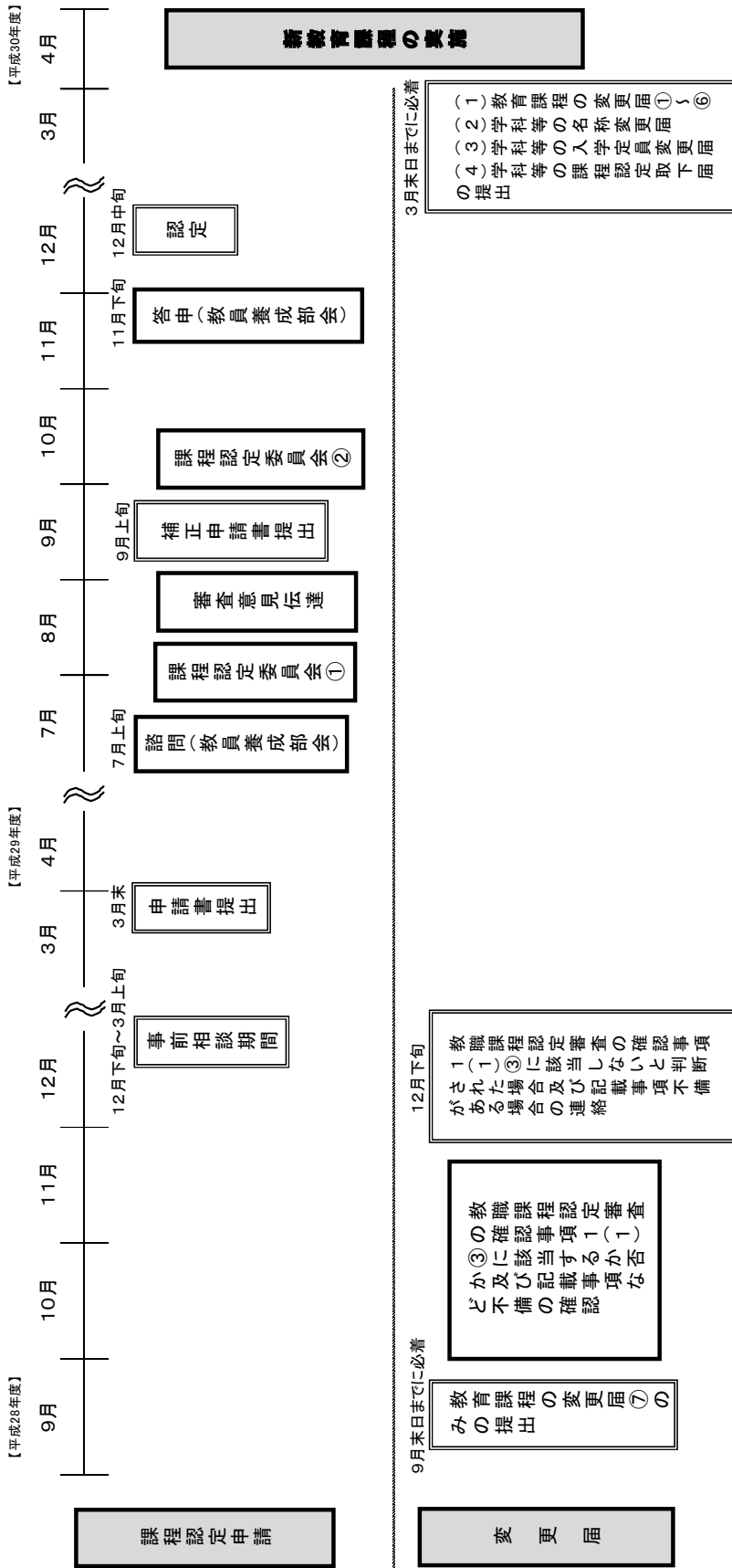
(2) 主な審査事項

審査事項・観点	審査基準	対応様式
①学科等と免許状との関係 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係が適当であるか。	認定基準2（2）	第8号等
②教育課程 教育職員免許法施行規則に定める科目の全てについて開設されているか。	教育職員免許法、 同法施行規則、 認定基準3、4、5	第2号
③教員組織 基準上必要な専任教員数が確保されているか。 専任・兼担・兼任教員について担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有し、当該科目を担当するために十分な能力を有しているか。	認定基準3、4、5	第3号 第4号 第6号 第9号
④施設、設備 科目に必要な施設、設備、図書等が十分に備えられているか。	認定基準10	第7号
⑤教育実習 入学定員に応じた必要な規模の教育実習校が確保されているか。 教育実習実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されているか。	認定基準11	第5号

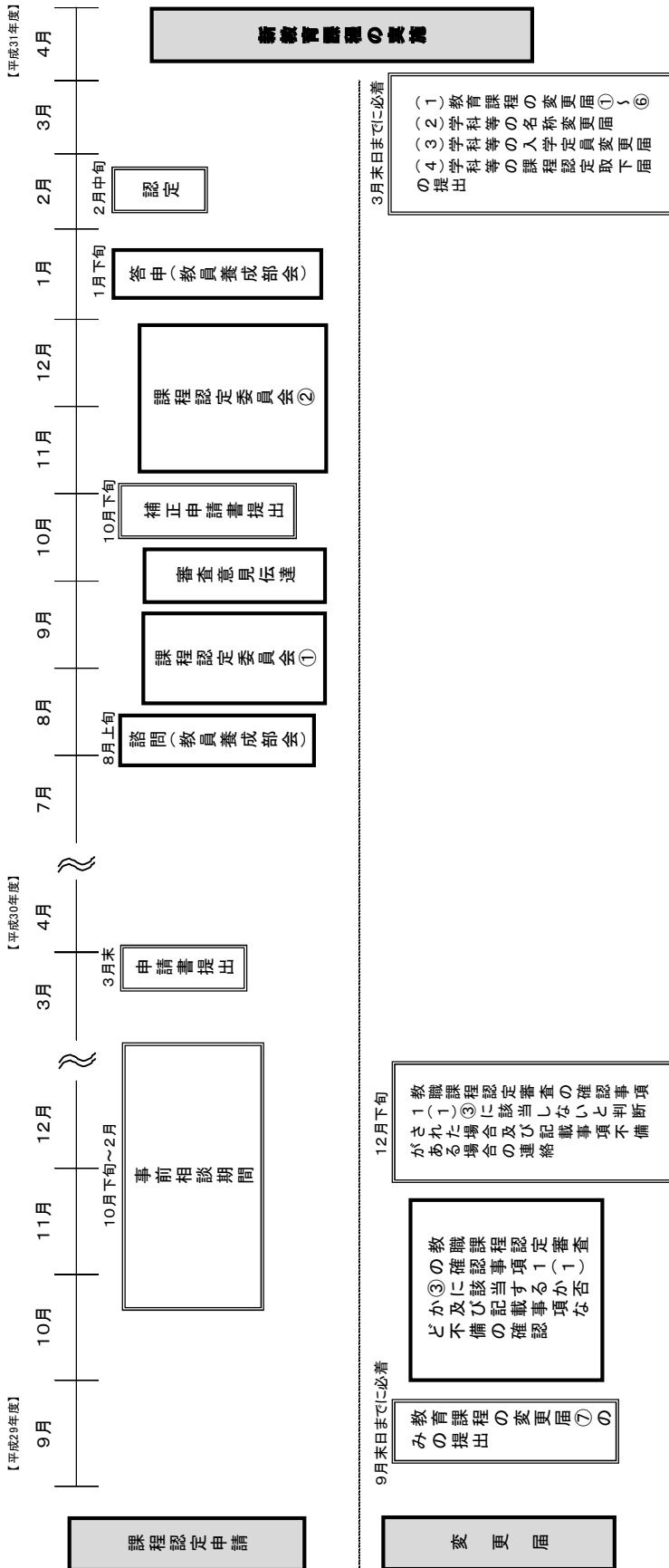
(3) 審査等プロセス

審査回数については昨年度と同様に原則2回とする。また、審査において、多数の修正意見が付された場合や、申請の根幹にかかわるような意見が付された場合には、取り下げ勧告を行う場合があるので、十分に準備をした上で申請すること。

○平成29年度（平成30年度開設）の課程認定審査等のスケジュール



○平成30年度（平成31年度開設）の課程認定審査等のスケジュール（予定）



(4) 教員審査

教職課程の科目（施行規則第66条の6の担当教員は除く。）を担当する教員については、専任・兼担・兼任等の職の種類及び単独・複数・オムニバス等の担当形態の別を問わず、全ての教員について審査を行う。

ただし、教員審査にあたり、一種免許状及び二種免許状の課程の「教職に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」の担当教員が、直近10年以内（平成19～28年度）の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分及び授業内容が同一である場合には、その審査結果を尊重する。

Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領

1. 申請要領

(1) 必要提出書類

教職課程認定申請のための提出書類は、以下のとおりである。各書類の作成方法については、「3. 様式の作成例及び記入要領」(61頁～)を参照すること。

なお、申請を行う課程の種別によって提出が必要となる書類が異なるため、次頁の一覧表で確認すること。

番号	書類名
①	チェックリスト
②	様式第1号 申請書
③	様式第2号 認定を受けようとする大学の課程の概要
④	様式第2号 認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織
	教科に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目
	教科又は教職に関する科目／養護又は教職に関する科目
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
	教職に関する科目
	特別支援教育に関する科目
⑤	シラバス
⑥	様式第3号 学部・学科等別(研究科・専攻等別)教員組織に関する書類
⑦	様式第4号 教員個人に関する書類
	① 履歴書
	② 教育研究業績書
	③ 教員就任承諾書
⑧	様式第5号 教育実習実施計画に関する書類
⑨	様式第5号 実習校からの受入承諾書
⑩	様式第6号 教職に関する科目(特別支援教育に関する科目)の履修体制に関する書類
⑪	様式第7号 認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
⑫	様式第8号ア 認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類
⑬	様式第8号イ 教育課程の運営に関する組織及び取組
⑭	様式第8号ウ 具体的な履修カリキュラム
⑮	様式第9号 誓約書
⑯	学則・履修規定等(開設年度から適用するものを添付すること)
⑰	履修カルテ
⑱	単位互換協定書
⑲	組織改組・再編対照表

必要提出書類一覧 ○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

申請する課程 書類	大学学部学科等 における課程	大学学部学科等 における 通信の課程	短期大学学科等 における課程	短期大学学科等 における 通信の課程	大学院 研究科専攻等 における課程	大学院 研究科専攻等 における 通信の課程	大学専攻科 における 課程	短期大学専攻科 における課程	大学における 教職特別課程	大学院における 教職特別課程	大学における 特別支援教育 特別課程	大学院における 特別支援教育 特別課程
① チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 様式第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 様式第2号 (概要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 様式第2号 (教育課程及び教員組織)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ シラバス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 様式第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 様式第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 様式第5号	○	○	○	○	×	×	×	△※1	○	×	○	○
⑨ 様式第6号	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×
⑩ 様式第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ 様式第8号ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫ 様式第8号イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬ 様式第8号ウ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
⑭ 様式第9号 ※2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑮ 学則・履修規程等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯ 履修カルテ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
⑰ 単位互換協定書 ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑱ 組織改組・再編対照表 ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 短期大学専攻科において教育実習、養護実習を開設する場合には、提出をすること。

※2 既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合に提出すること。(詳細は112頁を参照)

※3 「単位互換協定書」「組織改組・再編対照表」は、それぞれ単位互換や改組を行う大学のみ提出すること。

(2) 記載内容の基準時点

各様式の記載内容の基準時点は以下のとおりである。

様式	記載時点
チェックリスト	申請書提出日
様式第1号	申請書提出日
様式第2号 シラバス	平成30年4月1日（※「概要」については、62頁参照） 平成30年度に適用されるもの
様式第3号	平成30年4月1日
様式第4号	平成28年4月1日から申請書提出日まで (※履歴書の年齢と様式第3号の年齢が一致しない場合がある)
様式第5号	平成30年4月1日
実習生受入承諾書	平成28年4月1日から申請書提出日まで
様式第6号	平成30年4月1日
様式第7号	平成30年4月1日
様式第8号	平成30年4月1日
様式第9号	申請書提出日

(3) 事前相談

課程認定申請にあたっては、提出の事前に相談を行うことができる。

**事前相談期間：平成28年12月20日（火）～平成28年12月27日（火）、
平成29年1月5日（木）～平成29年3月3日（金）**
予約開始日：平成28年12月12日（月）

- 事前相談は、以下の実施時間帯で平日1日6回行うものとする。原則として希望日の1週間前までにメールにて予約すること。
 - ・ 10：00～10：45
 - ・ 11：00～11：45
 - ・ 13：30～14：15
 - ・ 14：30～15：15
 - ・ 15：30～16：15
 - ・ 16：30～17：15
- メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。
 - ・ 宛 先 : kyo-men@mext.go.jp
 - ・ タイトル : 「【事前相談予約】○月○日○時○分～(○○大学)」
 - ・ 内 容 : タイトルに記載した希望日時以外の第2希望、第3希望を記載し、「課程認定事前相談表」を添付すること。
※「課程認定事前相談表」は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。
(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)
- 予約が確定次第、文部科学省から相談日時についてメールにて返信する。文部科学省で

は「申請書のすべてにおいて書類上不備がないか」についての確認は行わないため、具体的にどの箇所を確認・相談したいのかを十分に整理した上で相談すること。

- ④ 予約確定後は、以下の資料を**事前相談の5日前までにメールで送付**のうえ、当日も持参すること。事前に全ての資料を提出されない場合は、質問事項に対し具体的に回答ができないため、予約状況によっては事前相談を取り消す場合もあり得るので、留意すること。
- ・様式第2号（概要、教育課程及び教員組織）
 - ・様式第8号ア及びウ
 - ・学則（履修規程等、認定を受けようとする学科等の開設科目と履修方法がわかるもの）
- ※上記の書類を1つのファイル（PDF形式）に統合した上でメール送付すること。

（４）申請書の提出方法

- ① 申請書は正本と副本を作成し、申請書提出期間中に正本を直接提出すること。（郵送不可）
なお、副本は大学において保存すること。

申請書提出期間：平成29年3月13日（月）～平成29年3月24日（金）

予約開始日：平成29年3月 3日（金）

- 1) 申請書の受付は、平日の以下の4つの時間帯で行う。（1大学あたり所要時間15分程度）各時間帯の中で詳細な時間の希望は承ることは出来ないものとする。
- ① 13：30～14：15、② 14：30～15：15、
 - ③ 15：30～16：15、④ 16：30～17：15
- 2) 希望日の1週間前までにメールにて予約すること。メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。
- ・宛先：kyo-men@mext.go.jp
 - ・タイトル：「【申請書提出予約】〇月〇日〇時〇分～（〇〇大学）」
 - ・内容：タイトルに記載した希望日以外の第2希望日、第3希望日を記載し、「申請課程一覧」に必要事項を記入して添付すること。
- ※「申請課程一覧」は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。
(URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)
- 3) 予約が確定した後に、提出日時についてメール返信するので、予約日時に来省すること。

- ② 申請書は、大学・短期大学・大学院等ごと、通学課程・通信課程ごとに分けて、A4判・左つづりで、パイプ式ファイルにて提出すること。

- ③ 各様式は、以下の表に記載の順に並べ、各様式の最初のページ又は仕切紙にインデックスを貼ること。

書類の並べ方	印刷の方法	インデックス
チェックリスト	両面	—
様式第1号	片面	1
様式第2号（概要）	片面	2
様式第2号（教育課程及び教員組織）※1 教科に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 教科又は教職に関する科目／養護又は教職に関する科目	片面	—

施行規則第66条の6に定める科目 教職に関する科目 特別支援教育に関する科目		
シラバス	両面	シラバス
様式第3号 ※1	両面	3
様式第4号	①～③ の様式ご とに両面	4
① 履歴書		※2
② 教育研究業績書 ③ 教員就任承諾書		
様式第5号	両面	5
様式第6号	両面	6
様式第7号	両面	7
様式第8号ア	両面	8
様式第8号イ	両面	—
様式第8号ウ ※1	両面	—
様式第9号	片面	9
学則	両面	学則
履修規程等	両面	履修規程
履修カルテ	両面	カルテ
単位互換協定書	片面	協定書
組織改組・再編対照表	片面	対照表

※1 複数の免許種を申請する場合は、教育職員免許法施行規則に規定される順、複数の学科等で申請する場合は、様式第2号（概要）に記載した課程の順に並べること。

(例) A学科で小一種免、養一種免、特支一種免／B学科で中一種免（美術）、高一種免（美術）（工芸）／C学科で栄教一種免を申請する場合

- ・教科に関する科目（A学科：小免→B学科：中一種免（美術）→高一種免（美術）→高一種免（工芸））
- ・養護に関する科目（養一種免）
- ・栄養に係る教育に関する科目（栄教一種免）
- ・教科又は教職に関する科目（小一種免→中一種免（美術）→高一種免（美術）→高一種免（工芸））
- ・養護又は教職に関する科目（養一種免）
- ・免許法施行規則第66条の6に関する科目（A学科→B学科→C学科）
- ・教職に関する科目（小一種免）
- ・教職に関する科目（中・高一種免）※共通開設する場合
- ・教職に関する科目（養一種免）
- ・教職に関する科目（栄教一種免）
- ・特別支援教育に関する科目

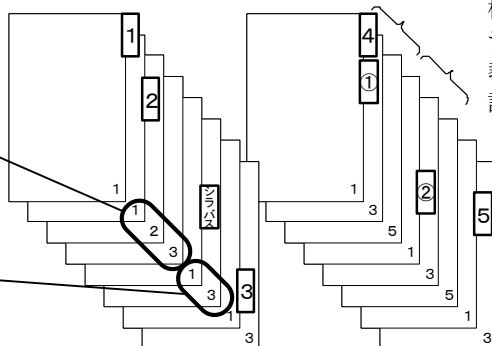
※2 様式第4号は、教員ごとに「①履歴書」「②教育研究業績書」「③教員就任承諾書」の順で並べ、様式第3号の備考欄に記載している通し番号のインデックスを「①履歴書」の最初の頁又は仕切紙に貼ること。

④ 提出書類のページは、様式ごとに（様式第4号は、教員ごとに）ページ番号を振ること。なお、原則として各紙面の右下に鉛筆書きで記載すること。（両面印刷の様式は、裏面については左下に記載すること。）

＜作成例＞

片面印刷の書類の頁は片面のみに振ること。

両面印刷の書類の頁は両面に振ること



様式第4号は、教員ごとにインデックスを貼り、①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書の順に並べる。

(5) 表紙等の作成例

- ・書類はパイプ式ファイルにつづり、提出すること。
- ・作成例に従い、パイプ式ファイルの表紙・背表紙・表紙の裏に必要事項を記載すること。

<作成例>

【表紙】	【背表紙】	【表紙のうら】
<p>〇〇大学課程認定申請書 A の課程) B (1/2) ※</p>	<p>〇〇大学課程認定申請書 A B の課程) 1 ※ / 2</p>	<p>事務担当者 〇〇大学〇〇課 氏名: ●●●●● 電話: ●●●●● FAX: ●●●●● E-mail: ●●●●●</p>

<記載上の注意>

- ① 表紙及び背表紙には、今回申請する課程の種類に応じ、それぞれ以下のとおり記載すること。

申請する課程の種類	Aの記載	Bの記載
大学学部学科等における課程	〇〇大学	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学（通信）	学部学科等の課程（通信）
短期大学学部学科等における課程	〇〇短期大学	学科等の課程
短期大学学部学科等における通信の課程	〇〇短期大学（通信）	学科等の課程（通信）
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院（通信）	研究科専攻等の課程（通信）
大学専攻科における課程	〇〇大学専攻科	専攻科の課程
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学専攻科	専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学	教職特別課程
大学院における教職特別課程	〇〇大学大学院	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学	特別支援教育特別課程
大学院における特別支援教育特別課程	〇〇大学大学院	特別支援教育特別課程

- ② 申請書がパイプ式ファイル1冊に収まらない場合には、分冊にすること。その場合には、※の位置に「1/2」「2/2」のように、何分冊の何番目のファイルであるかが明らかとなるように記載すること。また、それぞれのファイルにおいて表紙等を上記のとおり付けること。

2. 提出書類の様式

様式第1号

〇〇大学
の教員の免許状授与の所要資格
を得させるための課程認定申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇 印

このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	〇〇大学（学部学科等の課程）							
設置者名	〇〇〇〇							
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							
学部名	学科等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類（免許教科・領域） (認定年度)			
					幼・小	中・高	特支	養教・栄教
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度		幼一種免 (平成11年度)			
					小一種免 (平成11年度)			
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度			中一種免（国語） (平成15年度)		
	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度			高一種免（国語） (平成15年度)		
							特支一種免 (知・肢・病) (平成19年度)	
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	中一種免（理科） 高一種免（理科）				
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度					養教一種免 (平成15年度)
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	栄教一種免				
入学定員合計		〇〇						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中である。 ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。 ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済である。 							

様式第2号 (幼・教科に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (幼・教科に関する科目)											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 6単位			2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通 開設 学校 種等	教授	准教授	講師	助教		
			必修	選択							
幼一種免	国 語	国語	2		小	〇〇〇〇				} これら2科目から1科目2単位選択必修	
		幼児国語	2			(〇〇〇〇)					
		2			(〇〇〇〇)					
	算 数	算数	2		小		△△△△				
		幼児算数	2				(△△△△)				
		2				(△△△△)				
	生 活	生活	2		小						
幼児生活		2									
.....		2									
音 楽	音楽	2		小							
	幼児音楽	2									
	2									
図画工作	図画工作	2		小							
	幼児図画工作	2									
	2									
体 育	体育	2		小				□□□□			
	幼児体育	2						(□□□□)			
	2						(□□□□)			
これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目	幼児文化論	2									
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			〇〇単位		●専任教員数 (合計)		〇人		
		・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位		●必要専任教員数		〇人		

様式第2号（小・教科に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教科に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 8単位			2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通 開設 学校 種等	教授	准教授	講師	助教		
必修	選択		教授	准教授						講師	助教
小一種免	国 語 (書写を含む。)	国語	2		幼	〇〇〇〇				書写を含む	
		小学国語	2			(〇〇〇〇)					
		2			(〇〇〇〇)					
	社 会	社会	2								
										
	算 数	算数	2		幼		△△△△				
		小学算数	2				(△△△△)				
		2				(△△△△)				
	理 科	理科	2			□□□□					
小学理科		2			(□□□□)						
生 活	生活	2		幼							
	小学生活	2									
	2									
音 楽	音楽	2		幼			※※※※				
	児童音楽	2					(※※※※)				
	2					(※※※※)				
図画工作	図画工作	2		幼							
	児童図画工作	2									
.....	2										
家 庭	家庭	2									
	小学家庭	2									
.....	2										
体 育	体育	2		幼							
	児童体育	2									
	2									

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	〇〇単位	●専任教員数（合計）	〇人
	・教員の免許状取得のための選択科目	〇〇単位	●必要専任教員数	〇人

様式第2号（中・教科に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中・教科に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 20単位	2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教
必修	選択		学校種等	学科等							
中一種免 (社会)	日本史及び外国史	日本史概論	2		高(地歴)	同	〇〇〇〇				} いずれか1科目選択必修] 全学共通科目 ※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目 ※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目 ※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目
		外国史概論	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇)				
		日本史Ⅰ	2		高(地歴)	同	(〇〇〇〇)				
		2		高(地歴)	同					
		2		高(地歴)	同					
地理学（地誌を含む。）	地理学概論	2		高(地歴)	同						
	地誌	2		高(地歴)	同						
	自然地理学	2		高(地歴)	同						
	人文地理学	2		高(地歴)	同						
「法学、政治学」	法学概論	2		高(公民)	同		〇〇〇〇				
	2		高(公民)	同		(〇〇〇〇)				
	2		高(公民)	同		(〇〇〇〇)				
「社会学、経済学」	社会学概論	2		高(公民)	同				〇〇〇〇		
	経済学概論	2		高(公民)	他				(〇〇〇〇)		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2			他				※〇〇〇〇		
	2			他				※(〇〇〇〇)		
.....	2				他				※(〇〇〇〇)		
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）				〇〇単位	●専任教員数（合計）				〇人	
	・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	●必要専任教員数				4人	

様式第2号 (高・教科に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (高・教科に関する科目)											
認定を受けようとする学部・学科等	理学部	物理学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 20単位			2. 学位 学士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科)	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教
必修	選択		学校種等	学科等							
高一種免 (理科)	物理学	物理学概論	2		中 (理科)	同	〇〇〇〇				※みなし専任教員 (生物学科教員) 生物学科開設科目 ××学部共通科目 コンピュータ活用を含む コンピュータ活用を含む コンピュータ活用を含む 生物学科開設科目 コンピュータ活用を含む ※ : これら4科目より1科目選択必修
		2				(〇〇〇〇)				
		2				(〇〇〇〇)				
	化学	基礎化学	2		中 (理科)	同					
		2								
		2								
	生物学	生物学	2			他			※〇〇〇〇		
		2								
		2								
	地学	地学概論	2			他		〇〇〇〇			
		2					(〇〇〇〇)			
		2					(〇〇〇〇)			
	「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」	物理学実験	2		中 (理科)	同				〇〇〇〇	
		化学実験	2		中 (理科)	同					
		生物学実験	2		中 (理科)	同			(※〇〇〇〇)		
		地学実験	2		中 (理科)	同					
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位		●専任教員数 (合計)		〇人		
	・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位		●必要専任教員数		4人		

様式第2号（養護に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（養護に関する科目）														
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部		〇〇学科		入学定員 〇〇		1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・養護に関する科目 28単位			2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考		
			授業科目	単位数	共通開設			教授	准教授	講師	助教			
					必修	選択	学校種等						学科等	
養教一種免	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学	2		中・高（保健）	同	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)					予防医学を含む	
			公衆衛生学	2		中・高（保健）	同							
	学校保健	2		学校保健	2		中・高（保健）							同
	養護概説	2		養護概論	2									
	健康相談活動の理論及び方法	2		健康相談活動	2									
	栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		中・高（保健）	同							
			食品学	2										
	解剖学及び生理学	2	解剖学	2		高（保健）	同							
			生理学	2		中・高（保健）	同							
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2		高（保健）	同							
免疫学			2											
精神保健	2	薬理概論	2											
		精神保健	2		中・高（保健）	同								
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概論	4				〇〇〇〇							
		看護実習Ⅰ	2				(〇〇〇〇)					臨床実習		
		看護実習Ⅱ	2				(〇〇〇〇)					臨床実習		
		看護実習Ⅲ	2				(〇〇〇〇)					臨床実習、救急処置		
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）						〇〇単位		●専任教員数（合計）		〇人		
		・教員の免許状取得のための選択科目						〇〇単位		●必要専任教員数		3人		

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

様式第2号 (栄養に係る教育に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (栄養に係る教育に関する科目)										
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・栄養に係る教育に関する科目 4単位		2. 学 位 学士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
		授業科目	単位数		教授	准教授	講師	助教		
			必修	選択						
栄養一種免	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育法	2		〇〇〇〇					
	・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導法	2		(〇〇〇〇)					
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位				
		・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位				

様式第2号 (小・教科又は教職に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (教科又は教職に関する科目)						
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科又は教職に関する科目 10単位	2. 学 位 学士(〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数 必修 選択			
小一種免	教科又は教職に関する科目	学校現場体験 ボランティア実習 外国語活動 ・ ・ ・ ・ ・	2 2 2 2	「教科又は教職に関する科目」の選択科目 又は 最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて4単位以上修得		
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		〇〇単位			
	・教員の免許状取得のための選択科目		〇〇単位			
	・「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		〇〇単位			

様式第2号（養護又は教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（養護又は教職に関する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・養護又は教職に関する科目 7単位	2. 学 位 学士（〇〇〇〇）	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
				必修	選択	
養教一種免	養護又は教職に関する科目	学校現場体験 ボランティア実習	2 2 2			「養護又は教職に関する科目」の選択科目 又は 最低修得単位数を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」 について、併せて3単位以上修得
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		〇〇単位			
	・教員の免許状取得のための選択科目		〇〇単位			
	・「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		〇〇単位			

様式第2号（第66条の6に定める科目）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
認定を受けようとする 学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	学 位 学 士（○○○○）	学位又は学科の分野 ○○○○	
免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
		授業科目	単位数			
				必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		これら2科目より1科目選択必修	
体育	2	体育理論		2		
		体育実技		2		
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ		2		
		英会話Ⅱ		2		
情報機器の操作	2	情報処理演習	2			

様式第2号（幼・教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（幼・教職に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部		〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教職に関する科目 35 単位		2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数 必修 選択	共通 開設 学校 種等	教授	准教授	講師	助教	
幼一種免	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	小	〇〇〇〇				
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原論	2	小					
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学	2	小					
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		学習・発達論	2	小					(□□□□)
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	18	教育課程論	4	小					
		・保育内容の指導法		保育内容指導法	2			△△△△			
				保育内容（健康）	2			{△△△△}			
				保育内容（人間関係）	2			{△△△△}			
				保育内容（環境）	2			{△△△△}			
				保育内容（言葉）	2			{△△△△}			
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2	小								
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法	2	幼児理解の理論と方法	2							
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	小						
教育実習		5	教育実習事前事後指導	1							
			教育実習	4							
教職実践演習		2	教職実践演習（幼・小）	2	小	(〇〇〇〇)				□□□□	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			〇〇単位		●専任教員数（合計）					〇人
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位		●必要専任教員数					〇人

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

様式第2号（小・教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教職に関する科目）													
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部		〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教職に関する科目 41単位		2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇				
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考		
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教			
小一種免	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	幼	〇〇〇〇					書写を含む	
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	教育原論	2	幼							
				教育心理学	2	幼							
				学習・発達論	2	幼							（※※※※）
				教育制度論	2	幼							
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法	22	教育課程論	2	幼							
				初等教科教育法（国語）	2								
		初等教科教育法（社会）		2									
		初等教科教育法（算数）		2									
		初等教科教育法（理科）		2									
		初等教科教育法（生活）		2									
		初等教科教育法（音楽）		2									
		初等教科教育法（図画工作）		2									
		初等教科教育法（家庭）		2									
		初等教科教育法（体育）		2									
道徳の指導法	道徳の指導法	2								□□□□			
	特別活動の指導法	2								（□□□□）			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	幼										
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	生徒・進路指導の理論と方法	2									
			教育相談の理論と方法	2	幼								
教育実習		5	教育実習事前事後指導	1									
			教育実習	4									
教職実践演習		2	教職実践演習（幼・小）	2	幼	（〇〇〇〇）				※※※※			
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			〇〇単位		●専任教員数（合計）		〇人					
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位		●必要専任教員数		〇人					

※専任教員欄の網掛けは消さないこと。

様式第2号（中高・教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（中高・教職に関する科目）														
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部 ××学部		〇〇学科 ××学科	入学定員合計 〇〇	認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免（国語）・中高一種免（理科） 免許状取得に必要な最低修得単位数 教職に関する科目 中一種免 〇〇単位 高一種免 ××単位									
開設体制	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考		
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設	教授	准教授	講師	助教				
					必修	選択					学校種等			
大学において共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設） 共通開設している学科等の入学定員の合計 〇〇人	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2		養・栄	〇〇〇〇						
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2		2		養・栄						
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2		2		養・栄	〇〇〇〇				〇〇学科開設 ××学科開設	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学習・発達論	2		2		養・栄						
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2		2		養・栄		{〇〇〇〇}			該当教科の指導法を履修。なお、各教科の指導法の科目より、中免は4単位、高免は2単位それぞれ選択必修	
		・各教科の指導法	中等教科教育法Ⅰ（国語）	2		2								
			中等教科教育法Ⅱ（国語）	2		2								
			中等教科教育法Ⅲ（国語）	2		2								
			中等教科教育法Ⅳ（国語）	2		2								
		・道徳の指導法	中等教科教育法Ⅰ（理科）	2		2								
			中等教科教育法Ⅱ（理科）	2		2								
			中等教科教育法Ⅲ（理科）	2		2								
中等教科教育法Ⅳ（理科）			2		2									
道徳の指導法			2		2		養・栄							
特別活動の指導法	2			2		養・栄								
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2		2		養・栄		{〇〇〇〇}						
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2		2									
	・進路指導の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2		2		養・栄							
教育実習		教育実習事前事後指導	1		1									
		教育実習Ⅰ	2		2									
		教育実習Ⅱ	2		2									
教職実践演習		2		2			{〇〇〇〇}				中免のみ必修			

●単位数
・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） 〇〇単位
・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位

●専任教員数（合計） 〇人
●必要専任教員数 〇人

※専任教員欄の網掛けは消さないこと。

様式第2号（養・教職に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（養・教職に関する科目）														
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部		〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教職に関する科目 21単位			2. 学位 学士（〇〇〇〇）	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
開設体制	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考		
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設	学校種等	教授	准教授	講師	助教			
大学において共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科にて開設） 共通開設している学科等の入学定員の合計 〇〇人	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2		中・高	〇〇〇〇						
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	教育原論	2		中・高							
				教育心理学	2		中・高		〇〇〇〇					
				学習・発達論	2		中・高							
	教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・道徳及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育課程論	2		中・高			〇〇〇〇				
				道徳の指導法	1		中							〇〇学科開設
				特別活動の指導法	1		中・高							〇〇学科開設
	生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	生徒指導の理論と方法	2									
				教育相談の理論と方法	2		中・高							
	養護実習		5	養護実習事前事後指導	1									〇〇学科開設
養護実習Ⅰ				2									〇〇学科開設	
養護実習Ⅱ	2											〇〇学科開設		
教職実践演習		2	教職実践演習（養護教諭）	2				〇〇〇〇						
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			〇〇単位			●専任教員数（合計）				〇人			
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位			●必要専任教員数				〇人			

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

様式第2号 (栄・教職に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (栄・教職に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部		〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教職に関する科目 18単位			2. 学位 学士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
開設体制	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
				科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目		単位数	共通 開設 学校 種等		教授
必修	選択	必修	選択									
大学において共通開設 (ただし、一部科目は〇〇学科にて開設) 共通開設している学科等の入学定員の合計 〇〇人	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	中・高	〇〇〇〇					〇〇学科開設 〇〇学科開設 〇〇学科開設 〇〇学科開設
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教育原論	2	中・高						
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	教育心理学	2	中・高		〇〇〇〇				
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	学習・発達論	2	中・高						
	教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	4	教育課程論	2	中・高		(〇〇〇〇)				
		・道徳及び特別活動に関する内容	1	道徳の指導法	1	中						
		・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	1	特別活動の指導	1	中・高						
	生徒指導及び教育相談に関する科目	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	教育方法論	2	中・高		(〇〇〇〇)				
		・生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導の理論と方法	2							
	栄養教育実習	・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	2	教育相談の理論と方法	2	中・高						
栄養教育実習		2	栄養教育実習事前事後指導	1								
教職実践演習	2	栄養教育実習	1									
2	教職実践演習 (栄養教諭)	2				(〇〇〇〇)						
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位				●専任教員数 (合計) 〇人							
	・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位				●必要専任教員数 〇人							

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

様式第2号 (特別支援教育に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (特別支援教育に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 26単位		2. 学 位 学士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇				
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
			授業科目	単位数		中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師		助教
必修	選択											
特支一種免 (知的障害者) (病弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	障害者教育総論	2			〇〇〇〇 (〇〇〇〇) (〇〇〇〇)					
	特別支援教育領域に関する科目	16	知的障害者の心理	2	知的障害者			〇〇〇〇 (〇〇〇〇)				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		知的障害者の生理・病理	2	知的障害者			〇〇〇〇 (〇〇〇〇)				
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者						
			病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者						
	特別支援教育領域に関する科目		知的障害教育 I	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)					
			知的障害教育 II	2	知的障害者		〇〇〇〇 (〇〇〇〇)					
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者の言語障害指導	2	知的障害者	聴覚障害者	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)					
			肢体不自由教育 I	2	肢体不自由者					〇〇〇〇 (〇〇〇〇)		
			肢体不自由教育 II	2	肢体不自由者					〇〇〇〇 (〇〇〇〇)		
			肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢体不自由者	知的障害者						
			病弱教育 I	2	病弱者							
			病弱教育 II	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者						
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		知的障害教育総論	2	知的障害者							
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		肢体不自由教育総論	2	肢体不自由者							
			病弱教育総論	2	病弱者							
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害児の心理、生理、病理	2	視覚障害者						重複・言語・情緒・LD・ADHD	
			聴覚障害児の心理、生理、病理	2	聴覚障害者							
			障害児の心理、生理、病理	2	重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害児教育課程論	2	視覚障害者							
			聴覚障害児教育課程論	2	聴覚障害者							重複・言語・情緒・LD・ADHD
			障害児教育課程総論	2	重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		障害児教育課程論	2	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者							重複・言語・情緒・LD・ADHD
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習	3				(〇〇〇〇)				事前事後指導1単位含む	

●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位
 ・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位
 ●専任教員数 (合計) 〇人
 ●必要専任教員数 3人

★「中心となる領域」についての単位数記載

- 視覚障害者に関する教育の領域：
4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
- 聴覚障害者に関する教育の領域：
4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
- 知的障害者に関する教育の領域：
1.2単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
- 肢体不自由者に関する教育の領域：
1.0単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
- 病弱者に関する教育の領域：
8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	〇〇大学（研究科専攻等の課程）								
設置者名	〇〇〇〇								
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇								
研究科名	専攻等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類（免許教科・領域） (認定年度)				基礎となる学部学科及び免許状の種類
					幼・小	中・高	特支	養教・栄教	
〇〇研究科	〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度		幼専免 (平成11年度)				〇〇学部〇〇学科 幼一種免
					小専免 (平成11年度)				〇〇学部〇〇学科 小一種免
〇〇研究科	〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度			中専免（国語） (平成15年度)			〇〇学部〇〇学科 中一種免（国語）
						高専免（国語） (平成15年度)			〇〇学部〇〇学科 高一種免（国語）
〇〇研究科	〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度					養教専免 (平成15年度)	〇〇学部〇〇学科 養一種免
〇〇研究科	〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度	栄教専免					〇〇学部〇〇学科 栄一種免
入学定員合計		〇〇							
備考	・〇〇研究科〇〇専攻は、平成〇〇年度設置のため、現在設置認可申請中である。								

様式第2号 (小・教科又は教職に関する科目)

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織													
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科又は教職に関する科目 24単位				2. 学位 修士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇			
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考			
		授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教		
			必修	選択	学校種等	学科等							
小専免	教科に関する科目	国語学特論	2		幼	同	〇〇〇〇						
		2		幼	同	(〇〇〇〇)						
		2		幼	同	(〇〇〇〇)						
		2					〇〇〇〇					
		2					(〇〇〇〇)					
		2										
		2										
		2										
		2										
		2										
		2										
		2										
	2											
	2											
	2											
	2											
	2											
	教職に関する科目	教育学特論	2		幼	同			〇〇〇〇				
		2		幼	同			(〇〇〇〇)				
.....		2		幼	同								
.....		2							〇〇〇〇				
.....		2											
.....		2											
.....		2											
.....		2											
●単位数				・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位	●専任教員数 (合計)				〇人
				・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	●必要専任教員数				×人

様式第2号（特別支援教育に関する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織（特別支援教育に関する科目）													
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 24単位				2. 学位 修士（〇〇〇〇）	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇				
認定を受けようとする免許状の種類 （特別支援教育領域）	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目						専任教員				備考	
		授業科目	単位数		中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	助教			
必修	選択												
特支専免 （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	特別支援教育に関する科目	障害者教育特論	2				〇〇〇〇						
		知的障害者心理学研究	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者		〇〇〇〇					
		知的障害者生理学・病理学研究	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者		（〇〇〇〇）					
		知的障害者教育課程特論	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者		（〇〇〇〇）					
		肢体不自由者教育課程特論	2		肢体不自由者	知的障害者 病弱者		（〇〇〇〇） （〇〇〇〇）					
		病弱者教育課程特論	2		病弱者	知的障害者 肢体不自由者					〇〇〇〇		
		知的障害教育研究	2		知的障害者	知的障害者							
		肢体不自由教育研究	2		肢体不自由者	知的障害者 病弱者							
		病弱教育研究	2		病弱者	知的障害者 肢体不自由者							
		重複障害教育研究	2		重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD	
		LD等教育研究	2		重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD	
		障害児教育課程研究	2				視覚障害者						これらより 22単位選択必修
							聴覚障害者						
		障害児教育指導研究	2				知的障害者	（〇〇〇〇）					
							肢体不自由者 病弱者						
特別支援教育コーディネーター概論	2				視覚障害者								
					聴覚障害者								
特別支援教育コーディネーター実践論	2				知的障害者								
					肢体不自由者 病弱者								

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	〇〇単位	●専任教員数（合計）	〇人
	・教員の免許状取得のための選択科目	〇〇単位	●必要専任教員数	3人

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	〇〇短期大学（専攻科の課程）								
設置者名	〇〇〇〇								
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇								
専攻科名 専攻等名	入学 定員	設置年度	認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類（免許教科・領域） (認定年度)				基礎となる学科及 び免許状の種類	学位授与機構の認 定を受けた年度
				幼・小	中・高	特支	養教・栄教		
〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度		小一種免 (平成11年度)				〇〇学科 小二種免	平成〇〇年度
〇〇専攻	〇〇	平成〇〇年度	中一種免（国語）					〇〇学科 中二種免（国語）	平成〇〇年度
入学定員合計	〇〇								
備考	・〇〇専攻科〇〇専攻は、平成〇〇年度設置のため、現在設置認可申請中である。								

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	〇〇大学（教職特別課程）							
設置者名	〇〇〇〇							
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							
学部名	学科等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類（免許教科・領域） (認定年度)			
					幼・小	中・高	特支	養教・栄教
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度		幼一種免 (平成11年度)			
					小一種免 (平成11年度)			
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度			中一種免（国語） (平成15年度)		
						高一種免（国語） (平成15年度)		
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度			中一種免（英語） (平成15年度)		
						高一種免（英語） (平成15年度)		
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度				特支一種免 (知・肢・病) (平成19年度)	
入学定員合計		〇〇						
教職特別課程		〇〇	平成〇〇年度	中一種免（英語） 高一種免（英語）		中一種免（国語） (平成11年度)		
						高一種免（国語） (平成11年度)		
備考								

シラバス：教科に関する科目

授業科目名：〇〇〇〇	教員の免許状取得のための 必修科目／選択科目	単位数： 〇単位	担当教員名： 〇〇〇〇、△△△△
			担当形態： オムニバス
科 目	教科に関する科目（中学校及び高等学校 国語）		
施行規則に定める 科目区分	・国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		
授業の到達目標及びテーマ ・			
授業の概要 ・ ・			
授業計画 第1回：（担当：〇〇〇〇） 第2回：（担当：〇〇〇〇） 第3回：（担当：〇〇〇〇） 第4回：（担当：△△△△） 第5回：（担当：△△△△） ・ 第15回：（担当：△△△△）			
定期試験			
テキスト ・			
参考書・参考資料等 ・			
学生に対する評価 ・ ・			

シラバス：教職に関する科目

授業科目名：〇〇〇〇	教員の免許状取得のための 必修科目／選択科目	単位数： 〇単位	担当教員名： ××××
			担当形態： 単独
科 目	教職に関する科目（教職の意義等に関する科目）		
各科目に含めることが 必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 		
授業のテーマ及び到達目標			
授業の概要			
授業計画 第1回：..... 第2回：..... 第3回：..... 第4回：..... 第5回：..... 第15回：..... 定期試験			
テキスト			
参考書・参考資料等			
学生に対する評価			

シラバス：教職実践演習

シラバス：教職実践演習（中高）		単位数：2単位		担当教員名：××××、△△△△	
科 目	教職に関する科目（教職実践演習）				
履修時期	4年次後期	履修履歴の把握	○	学校現場の意見聴取	○
受講者数 人					
教員の連携・協力体制					
授業のテーマ及び到達目標					
授業の概要					
授業計画 第1回：..... 第2回：..... 第3回：..... 第4回：..... 第5回：..... 第6回：..... 第7回：..... 第8回：..... 第9回：..... 第10回：..... 第11回：..... 第12回：..... 第13回：..... 第14回：..... 第15回：.....					
テキスト					
参考書・参考資料等					
学生に対する評価					

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名 (年齢)	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	教科に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	1
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2
			専任	講師	※〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	4
			兼担	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	5
			兼担	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	6
			兼任	講師	△〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7 平成31年度 採用予定
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	15

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目の別	氏名 （年齢）	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	教科又は教職に関する科目	〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	16
			※〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	前掲3
			〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	17
			〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	18
			〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	19
			〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	20
			〇〇〇〇 （〇〇歳）	××××	

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免状の種類（免許教科）	科目の別	専任の別	教授等の別	氏名（年齢）	担当授業科目			直近の課程認定審査の状況						備考					
									免許状の種類（免許教科）	担当授業科目			審査大学	審査年度						
						名称	科目区分	必要事項		名称	専任等の別	科目区分				必要事項				
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	教職に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	ABC									21			
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	ABC	幼一種免	××××	専任	1	ABC	□□大学	H24			22		
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	A		××××		2	A	□□大学	H24				
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	ABC	幼一種免	××××	兼任	1	ABC	■ ■ 大学	H25	前掲4				
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	D		××××		3	D	■ ■ 大学	H25				
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	4	A		××××		4	A	■ ■ 大学	H25				
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	B											23	
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	B											
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	B	幼一種免	××××	兼任	3	ABC	△△大学	H24			24	
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	A										25	
						〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	D											
						兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	5										26
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	6										27			
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	C									28			
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	6										29			

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(領域)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目			直近の課程認定審査の状況					備考		
						名称	科目区分	中心領域	免許状の種類(領域)	担当授業科目			審査大学		審査年度	
										名称	科目区分	中心領域				
〇〇学部 〇〇学科	特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	知	/	/	/	/	/	/	/	30
						××××	3									
						××××	5									
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	知	特支一種免	××××	2	知	□□大学	H24	31	
						××××	2	知	(知・肢・病)	××××	2	知	□□大学	H24		
						××××	2	知		××××	2	知	□□大学	H24		
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	病	特支一種免	××××	3	病	■●大学	H24	32	
						××××	3	病	(知・肢・病)	××××	3	病	■●大学	H24		
						××××	3	肢		××××	3	肢	■●大学	H24		
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	病	/	/	/	/	/	/	/	/
××××	2	肢														
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	/	特支一種免	××××	1	/	△△大学	H24	34				
			××××	1		(知・肢・病)										
兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	35		
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2											肢	
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	肢	/	/	/	/	/	/	/	/	36		
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	肢											
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7	LD	/	/	/	/	/	/	/	/	37		
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7	LD											
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8	/	/	/	/	/	/	/	/	/	38		
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8												

様式第3号（教科に関する科目・養護に関する科目・栄養に係る教育に関する科目・教職に関する科目・特別支援教育に関する科目）

研究科・専攻等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科・領域)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名 (年齢)	担当授業科目	備考
〇〇研究科 〇〇専攻	小専免	教科に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	1
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	3
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	4
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	5
			兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	6
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	9
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	10

①履歴書

履 歴 書					
フリガナ				生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
氏名		性別		(年齢)	(満〇〇歳)
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県・・・				
学 歴					
年月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
職 歴					
年月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
学会及び社会における活動等					
現在所属している学会					
年月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
資 格 等					
年月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
賞 罰					
年月	事 項				
年 月					
年 月					
平成〇〇年 〇月 〇〇日				上記のとおり相違ありません。	
				本人氏名 〇 〇 〇 〇 印	

③教員就任承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（申請者名）殿

氏名

印

私は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の教職課程の認定の上は、当該学科の専任教員として、平成〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

記

- ・ 〇〇〇論
- ・ 〇〇〇概論Ⅰ
- ・ 〇〇〇概論Ⅱ
- ・ 〇〇〇演習
- ・ 〇〇〇基礎論

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 実 施 計 画	
1	教育実習の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 ○年次○月～○月
②	教育実習の実習期間・総時間数 中学校○週間（●●●時間）、高等学校×週間（●●時間）、・・・
③	教育実習校の確保の方法
④	教育実習内容
⑤	教育実習生に対する指導の方法
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数
②	内容（具体的な指導項目）

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ・ 委員会等の運営方法

【委員会の組織図】

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ・ 委員会等の運営方法

【委員会の組織図】

4 教育実習の受講資格

（例） 以下に掲げる科目を履修済であること。

- ・ 授業科目〇〇 〇単位 〇年次前期開設 必修科目
- ・ 授業科目〇〇 〇単位

5 実習校

学校名	〇〇市立〇〇小学校（△△県××市〇〇町1－2）	学級数：〇〇	児童数：〇〇人
教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人		
学校名	〇〇市立〇〇中学校（△△県××市〇〇町1－2）	学級数：〇〇	生徒数：〇〇人
教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人		
教育委員会名	〇〇市教育委員会	小学校：〇〇校	中学校：〇〇校

様式第6号（教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制に関する書類）

1 自大学で開設する教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制

①教職に関する科目の開設学部・学科等（所在地）	②履修学生の所属学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等における免許状の種類	④②の学科等の入学定員	⑤①の学科等における教職に関する科目の担当教員数	⑥⑤の教員数における専任教員数
教育学部 ○○学科 (所在地)	教育学部 ○○学科 (所在地) ○○学科 (所在地) ○○学科 (所在地) 法学部 ○○学科 (所在地) 経済学部 ○○学科 (所在地)	中一種免 (国語) 高一種免 (国語)	100人 50人 50人 80人 50人	15人	10人
	小 計		330人	15人	10人
教育学部 ◆◆学科 (所在地)	教育学部 ◆◆学科 (所在地)	小一種免	50人	10人	5人
	小 計		50人	10人	5人

2 他大学で開設する教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制

①教職に関する科目の開設 大学・学部・学科等（所在地）	②履修学生の所属学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等における免許状の種類	④他大学における開設授業科目	
			名称	単位数
○○大学 ××学部 ▲▲学科 (所在地)	教育学部 ○○学科 (所在地)	中一種免 (国語) 高一種免 (国語)	教職論 特別活動論	2 2
			計	4

様式第7号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 ○○学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室（○○高等学校） ○室 ○室 ○室 ○棟 （○○附属学校のプール）
○○学部 ○○学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室 コンピュータ演習室	○室 ○室 ○室

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 ○○学科	小一種免	教科に関する科目 教職に関する科目	○○○○冊 ○○○○冊
○○学部 ○○学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科（理科）に関する科目 教職に関する科目	○○○○冊 ○○○○冊
		合計	○○○○冊

3 教職に関連のある施設・設備、役割など

--

(1) 大学・学科の設置理念

①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

(2) 教員養成に対する理念・構想

①大学

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごと）

様式第8号イ（教育課程の運営に関する組織及び取組）

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：
目的：
責任者：
構成員（役職・人数）：
運営方法：

②

組織名称：
目的：
責任者：
構成員（役職・人数）：
運営方法：

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

--

II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

--

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：
連携先との調整方法：
具体的な内容：

②

取組名称：
連携先との調整方法：
具体的な内容：

III. 教職指導の状況

--

様式第8号ウ

<〇〇学科>(認定課程:)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

様式第8号ウ（教諭）

<〇〇学科>（認定課程： ）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		教職に関する科目			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
4年次	前期							
	後期							

様式第8号ウ（養護）

<〇〇学科>（認定課程： ）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		教職に関する科目			養護に関する科目	養護又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
4年次	前期							
	後期							

様式第8号ウ（栄養）

<〇〇学科>（認定課程： ）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					
		教職に関する科目			栄養に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称			
1年次	前期						
	後期						
2年次	前期						
	後期						
3年次	前期						
	後期						
4年次	前期						
	後期						

<〇〇学科>(認定課程:)

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称										その他教職課程に関連のある科目
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム						特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム				
		教職に関する科目			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目				
科目区分	必要事項	科目名称	科目区分	中心領域				科目名称				
年次	時期											
1年次	前期											
	後期											
2年次	前期											
	後期											
3年次	前期											
	後期											
4年次	前期											
	後期											

誓 約 書

平成〇〇年〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇 印

このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるために認定を受けようとする課程が、課程認定審査の確認事項1（2）の規定により、既に認定を受けている課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない（教職課程認定基準4－8等の特例を除く）旨、誓約いたします。

3. 様式の作成例及び記入要領

(1) 様式第1号

様式第1号

①
 ○○大学
 の教員の免許状授与の所要資格
 を得させるための課程認定申請書

②大臣名は、申請書提出時点での大臣名を記載すること。

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

③申請書を提出する日を記載すること。

平成29年○月○○日

⑤自筆署名の場合印は省略可。

申請者 ○○ ○○ 印

⑥下記の文面は変更しないこと。

このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

①「○○大学」には、今回申請する課程の種類に応じて以下のとおり記載すること。

大学学部学科等の課程	○○大学
大学学部学科等の通信の課程	○○大学（通信）
短期大学学科等の課程	○○短期大学
短期大学学科等の通信の課程	○○短期大学（通信）
大学院研究科専攻等の課程	○○大学大学院
大学院研究科専攻等の通信の課程	○○大学大学院（通信）
大学専攻科の課程	○○大学専攻科
短期大学専攻科の課程	○○短期大学専攻科
大学の教職特別課程	○○大学教職特別課程
大学院の教職特別課程	○○大学大学院教職特別課程
大学の特別支援教育特別課程	○○大学特別支援教育特別課程
大学院の特別支援教育特別課程	○○大学大学院特別支援教育特別課程

④設置者の職名、氏名を記載すること。

- ・ 国立大学
→ 国立大学法人の長
- ・ 公立大学
→ 公立大学法人の長又は
公立大学を設置する地方公共
団体の長
- ・ 私立大学
→ 私立大学を設置する学校法人
の理事長

(2) 様式第2号(概要)

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

①設置者名は認定年度の4月1日時点の大学の設置者を記載すること。
(学長名及び理事長名は記載しないこと。)

- ・国立大学—国立大学法人名
- ・公立大学—公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学—私立大学を設置する学校法人名

認定を受けようとする大学の課程の概要

⑥	大学名	〇〇大学(学部学科等の課程)								
	設置者名	学校法人〇〇大学								
⑦	大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇								
⑧	学部名	学科等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類(免許教科・領域) (認定年度)				
						幼・小	中・高	特支	養教・栄教	
	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度		幼一種免 (平成11年度)				
	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度		小一種免 (平成11年度)				
						中一種免(国語) (平成15年度)				
						高一種免(国語) (平成15年度)				
		〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度				特支一種免 (知・肢・病) (平成19年度)		
			〇〇	平成〇〇年度	中一種免(理科) 高一種免(理科)					
			〇〇	平成〇〇年度						養教一種免 (平成15年度)
		〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	栄教一種免					
	入学定員合計		〇〇							
⑨	備考	・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中である。 ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。 ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済である。								

②設置年度は当該学科等の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。(※設置申請年度ではないため注意すること。)

④学則に定める入学定員を記載すること。編入定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

⑤認定年度を括弧書きで記載すること。改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。(※認定申請年度ではないため注意すること。)

③免許状の種類には、免許状の種類、免許教科(特別支援学校免許状の場合は領域)を記載すること。記載にあたっては、以下を参考に略記すること(免許教科は略記しないこと)。

- | | |
|------------------------|------------|
| 幼稚園教諭一種免許状 | 幼一種免 |
| 幼稚園教諭専修免許状 | 幼専免 |
| 小学校教諭一種免許状 | 小一種免 |
| 小学校教諭専修免許状 | 小専免 |
| 中学校教諭一種免許状(国語) | 中一種免(国語) |
| 中学校教諭専修免許状(社会) | 中専免(社会) |
| 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) | 高一種免(地理歴史) |
| 高等学校教諭専修免許状(数学) | 高専免(数学) |
| 特別支援教諭一種免許状(知的障害者・病弱者) | 特支一種免(知・病) |
| 特別支援教諭専修免許状(視覚) | 特支専免(視) |
| 養護教諭二種免許状 | 養教二種免 |
| 栄養教諭専修免許状 | 栄教専免 |

⑥「大学名」欄には、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	〇〇大学（学部学科等の課程）	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学（学部学科等の通信課程）	
短期大学学部学科等における課程	〇〇短期大学（学科等の課程）	
短期大学学部学科等における通信の課程	〇〇短期大学（学科等の通信課程）	
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学（大学院研究科専攻等の課程）	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学（大学院研究科専攻等の通信課程）	
大学専攻科における課程	〇〇大学（専攻科の課程）	
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学（専攻科の課程）	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学（教職特別課程）	教職特別課程
大学院における教職特別課程	〇〇大学（大学院教職特別課程）	
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学（特別支援教育特別課程）	
大学院における特別支援教育特別課程	〇〇大学（大学院特別支援教育特別課程）	

⑦「大学の位置」欄には、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。

なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

⑧「学部名」、「学科等名」欄には、申請時点における大学全体の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学科等の状況を記載すること。

「入学定員」について、認定を受けようとする年度において改組、募集停止等となる学科等においては、「-」（ハイフン）を記載すること。

※改組の場合、改組前の学科等が申請時点で課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学科名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。

※申請に係る学科等以外で、認定年度に学科名称変更を予定している場合には、新学科名称を記載し、備考欄に、申請時点の学科名称を記載した上で、変更予定と記載すること。

※申請年度末に学生募集停止を予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。

※学部学科等名には、認定年度の学則に定める名称を記載すること。学則に定められていない専攻やコースは記載しないこと。

※「学部名」「学科等名」欄には、第2部（夜間の課程）、第3部（昼間2交代制又は昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を記載すること。

※教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

⑨「備考」欄には、既に認定を受けている課程の名称変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。

(例) 既に認定を受けている課程の名称変更等の予定

- ・平成〇〇年度より、〇〇学科が〇〇学科へ名称変更予定。
- ・平成〇〇年度より、〇〇学科の定員を〇〇から〇〇へ変更予定。

認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、既に、設置届出済である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取り下げ届提出予定。

認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。

(3) 様式第2号(教育課程及び教員組織)

様式第2号(認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織)には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況を記載すること。

<一種・二種の免許状の課程>

i) 教科に関する科目(幼・小用)

様式第2号(幼・教科に関する科目)

①学部・学科等及び入学定員は、様式第2号(概要)の記載とあわせること。

②免許法施行規則に定める単位数を記載すること。

③設置申請書と一致させること。

④学則に定められた授業科目及び単位数を記載すること。(※シラバス、様式第3号、様式第4号とも一致しているかどうかを確認すること。)

⑤「単位数」の「必修」「選択」は教員免許状の取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。(※卒業要件の必修・選択ではない。)

⑥幼稚園の課程は、全教科のうち、3教科以上にわたり、各1人以上の専任教員の配置が必要である(入学定員50人の場合)。そのうち、1人以上が教授となっているかどうかを確認すること。

⑦複数の授業科目を担当する教員は、1つの授業科目を除いて、その他は教員氏名を括弧書きにすること。(※兼任・兼任は当該様式には記載しないこと。)

⑧「共通開設」欄には、授業科目ごとに共通開設する他の学校種を略記にて記載すること。

⑨「必修科目」の単位数には、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を含めて記載すること。「選択科目」の単位数には、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を除いて記載すること。

⑩専任教員数の実数を記載すること。(※括弧を付さずに記載している専任教員の氏名の数と一致する。)

<幼稚園の必要専任教員数>

入学定員	必要専任教員数
~50人	3人
51~100人	4人
101~150人	5人
...	...

⑪専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としていないかどうかを確認すること。

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(幼・教科に関する科目)			1. 免許状取得に必要な最低修得単位数		2. 学位		3. 学位又は学科の分野		
認定を受けようとする学部・学科等			・教科に関する科目 6単位		学士(○○○○)		○○○○		
認定を受けようとする免許状の種類	⑩ 免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			⑥ 専任教員				備考
		授業科目	単位数	共通開設	教授	准教授	講師	助教	
幼一種免		国語	2	小	○○○○				
		国語 幼児国語	2 2 2	小	(○○○○) (○○○○)				
		算数	2	小		○○○○			
		算数 幼児算数	2 2 2	小		(○○○○) (○○○○)			
		生活	2	小					
		生活 幼児生活	2 2 2	小					
		音楽	2	小					
		音楽 幼児音楽	2 2 2	小					
		図画工作	2	小					
		図画工作 幼児図画工作	2 2 2	小					
		体育	2	小				○○○○	
		体育 幼児体育	2 2 2	小				(○○○○) (○○○○)	
		これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目	2						
●単位数			・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) ○○単位		●専任教員数(合計) ○人				
			・教員の免許状取得のための選択科目 ○○単位		●必要専任教員数 ○人				

※下記以外の記載方法については、前頁の記載方法にならうこと。

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (小・教科に関する科目)											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 8単位	2. 学位 学 士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目 ⑬			専任教員				備考		
		授業科目	単位数	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教			
必修	選択										
小一種免	国 語 (書写を含む。)	国語	2	幼	〇〇〇〇					書写を含む	
		小学国語	2		(〇〇〇〇)						
		2		(〇〇〇〇)						
	社 会	社会	2								
										
	算 数	算数	2	幼		△△△△					⑭小学校は、全教科のうち、5教科以上にわたり、各1人以上の専任教員の配置が必要である(入学定員50人の場合)。そのうち、1人以上が教授となっているかどうかを確認すること。
		小学算数	2			(△△△△)					
		2			(△△△△)					
理 科	理科	2		□□□□					⑮年次計画により、認定年度の翌年度以降に採用する専任教員については、その教員の氏名の左側に「△」を付して記載し、当該教員の「備考」欄に採用年度を記載すること。※様式第3号にもあわせて記載すること。		
	小学理科	2		(□□□□)							
生 活	生活	2	幼								
	小学生活	2									
音 楽	音楽	2	幼								
	児童音楽	2									
図画工作	図画工作	2	幼								
	児童図画工作	2									
家 庭	家庭	2							⑯複数科目から選択必修とする場合、単位数は「選択」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の備考欄に記載すること。		
	小学家庭	2									
体 育	体育	2	幼								
	児童体育	2									
		2									
		2									
●単位数				・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位		●専任教員数 (合計) 〇人					
				・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位		●必要専任教員数 〇人					

⑮小学校は、9教科全てに授業科目が開設しなければならないが、開設できているかどうかを確認すること。

⑯専任教員数の実数を記載すること。
(※括弧を付さずに記載している専任教員の氏名の数と一致する。)

<小学校の必要専任教員数>

入学定員	必要専任教員数
~50人	5人
51~100人	6人
101~150人	7人
...	...

- ⑬ 年次計画より、認定年度の翌年度以降に採用する専任教員については、その教員の氏名の左側に「△」を付して記載し、当該教員の「備考」欄に採用年度を記載すること。
なお、様式第3号についても同様とする。
- ⑰ 「共通開設」の「学科等」欄は、共通開設となる科目が開設されている学科等の別により、以下のとおり記載すること。
○同一学科等内に開設される授業科目・・・「同」
○他学科の科目又は、学科等をまたいで共通開設されている授業科目・・・「他」（※幼稚園及び小学校の課程においては記載することはない。）
※共通開設が可能な場合については、認定基準等を参照の上、確認すること。
- ⑱ 幼稚園の教科に関する科目の場合、「免許法施行規則に定める科目区分」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合であっても、当該科目区分の欄は行を削除せずに残すこと。
その際、「左記に対応する開設授業科目」「専任教員」欄は空欄とすること。

ii) 教科に関する科目 (中・高用)

① 中学校及び高等学校で同一教科を申請する場合でも、別業で作成すること。
申請を行う課程にあわせて、「中・教科に関する科目」、「高・教科に関する科目」の
いずれかを記載すること。

様式第2号 (中・教科に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (中・教科に関する科目)											
認定を受けようとする 学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科に関する科目 20単位	2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科)	免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数	共通 開設		教授	准教授	講師	助教		
必修	選択			学校 種等	学科 等						
中一種免 (社会)	日本史及び外国史	日本史概論	2		高	同	〇〇〇〇				⑤各教科に必要な必要専任教員数を満たしているかを確認すること。また、そのうち1人以上が教授となっているかどうかを確認すること。
		外国史概論	2		高	同	(〇〇〇〇)				
		日本史 I	2		高	同	(〇〇〇〇)				
		2		高	同					
		2		高	同					
		2		高	同					
		2		高	同					
		2		高	同					
		2		高	同					
		2		高	同					
「地理学、政治学」	地理学 (地誌を含む。)	地理学概論	2		高	同				⑥「みなし専任教員」を置く場合は、教員の氏名の左側に「※」を付し、その旨を備考欄に例のように記載すること。 (※課程認定基準4-3(4) i)の(※2)、4-4(4) i)の(※2)参照。) 他学科等開設授業科目をあてる場合に、当該他学科等の専任教員をみなし専任教員として専任教員数に含めることができる。(共通開設科目では不可。) ただし、必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員であることが必要である。	
		地誌	2		高	同					
		自然地理学	2		高	同					
		人文地理学	2		高	同					
「社会学、経済学」	社会学概論	社会学概論	2		他		〇〇〇〇			いずれか1科目選択必修	
		経済学概論	2		他		(〇〇〇〇)				
「社会学、経済学」	哲学	哲学	2		他		※〇〇〇〇			※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目 ※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目 ※みなし専任教員 (××学科教員) ××学科開設科目	
		2		他		※(〇〇〇〇)				
.....	2		他					全学共通科目	
		2		他						
●単位数			・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位	●専任教員数 (合計)			〇人
.....			・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	●必要専任教員数			4人

②教科を略さずに記載すること。

③「」、()、句読点も含め、施行規則に定める科目を正確に記載すること。

④施行規則の科目区分ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その授業科目名称と単位数に下線を引くこと。(次頁参照)

⑦認定を受けようとする学部学科等以外の学科等で開設されている授業科目や、学科等をまたがる授業科目(いわゆる「全学共通科目」「学部共通科目」等)を含む場合には、当該授業科目の備考欄にその旨を記載するとともに、共通開設欄に「他」と記載すること。

(※課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-9(1)参照。)
他学科等及び共通開設の授業科目を免許法施行規則に定める科目区分の半数まではあてることが可能である。開設授業科目数の半数ではなく、科目区分の半数までであることに注意すること。(例:中学校社会であれば、2科目区分まで可。)

- ⑨中免必要専任教員数
- 国語 3人
 - 社会 4人
 - 数学 3人
 - 理科 4人
 - 音楽 3人
 - 美術 3人
 - 保健体育 3人
 - 保健 3人
 - 技術 4人
 - 家庭 4人
 - 職業 4人
 - 職業指導 2人
 - 英語 3人
 - 宗教 3人

- ⑨高免必要専任教員数
- 国語 3人
 - 地理歴史 3人
 - 公民 3人
 - 数学 3人
 - 理科 4人
 - 音楽 3人
 - 美術 3人
 - 工業 3人
 - 書道 3人
 - 保健体育 3人
 - 保健 3人
 - 看護 4人
 - 家庭 4人
 - 情報 4人
 - 農業 4人
 - 工業 4人
 - 商業 4人
 - 水産 4人
 - 福祉 4人
 - 職業指導 2人
 - 英語 3人
 - 宗教 3人

⑧共通開設の「学校種」欄は、授業科目ごとに共通開設する他の学校種及び教科を略記にて記載すること。

④「授業科目」欄、「単位数」欄において施行規則に定める科目区分ごとに、**一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数に下線を引くこと。**

※ 「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものである。（※課程認定審査の確認事項2（1）参照。）

（例）中一種免（社会）の場合

科目区分「日本史及び外国史」において、その区分の一般的包括的な内容を授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の2つで満たす場合には、これら2つの授業科目名称とその単位数に下線を引くこととなる。

※前頁及び上記以外の記載方法については、「i）教科に関する科目（幼・小用）」の記載方法を参照すること。

iii) 養護に関する科目

様式第2号（養護に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（養護に関する科目）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・養護に関する科目 28単位			2. 学位 学士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
			授業科目	単位数	共通開設		教授	准教授	講師	助教	
必修	選択	学校種等			学科等						
養教一種免	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	衛生学	2		中・高（保健）	同	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)				予防医学を含む
		公衆衛生学	2		中・高（保健）	同					
	学校保健	学校保健	2		中・高（保健）	同					
		養護概説	2								
	健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動	2								
		栄養学（食品学を含む。）	2		中・高（保健）	同					
	解剖学及び生理学	解剖学	2		高（保健）	同					
		生理学	2		中・高（保健）	同					
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	微生物学	2		高（保健）	同					
		免疫学 薬理概論	2								
精神保健	精神保健	2		中・高（保健）	同						
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学概論	4							〇〇〇〇		
	看護実習Ⅰ	2							(〇〇〇〇)	臨床実習	
	看護実習Ⅱ	2							(〇〇〇〇)	臨床実習	
	看護実習Ⅲ	2							(〇〇〇〇)	臨床実習、救急処置	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）					〇〇単位	●専任教員数（合計）		〇人		
	・教員の免許状取得のための選択科目					〇〇単位	●必要専任教員数		3人		

①「」、()、句読点も含め、免許法施行規則に定める科目を正確に記載すること。

②必要専任教員数(3人)を満たしているか確認すること。また、そのうち1人以上が教授となっているかどうか確認すること。

③複数の授業科目を担当する場合は、1つの授業科目を除いて、その他は教員氏名を括弧書きすること。(※兼任・兼任は当該様式には記載しないこと。)

④専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としていないかどうかを確認すること。

※専任教員欄の網掛けは消去してはならない。

※上記以外の記載方法については、「」教科に関する科目(幼・小用)」にならうこと。

⑤「看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)」の区分(網掛け部分)に専任教員が1人以上配置されているかを確認すること。

⑥共通開設の「学校種」欄は、授業科目ごとに共通開設する他の学校種及び教科を略記にて記載すること。

iv) 栄養に係る教育に関する科目

様式第2号 (栄養に係る教育に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (栄養に係る教育に関する科目)									
認定を受けようとする学部・学科等	○○学部	○○学科	入学定員 ○○	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・栄養に係る教育に関する科目 4単位	2. 学位 学士 (○○○○)	3. 学位又は学科の分野 ○○○○			
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		専任教員				備考	
		授業科目	単位数		教授	准教授	講師		助教
必修	選択		単位	単位					
栄教一種免	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育法	2		○○○○				
		食育指導法	2		(○○○○)				
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) ○○単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 ○○単位								

①「免許法施行規則に定める科目区分」欄の各事項(「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」など4つの事項)が含まれている授業科目ごとに、罫線を引くこと。全事項が含まれた授業科目の場合は、罫線は不要である。

※上記以外の記載方法については、「i) 教科に関する科目(幼・小用)」にならうこと。

v) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目

①学校種(幼・小・中・高・養護)ごとに、別業で作成すること。なお、申請を行う課程に応じて学校種等を記載すること。「教科又は教職に関する科目」として開設していない場合であっても、提出が必要である(幼二種免、特支免を除く)。

様式第2号(小・教科又は教職に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(教科又は教職に関する科目)						
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科又は教職に関する科目 10単位	2. 学位 学士(〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数 必修 選択			
小一種免	教科又は教職に関する科目	学校現場体験	2	②免許状の種類、教科を記載すること。 ④「備考」欄には、「教科又は教職に関する科目」として修得することとされている単位数をどのように充足させるかを記載すること。なお、「教科又は教職に関する科目」として授業科目を開設しない場合であっても、この欄は記載する必要がある。 ③「必修科目(選択必修科目の単位数含む)」と「選択科目」に分けて単位を記載すること。開設していない場合は、それぞれに0単位と記載すること。		
ボランティア実習		2				
外国語活動		2				
.....		2				
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)		〇〇単位	③「必修科目(選択必修科目の単位数含む)」と「選択科目」に分けて単位を記載すること。開設していない場合は、それぞれに0単位と記載すること。		
	・教員の免許状取得のための選択科目		〇〇単位			
⑤	・「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		〇〇単位			

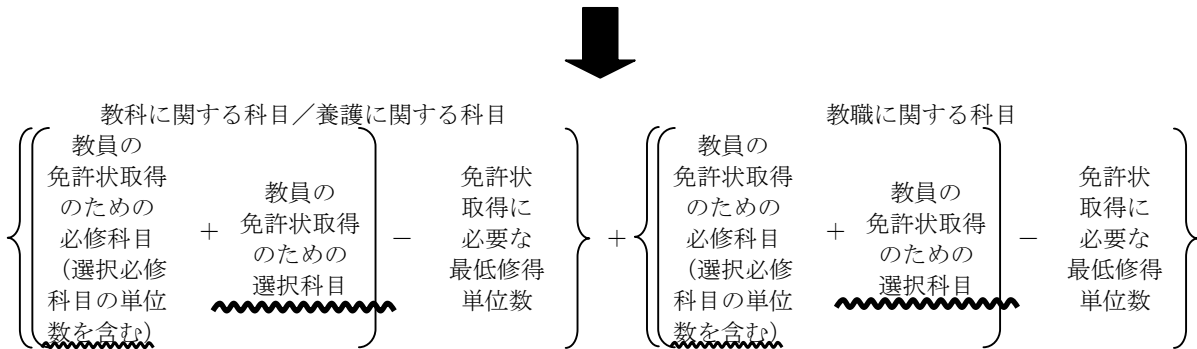
④「備考」欄の記載は以下のように記載すること。

(例) 小学校一種の課程の場合(教科又は教職に関する科目として10単位分が必要)

- 「教科又は教職に関する科目」として上記記載例のように授業科目を開設する場合
 - ・「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて4単位以上を修得
- 「教科又は教職に関する科目」を開設しない場合
 - ・最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて10単位以上を修得

⑤「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位数のうち、最低修得単位数を超えている単位数の合計」欄については、以下のとおり計算する。

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位数のうち、最低修得単位数を超えている単位数の合計



vi) 免許法施行規則第66条の6に定める科目

様式第2号 (第66条の6に定める科目)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
認定を受けようとする 学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	学 位 学 士 (〇〇〇〇)	学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
日本国憲法	2			日本国憲法	2	
体育	2	体育理論	2			
		体育実技	2			
外国語コミュニケーション	2	英会話 I	2			
		英会話 II	2			
情報機器の操作	2	情報処理演習	2			

※ 学則及びシラバスに記載している授業科目名称及び単位数と一致しているかどうかを確認すること。

vii) 教職に関する科目 (幼・小用)

① 幼稚園と小学校は別業で作成すること。また、申請を行う課程にあわせて、「幼・教職に関する科目」、「小・教職に関する科目」のいずれかを記載すること。

様式第2号 (幼・教職に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (幼・教職に関する科目)										
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部			〇〇学科		〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇〇
	〇〇学部			〇〇学科		〇〇		〇〇〇〇		〇〇〇〇
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		専任教員		備考		
科目	各科目に含める必要事項			授業科目	単位数	共通開設	教授	准教授	講師	助教
幼一種免	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等			教職概論	2	小	〇〇〇〇			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			教育原論	2	小				
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・保育内容の指導法			教育心理学	2	小				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			学習・発達論	2	小				
教育実習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育課程論	4	小				
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容指導法	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容 (健康)	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容 (人間関係)	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容 (環境)	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容 (言葉)	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			保育内容 (表現)	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育方法論	2	小				
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			幼児理解の理論と方法	2					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育相談の理論と方法	2	小				
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育実習指導	1					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育実習	4					
教職実践演習	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教職実践演習 (幼・小)	2	小	〇〇〇〇			〇〇〇〇
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位 ・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位			●専任教員数 (合計) 〇人		●必要専任教員数 〇人				

⑨ 「免許法施行規則に定める科目区分等」の欄については、削除したり、順序を並べ替えたりするなどの変更をしてはならない。また、「単位数」の欄には免許法施行規則に定める単位数を記載すること。

⑩ 科目の名称例については、手引き巻末の「各科目の名称例」を参照すること。

⑬ 「単位数」の「必修」・「選択」は教員免許状の取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。※卒業要件の必修・選択ではないため注意すること。

⑭ 専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としていないかどうかを確認すること。

入学定員	必要専任教員数
～50人	3人
51～100人	4人
101～150人	5人
...	...

⑮ 施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目を履修させる場合には、当該科目を開設する他の大学名を「備考」欄に記載すること。

※上記以外の記載方法については、「i) 教科に関する科目 (幼・小用)」にならうこと。

viii) 教職に関する科目 (中・高・養・栄用)

①申請を行う課程にあわせて、「中高・教職に関する科目」、「養・教職に関する科目」、「栄・教職に関する科目」のいずれかを記載すること。
 ※中学校教諭の教職課程及び高等学校教諭の教職課程については、複数の学部学科等で共通して開設する場合には、免許状の種類ごとに分けて作成せずに、同一の用紙で作成すること。

様式第2号 (中高・教職に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (中高・教職に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部 ××学部		〇〇学科 ××学科 △△学科 □□学科		入学定員合計		認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免 (国語)・中高一種免 (理科)		③今回申請する教職課程の免許状の種類を全て記載すること。		
②複数の学部学科等で共通開設する場合には、今回申請する課程の学部・学科等を列記すること。						〇〇		免許状取得に必要な最低修得単位数 教職に関する科目 中一種免 〇〇単位 高一種免 ××単位				
開設体制	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教		
大学において共通開設 (ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設)	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	養・栄	〇〇〇〇					
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	教育原論	2	養・栄		〇〇〇〇			〇〇学科開設 ××学科開設	
④大学における教職に関する科目の開設体制を記載すること。当欄の入学定員の合計には、今回の申請の有無にかかわらず、大学内で教職に関する科目を共通開設する全ての学部等の入学定員の合計数を記載すること。	教育課程及び指導法に関する科目	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度論	2	養・栄						
		・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	養・栄		〇〇〇〇				
		・各教科の指導法		中等教科教育法Ⅰ (国語)	2							該当教科の指導法を履修。なお、各教科の指導法の科目より、中免は4単位。
				中等教科教育法Ⅱ (国語)	2							
			中等教科教育法Ⅲ (国語)	2								
			中等教科教育法Ⅳ (国語)	2								
	中・高・6				中等教科教育法Ⅰ (理科)	2						
					中等教科教育法Ⅱ (理科)	2						
					中等教科教育法Ⅲ (理科)	2						
					中等教科教育法Ⅳ (理科)	2						
・道徳の指導法				道徳の指導法	2	養・栄					中免のみ	
	・特別活動の指導法			特別活動の指導	2	養・栄						
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)			教育方法論	2	養・栄	〇〇〇〇					
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法		4	生徒・進路指導の理論と方法	2							
教育実習	・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			教育相談の理論と方法	2	養・栄						
			中・高・3	教育実習事前事後指導	1							
				教育実習Ⅰ	2							
教職実践演習		2	教職実践演習 (中・高)	2			〇〇〇〇				中免のみ必修	

⑤高等学校の免許状の場合、道徳の指導法の科目は開設不要のため、備考に「中免のみ」と記載すること。
 ※高等学校の免許状取得のための単位としても利用できるようにするためには、「教科又は教職に関する科目」の様式に、別途、高等学校用の授業科目として記載することが必要である。

⑥授業科目ごとに共通開設する他の免許種を略記にて記載すること。

⑦学校種又は教科で単位数が異なる場合にはそれぞれの単位数を列記すること。
 ※「道徳の指導法」の科目を高等学校の免許状取得のための科目としても開設する場合は、別途、高等学校用の科目として「教科又は教職に関する科目」の様式に記載するため、当該様式では高免の単位として、これを加算することはできないため注意すること。

⑧	入学定員	必要専任教員数
	～ 800人	2人
	801～1,200人	3人
	1,201人～	4人

※上記以外の記載方法については、「vii) 教職に関する科目 (幼・小用)」にならうこと。

ix) 特別支援教育に関する科目

① 認定を受けようとする課程の特別支援教育領域に応じて、下記のとおり記載すること。
 ・視覚障害者に関する教育の領域→視覚障害者
 ・聴覚障害者に関する教育の領域→聴覚障害者
 ・知的障害者に関する教育の領域→知的障害者
 ・肢体不自由者に関する教育の領域→肢体不自由者
 ・病弱者に関する教育の領域→病弱者

様式第2号 (特別支援教育に関する科目)

② 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の当該欄は、黒塗りのままにすること。

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (特別支援教育に関する科目)											
認定を受けようとする学部・学科等	学部	学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 26単位	2. 学位 学士 (○○○○)	3. 学位又は学科の分野 ○○○○	専任教員			備考	
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				専任教員			備考	
			授業科目	単位数	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師		助教
特文一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	障害者教育総論	2 2 2						④ 専任教員に教授が1人以上配置されているかを確認すること。	
③ 当該欄においては、「中心となる領域」として、認定を受けようとする領域のうち、いずれか1つを記載して開設すること。(※免許状に定められることとなる領域以外の領域を記載することはできない。)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	知的障害者の心理	2	知的障害者					⑤ 「含む領域」欄には、当該科目の内容として含まれる領域(「中心となる領域」以外で、「重複・LD等領域」を除く)の全てを記載すること。ただし、中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。	
			知的障害者の生理・病理	2	知的障害者						
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者	知的障害者					
			病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者	知的障害者	肢体不自由者				
			知的障害教育 I	2	知的障害者	肢体不自由者					
			知的障害教育 II	2	知的障害者	病弱者					
			知的障害者の言語障害指導	2	知的障害者	聴覚障害者					
			肢体不自由教育 I	2	肢体不自由者						
			肢体不自由教育 II	2	肢体不自由者						
			肢体不自由者の自立活動の理論と実践	2	肢体不自由者	知的障害者					
⑥ 当該欄においては、免許状に定められる領域以外の全ての領域及び重複・LD等領域に関して取り扱う授業科目を開設することが必要である。	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害児の心理、生理、病理	2	視覚障害者					⑦ 「中心となる領域」又は「含む領域」のいずれか1つ以上の欄に記載すること。	
			聴覚障害児の心理、生理、病理	2	聴覚障害者						
			障害児の心理、生理、病理	2	重複・LD等領域						
			視覚障害児教育課程論	2	視覚障害者						
			聴覚障害児教育課程論	2	聴覚障害者						
⑧ 重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)のいずれかの内容が含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「重複・LD等領域」と記載すること。あわせて、備考欄に当該科目に含まれる障害を以下のとおり略記すること。 ・重複障害→重複 ・言語障害→言語 ・情緒障害→情緒 ・学習障害→LD ・注意欠陥多動性障害→ADHD	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	障害児教育課程論	2	重複・LD等領域					⑨ 教育実習には、事前事後指導1単位を含むことが必要であるため、その旨を備考に記載すること。	
			障害児教育課程論	2	視覚障害者						
			障害児教育課程論	2	聴覚障害者						
⑩ 必要専任教員を適切に配置しているかどうかを確認すること。	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援教育領域に関する科目	3	LD等教育総論	2	重複・LD等領域					⑪ 上記以外の記載方法については、「(vi) 教職に関する科目(幼・小用)」にならうこと。	
			障害児教育課程論	2	知的障害者	肢体不自由者	病弱者				
●単位数			・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) ○○単位				●専任教員数(合計) ○人			●必要専任教員数 3人	
			・教員の免許状取得のための選択科目 ○○単位								

- ★ 「中心となる領域」についての単位数記載
- 視覚障害者に関する教育の領域： 4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
 - 聴覚障害者に関する教育の領域： 4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
 - 知的障害者に関する教育の領域： 1 2単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
 - 肢体不自由者に関する教育の領域： 1 0単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
 - 病弱者に関する教育の領域： 8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
- ⑪ 上記以外の記載方法については、「(vi) 教職に関する科目(幼・小用)」にならうこと。
- ⑫ 施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される特別支援教育に関する科目を履修させる場合には、当該科目を開設する他の大学名を「備考」欄に記載すること。

	視覚	聴覚	知・肢・病
特別支援教育の基礎理論に関する科目		1人	
特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目	1人	1人
教育課程に関する科目	1人	1人	1人

「特別支援教育領域に関する科目」欄において、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（心理等の科目）」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等の科目）」の両方の内容を合わせた内容で授業科目を開設する場合は、「・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」欄を設けて、同欄に当該授業科目名称を記載すること。

※「心理等の科目、教育課程等の科目の両方の内容を合わせた内容の科目」を開設しない場合には、欄を設けないこと。

⑪ 枠下の「※」については、以下を参考にして「中心となる領域」についての状況のみ記載すること。

○視覚障害者に関する教育の領域：

△単位／8単位（心理等：●単位／1単位、教育課程等：●単位／2単位、心理・教育課程等：●単位）

イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ

イ：二重下線の領域について各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載すること。

ロ：二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロ定められた最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合8単位）

ハ：「心理等」とは、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について記載すること。

ニ：二重下線の領域について、「心理等」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載すること。

ホ：二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロ定められた「心理等」の科目の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合1単位）

ヘ：「教育課程等」とは、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について記載すること。

ト：二重下線の領域について、「教育課程等」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載すること。

チ：二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロ定められた「教育課程等」の科目の最低修得単位数を記載すること。（特支一種免の視覚障害者領域の場合2単位）

リ：「心理・教育課程等」とは、「心理等の科目、教育課程等の科目の両方の内容を合わせた内容の科目」について記載すること。

ヌ：二重下線の領域について、「心理・教育課程等」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載すること。

<専修免許状の課程>

i) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目、栄養又は教職に関する科目

①申請を行う課程にあわせて、「幼・教科又は教職に関する科目」等、「養・養護又は教職に関する科目」、「栄・栄養に係る教育又は教職に関する科目」のいずれかを記載すること。
※教科に関する科目、教職に関する科目で分ける必要はない。

様式第2号 (小・教科又は教職に関する科目)

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織												
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数				2. 学 位		3. 学位又は学科の分野		
				・教科又は教職に関する科目 24単位				修 士 (〇〇〇)		〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考	
		授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師	助教		
必修	選択		学校種等	学科等								
小専免	教科に関する科目	国語特論	2		幼	同	〇〇〇〇					これら9科目より 3科目6単位選択必修
		2		幼	同	(〇〇〇〇)					
		2		幼	同	(〇〇〇〇)					
		2					〇〇〇〇				
		2					(〇〇〇〇)				
		2									
		2									
		2									
		2									
		2									
	教職に関する科目	教育学特論	2		幼	同			〇〇〇〇			これら6科目より 3科目6単位選択必修
		2		幼	同			(〇〇〇〇)			
		2		幼	同						
		2							〇〇〇〇		
		2									
		2									
		2									
		2									
		2									
		2									
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位		●専任教員数 (合計)		〇人			
	・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位		●必要専任教員数		〇人			

①免許状の種類、教科を記載すること。

②「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかのみで開設でも差し支えない。

③必要専任教員数を満たしているかどうかを確認すること。(※教科に関する科目のみを開設する場合及び教科に関する科目と教職に関する科目両方を開設する場合と、教職に関する科目のみを開設する場合は、必要専任教員数が異なるので注意すること。)

※上記以外の記載方法については、「i)教科に関する科目(幼・小)用」にならうこと。

ii) 特別支援教育に関する科目

様式第2号 (特別支援教育に関する科目)

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織 (特別支援教育に関する科目)											
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 24単位	2. 学 位 修士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
		授業科目	単位数 必修 選択	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	助教		
①特別支援教育領域を記載すること。 特支専免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	障害者教育特論	2			〇〇〇〇					
		知的障害者心理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	〇〇〇〇					
		知的障害者生理学・病理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	(〇〇〇〇)					
		知的障害者教育課程特論	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	(〇〇〇〇)					
		肢体不自由者教育課程特論	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	(〇〇〇〇) (〇〇〇〇)					
		病弱者教育課程特論	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者					〇〇〇〇	
		知的障害教育研究	2	知的障害者	知的障害者						
		肢体不自由教育研究	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者						
		病弱教育研究	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者						
		重複障害教育研究	2	重複・LD等領域							重複 LD・ADHD
		LD等教育研究	2	重複・LD等領域							これらより 22単位選択必修
		障害児教育課程研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	(〇〇〇〇)					
		障害児教育指導研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	(〇〇〇〇)					
		特別支援教育コーディネーター概論	2	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者						重複・言語・情緒・ LD・ADHD
特別支援教育コーディネーター実践論	2	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者						重複・言語・情緒・ LD・ADHD		
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			〇〇単位	●専任教員数 (合計)		〇人				
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位	●必要専任教員数		3人				

②「特別支援教育の基礎理論に関する科目」に該当する授業科目の当該欄は、黒塗りにすること。

③「中心となる領域」又は「含む領域」のいずれか1以上の欄に記載すること。なお、どちらか一方に該当がない場合には、斜線を引くこと。

④必要専任教員数分、専任教員が配置されているかどうか確認すること。また、教授が1人以上配置されているかを確認すること。

※上記以外の記載方法については、「i)教科に関する科目(幼・小)用」及び「ix)特別支援教育に関する科目」にならうこと。

(4) シラバス

<共通事項>

様式第2号(教育課程及び教員組織)の「授業科目」欄に記載される全ての科目について、シラバスを作成し、提出すること。

※ 施行規則に定める科目区分の「教育実習」、「養護実習」、「栄養教育実習」又は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に該当する授業科目のシラバスは、様式第5号「教育実習実施計画」があるため、作成する必要はない。

1. 様式第2号の順に並べること。
2. 必ずしもこの様式どおりでなくても良い(「教職実践演習」を除く)が、様式に含まれる事項については、必ずシラバスに含めて作成すること。
3. 英語等の外国語で授業を実施する科目について、当該外国語によりシラバスを記載して差し支えないが、必ず和訳も併せて付すこと。
4. 共通開設科目については、1枚の作成(提出)で構わない。
5. 「担当形態」欄は以下の別を記載すること。

担当形態	・ 1人の教員が全回担当する場合	→ 「単独」
	・ 1回の授業を2人以上の教員が一緒に担当する場合	→ 「複数」
	・ 各回の担当教員が異なる場合	→ 「オムニバス」
	・ クラス分けで担当する授業科目である場合	→ 「クラス分け」

※ 専修免許状の課程については、開設する科目に応じて「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の様式のいずれかの様式を用いて作成すること。その場合に、「施行規則に定める科目区分」欄及び「各科目に含めることが必要な事項」欄については、斜線を引くこと。また、その他の記載方法については、次頁以降にならうこと。

<特に留意すべき事項>

- 授業のテーマ及び到達目標について、**学習する学生の到達目標**を記載すること。
- 授業計画欄について、複数回に渡って数字のみで区別しているものは認められない。各授業回において、**学習内容が明確**となるよう、**キーワード**等を付して記載すること。(次頁⑦参照)
- 学生に対する評価について、授業に出席することは当然であるため、**出席による加点・減点**は行わないこと。(次頁⑩参照)
- 教育課程及び指導法に関する科目のテキスト又は参考資料について、認定を受けようとする学校種に対応した**学習指導要領**、**幼稚園教育要領**、**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**を定めること。

i) 教科に関する科目、免許法施行規則第66条の6に定める科目

①授業科目名・教員名等は、各種様式（様式第2号、3号及び4号）、学則等と、一致しているか確認すること。	
授業科目名：○○○○	担当教員名：○○ ○○ 担当形態：オムニバス
科目	単位数：○単位 教科に関する科目（中学校及び高等学校 家庭）
施行規則に定める科目区分	②記載方法は80頁参照。 ③選択必修科目の場合は「選択科目」と記載すること。 ④学校種を記載すること。（中・高の場合は教科名も記載すること。） ⑤施行規則第2～5条に定められた科目区分を、「」や（ ）、句読点も含めて正確に記載すること。なお、学校種により異なる場合があるため注意すること。（※異なる場合には、列記すること。）
授業のテーマ及び到達目標	⑥当該授業科目の内容を踏まえ、施行規則に定める科目区分の趣旨に沿った内容を記載すること。
授業の概要
授業計画 第1回：○○○○ (1) □□□□ 第2回：○○○○ (2) △△△△ 第3回：..... 第15回：○○○○ (担当：▲▲▲▲) 定期試験	⑦「授業計画」欄について、各回の授業内容を簡潔に記載すること。複数回に渡って同様のテーマを取り扱う場合であっても、数字のみで区別するのではなく、回数ごとに扱うテーマのキーワードを記載し、各回の違いを明確にすること。 ⑧オムニバス科目の場合、各担当教員を記載すること。
テキスト ○○○○、○○○ 参考書・参考資料等 ○○○○、○○○	※教科に関する科目のうち「一般的包括的な内容」を含む授業科目について、授業計画から読み取れるかどうかを確認すること。 ⑨ 著書名・著者名・出版社を記載すること。また、特にテキスト等を使用しない場合は「特になし」と記載し、空欄や「未定」とはしないこと。（両方とも「なし」は不可。）
学生に対する評価	⑩学生に対して単位を付与する際に、どのような観点で成績を付け、単位を付与するのかについて簡潔に記載すること。なお、授業に出席することは当然であるため、出席による加・減点（出席点等）は行わないこと。

ii) 教職に関する科目、特別支援教育に関する科目

※下記以外の記載方法については、前頁の記載方法にならうこと。

授業科目名：○○○○	教員の免許状取得のための 選択科目	単位数： ○単位	担当教員名： ○○ ○○、□□ □□、△△ △△ 担当形態：オムニバス
------------	----------------------	-------------	---

①「教職に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」の別を記載し、()には施行規則第6条又は第7条の科目を記載すること(次頁参照)。

科目	教職に関する科目(教職の意義等に関する科目)
各科目に含めることが必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等

②施行規則第6条及び第7条に定められた科目区分を、()や句読点も含めて正確に記載すること。(次頁参照)。

授業のテーマ及び到達目標
--------------	-------

授業の概要
-------	-------

※「各科目に含めることが必要な事項」が授業計画から読み取れるかどうか。
 ※教育課程及び指導法に関する科目については、必修の授業科目全体において、認定を受けようとする学校種に対応した学習指導要領又は幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が学習できるようになっているかどうか。
 ※複数回に渡って同様の授業内容を記載することは認められないため、各回のキーワードを付すなどして、必ず各回で異なる内容を扱うことが分かるよう修正すること。(数字での区別は認められない。)

授業計画	第1回：○○○○(1)～中学校について～ 第2回：○○○○(2)～高等学校について～ 第3回：.....(担当：□□□□) 第15回：○○○○(担当：△△△△)
定期試験	

テキスト	○○○○、○○○
参考書・参考資料等	○○○○、○○○

③教育課程及び指導法に関する科目については、認定を受けようとする学校種に対応した学習指導要領又は幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即して学習することが必要となっていることから、テキスト又は参考書として、学習指導要領又は幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を取り扱っているかどうかを確認すること。

学生に対する評価
----------	-------

①②「科目」欄及び「各科目に含めることが必要な事項」欄には、施行規則第6条表の科目名、「右項の各科目に含めることが必要な事項」、又は施行規則第7条表の科目名を記載すること。
(例)

前頁①の記載	同①の()記載	同②の記載
教職に関する科目	(教職の意義等に関する科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等
	(教育の基礎理論に関する科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
	(教育課程及び指導法に関する科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
特別支援教育に関する科目	(特別支援教育の基礎理論に関する科目)※	/
	(特別支援教育領域に関する科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・

※ 特別支援教育に関する科目(特別支援教育の基礎理論に関する科目)の前頁②については、斜線を引くこと。
 ※ 同規則第6条表第2欄～第4欄において「…(〇〇を含む。)」のように、()で記載されているものもそのまま正確に記載すること。

iii) 教職実践演習

①卒業年次の後期（4年制大学であれば4年次後期など）を記載すること。それ以外の場合は、理由書（様式任意）を添付すること。

②「教科に関する科目」を担当する教員が当該科目に参画する場合は、当欄では、「教職に関する科目」のみを担当する教員と区別して記載すること。
例) 教科担当教員：○○○
教職担当教員：△△△

授業科目名：教職実践演習（中高）		単位数：2単位	担当教員名：○
科目	教職に関する科目（教職実践演習）		
履修時期	4年次後期	履修履歴の把握	○
		学校現場の意見聴取	○
受講者数	○○人（5クラスで実施）		
教員の連携・協力体制	○ ③履修カルテを作成し、これを踏まえた指導を行う体制が備えられていることを確認し、「○」と記載すること。		
授業のテーマ及び到達目標	○ ⑤授業を実施する際の受講（予定）者の1クラスあたりの人数を記載すること。複数の教員が担当し、受講者をグループ分けして授業を実施する場合は、その旨を記載し、1グループあたりの人数も記載すること。		
授業の概要	○ ④授業計画の立案にあたって教育委員会や学校現場の意見を聞いた場合には「○」と記載すること。そうでない場合は空欄とせず、「×」とすること。		
授業計画	○ ⑥授業の実施における、学内の教員や学外の教育委員会との連携の内容を記載すること。（「教科（又は養護・栄養に係る教育）」に関する科目」の担当教員との連携・参画の方法について、具体的に記載すること。この場合、「授業概要」、「授業計画」において、どの部分に関わるのかを明記すること。）		
	第1回：○○○○（担当：□□□□）		
	第2回：○○○○（担当：△△△△）		
	第3回：.....		
		
		
		
	第15回：○○○○（担当：△△△△）		
テキスト	○○○○ ○○○○		
参考書・参考資料等	○○○○		
学生に対する評価		

※上記以外の記載方法については、その他のシラバスの記載方法にならうこと。

(5) 様式第3号

<共通事項>

1. 様式第2号(教育課程及び教員組織)の「授業科目」欄に記載される各授業科目の担当教員について記載し、提出すること。
2. 複数の学科について申請を行う場合は、認定を受けようとする学科等ごとに別葉で作成すること。
3. 「教科に関する科目」「養護に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」など、科目ごとに別葉で作成すること。ただし、「施行規則第66条の6に定める科目」については作成する必要はない。
4. 書類の並び順は、様式第2号(教育課程及び教員組織)と同一とすること。(ただし、3.のとおり「施行規則第66条の6に定める科目」については作成する必要はない。)
5. 認定を受けようとする免許状の校種(幼・小・中・高・養護・栄養・特支)及び教科ごとに別葉で作成すること。
ただし、「中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程の認定を合わせて申請する場合、教職に関する科目についてのみ、中等教育の教職課程(中・高)の教員としてまとめること。」
6. 様式に記載する順序については、「専任教員」→「兼任教員」→「兼任教員」の順に記載すること。また、専任教員・兼任教員・兼任教員ごとに、「教授」→「准教授」→「講師」→「助教」の順に記載すること。
7. 様式第2号記載の「授業科目名称」「担当教員名(専任教員のみ)」、シラバス及び様式第4号に記載の「教員名」「担当授業科目」と一致しているかどうかを確認すること。
8. 教職特別課程の申請の場合は、「教職に関する科目」に係るもののみ記載すること。

<一種・二種免許状の課程>

i) 教科に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目

①「教科に関する科目」、「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」のいずれかを記載すること。
 (「科目の別」も同様とする。)

様式第3号 (教科に関する科目・養護に関する科目・栄養に係る教育に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目	備考	
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	教科に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	1	
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		2
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××		3
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××		4
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		5
			兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××		6
			兼任	講師	※ 〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		7
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		8
			兼任	講師	△ 〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		9
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××		10

④認定年度の4月1日現在の年齢を記載すること。(※様式第4号①とは一致しない場合がある。)

⑤様式第2号の記載順とが一致するように記載すること。

②様式第2号と一致するように記載すること。

③「専任>兼任>兼任」の順番、さらに、「教授>准教授>講師>助教」の順番で並べること。「備考」欄に通し番号で付番すること。

⑦「みなし専任教員」には氏名の左に「※」を記載すること。(様式第2号と一致しているかどうかを確認すること。)

⑥「備考」欄に通し番号で付番すること。(※この番号は様式第4号(教員個人に関する書類)のインデックスの番号と一致させること。)
 なお、同一の教員の番号は1つとし、複数の学科等において複数箇所に出てくる場合には、2度目以降は、「前掲〇」と記載すること。

平成31年度採用予定

⑧年次計画により、認定年度の翌年度以降に採用する教員については、氏名の左に「△」を付し、「備考」欄に採用年度を記載すること。様式第2号についても同様とする。

ii) 教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目

①「教科又は教職に関する科目」、「養護又は教職に関する科目」のいずれかを記載すること。（「科目の別」も同様とする。）

様式第3号 (教科又は教職に関する科目・養護又は教職に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免状の種類(免許教科)	科目の別	氏名(年齢)	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	教科又は教職に関する科目	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	11
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××	12
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××	13
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××	14
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	前掲3
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	15

② 教員の番号は通し番号を付すこと。なお、同一の教員が、複数箇所に出てくる場合、2度目以降は、「前掲〇」と記載すること。

※「教科(養護)又は教職に関する科目」を開設しない場合、提出は不要である。
 ※上記以外の記載方法については、「教科に関する科目」の記載方法を参照すること。

iii) 教職に関する科目

①認定を受けようとする免許状の種類ごとに別業とすること。ただし、中・高については、共通開設で1つの教育課程を編成する場合には、1つの様式にまとめて記載すること。

様式第3号（教職に関する科目）

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目	直近の課程認定審査の状況					備考				
							③直近10年以内(H19~28)の課程認定委員会の教員審査の状況を記載すること。									
							③-1 免許状の種類(免許教科)	③-2 担当授業科目 ③-3 専任等の別		③-4 審査大学	③-5 審査年度					
名称	科目区分	必要事項	名称	科目区分	必要事項	名称	年度									
○○学部 ○○学科 △△学部 △△学科	中一種免(社会)	専任	教授	○○○○(○○歳)	××××	1	ABC						16			
					××××	2	B									
	高一種免(地理歴史)	専任	准教授	○○○○(○○歳)	××××	1	ABC	中一種免	××××	専任	1	ABC	□□大学	H19	17	
					××××	2	A	××××	2	A	□□大学	H19				
	中一種免(英語)	専任	講師	○○○○(○○歳)	××××	1	ABC	高一種免	××××	兼任	1	ABC	■●大学	H19	18	
					××××	3	D	××××	3	D	■●大学	H19				
	高一種免(英語)	兼任	教授	○○○○(○○歳)	××××	3	B							19		
					××××	3	B									
	大学において共通開設(ただし、一部科目は○○学科で開設) 共通開設している学科の入学定員の合計○○人	中一種免(英語)	兼任	講師	○○○○(○○歳)	××××	1	ABC	中一種免	××××	兼任	1	ABC	△△大学	H19	前掲3
						××××										
××××																
××××																
××××																
××××																
⑤中・高の教職に関する科目については、様式第2号の「開設体制」欄の記載と同様に記載すること。	中一種免(英語)	兼任	助教	○○○○(○○歳)	××××	3	A							20		
					××××	3	F									
					××××	5										
					××××	6										
					××××	6										
					××××	6										
⑥専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としていないかどうかを確認すること。	中一種免(英語)	兼任	講師	○○○○(○○歳)	××××	6								21		
					××××	6										

④教員の番号は通し番号を付すこと。なお、同一の教員が、複数箇所に出てくる場合、2度目以降は、「前掲○」と記載すること。

※上記以外の記載方法については、「教科に関する科目」の記載方法を参照すること。

②「担当授業科目」の「科目区分」「必要事項」欄には、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

- ・「必要事項」欄に、記号を複数記載する場合は、全ての記号を記載すること。その際、「A～C」のように略さず、「ABC」と記載すること。
- ・施行規則第6条表備考第3号により、「教育の基礎理論に関する科目」の授業科目に、「教育課程及び指導法に関する科目」の「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、当該授業科目の「科目区分」欄に「3」、「必要事項」欄に「A」と追記すること。

○幼稚園教諭の教職課程の場合

教職に関する科目		科目 区分欄	必要 事項欄
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	1	A
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		B
	進路選択に資する各種の機会の提供等		C
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	A
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		B
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		C
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	3	A
	保育内容の指導法		B
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		D
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	4	A
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		B
教育実習		5	
教職実践演習		6	
総合演習（「直近の課程認定審査の状況」欄のみ）		7	

※「教育実習」「教職実践演習」「総合演習」に該当する授業科目の「必要事項」欄には斜線を引くこと。

○小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合

教職に関する科目		科目 区分欄	必要 事項欄
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	1	A
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		B
	進路選択に資する各種の機会の提供等		C
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	A
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		B
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		C
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	3	A
	各教科の指導法		B
	特別活動の指導法		C
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		D
	道徳の指導法 ※小学校教諭・中学校教諭のみ		E
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	A
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		B
	進路指導の理論及び方法		C
教育実習		5	
教職実践演習		6	
総合演習（「直近の課程認定審査の状況」欄のみ）		7	

※「教育実習」「教職実践演習」「総合演習」に該当する授業科目の「必要事項」欄には斜線を引くこと。

○養護教諭及び栄養教諭の教職課程の場合

教職に関する科目		科目 区分欄	必要 事項欄
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	1	A
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		B
	進路選択に資する各種の機会の提供等		C
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	A
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		B
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		C
教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	3	A
	道徳及び特別活動に関する内容		B
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		D

生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	A
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		B
養護実習、栄養教育実習		5	
教職実践演習		6	
総合演習（「直近の課程認定審査の状況」欄のみ）		7	

※「教育実習」「教職実践演習」「総合演習」に該当する授業科目の「必要事項」欄には斜線を引くこと。

③「直近の課程認定審査の状況」欄は、直近10年以内（平成19～28年度）に課程認定委員会において教員審査を受け、**単独**で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分、学校種（共通開設できる場合を含む）及び授業内容が同一である場合には次のとおり記載し、該当しない場合は斜線を引くこと。

※ 変更届により担当することとなった場合は、教員審査を受けていないため、記載しないこと。

※ 課程認定申請時に審査省略対象教員として申請した場合は、教員審査を受けていないので注意すること。

※ 教員審査を受けたときの申請大学と、今回の申請大学が異なる場合は、教員審査を受けたときの申請大学に「審査年度」等の必要事項を確認し、記載すること。

③-1 「免許状の種類（免許教科）」欄について、直近の課程認定委員会において審査された際の免許状の種類（中・高の場合は免許教科も記載）について記載すること。

③-2 「名称」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の授業科目名称を記載すること。

③-3 「専任等の別」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の「専任教員」「兼任教員」「兼任教員」の別を記載すること。

③-4 「審査大学」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の審査大学名を記載すること。

③-5 「審査年度」欄について、直近の課程認定委員会において審査された年度を記載すること。（平成27年に申請し、平成28年度より認定されている場合、審査年度は平成27年度となる。）審査年度は、「平成27年度」であれば「H27」のように略記すること。

iv) 特別支援教育に関する科目

様式第3号 (特別支援教育に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(領域)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目		直近の課程認定審査の状況				備考				
						名称	科目区分	中心領域	免許状の種類(領域)	担当授業科目			審査大学	審査年度		
										名称	科目区分				中心領域	
																審査大学
〇〇学部 〇〇学科	特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	1 1 1							16		
				准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	2 2	知 知	特支一種免 (知・肢・病)	×××× ××××	2 2	知 知	□□大学 □□大学	H18 H18	17	
				講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	3 3 3	病 病 病	特支一種免 (知・肢・病)	×××× ×××× ××××	3 3 3	病 病 病	■ ■ 大学 ■ ■ 大学 ■ ■ 大学	H18 H18 H18	18	
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	2 2 2									19
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1		特支一種免 (知・肢・病)	××××	1		△△大学	H18	前掲 〇〇	
			兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	1 8									18
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	肢								19
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	病								20
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7	LD								21
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8									22

①「科目区分」、「中心領域」欄については次頁の表に基づき記載すること。

※上記以外の記載方法については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の記載方法を参照すること。

①「担当授業科目」の「科目区分」欄については、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育に関する科目	同欄に記載する番号
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	2
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	3
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	4
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	5
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	6
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	7
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習	8

「担当授業科目」の「中心領域」欄については、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育領域	同欄に記載する事項
視覚障害者に関する教育の領域	視
聴覚障害者に関する教育の領域	聴
知的障害者に関する教育の領域	知
肢体不自由者に関する教育の領域	肢
病弱者に関する教育の領域	病
その他障害により教育上特別の支援を必要とする事項	L D

※「直近の課程認定審査の状況」欄は、「教職に関する科目」の記載方法にならうこと。

＜専修免許状の課程＞

①「教科に関する科目」等のいずれかを記載し、それぞれ別業で作成すること。（「科目の別」についても同様にいずれかを記載すること。）

様式第3号（教科に関する科目・養護に関する科目・栄養に係る教育に関する科目・教職に関する科目・特別支援教育に関する科目）

研究科・専攻等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名（年齢）	担当授業科目	備考
〇〇研究科 〇〇専攻	小専免	教科に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	1
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	4
			兼担	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	5
			兼担	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	6
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	8
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	9
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	10

※ 記載方法については、1種免許状及び2種免許状の課程の様式の記載方法の例にならうこと。

(6) 様式第4号

様式第3号に記載する全ての教員について、以下のとおり書類を提出すること。

区 分		様式第4号「教員個人に関する書類」※1		
		① 履歴書	②教育研究業績書	③教員就任承諾書
大学 ・ 短期 大学 ※2	・教科に関する科目	○	○	○
	・養護に関する科目	○	○	○
	・栄養に係る教育に関する科目	○	○	○
	・教科又は教職に関する科目	○	○	○
	・養護又は教職に関する科目	○	○	○
	・教職に関する科目	○	○	○
	・特別支援教育に関する科目	○	○	○
※2	・施行規則第66条の6に定める科目	×	×	×
大学院 ※3	・教科に関する科目	○	○	○
	・養護に関する科目	○	○	○
	・栄養に係る教育に関する科目	○	○	○
	・教職に関する科目	○	○	○
	・特別支援教育に関する科目	○	○	○

※1 ○：提出必要 ×：提出不要

※2 「大学・短期大学」には、以下を含む。

- ・大学の専攻科（一種免許状の課程）
- ・短期大学の専攻科
- ・大学院の課程（一種免許状の課程）
- ・教職特別課程（一種免許状の課程）
- ・特別支援教育特別課程（一種免許状の課程）を含む。

※3 「大学院」には、大学の専攻科（専修免許状の課程）・教職特別課程（専修免許状の課程）を含む。

①大学の設置認可申請用の様式の提出でも可（写しは不可）。

ただし、年収等の以下様式にない個人情報欄は空欄にすること。

i) ①履歴書

様式第4号（教員個人に関する書類）

①履歴書

履 歴 書				
フリガナ		性別	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)
氏 名				
現住所	〒000-0000 ○○県・・・			
③和暦で記載すること。		②署名した年月日現在の年齢を記載。		
年 月		学 歴		
年 月		事 項		
年 月		④大学・高等専門学校（又はこれと同等以上の学校）卒業以上の学歴を、学位・称号を含めて記載すること。（該当するものがない場合は最終学歴を記載すること）。		
年 月		職 歴		
年 月		事 項		
年 月		⑤「職歴」欄には、以下のとおり記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> 全ての職歴（自営業、主婦、無職等含む）を記載する。 各職歴は在職期間が分かるように記載し、現職には「現在に至る」と記載し、下線を引く。 次年度に所属が変わる予定がある場合は、「<u>就任予定</u>」等と記載する。 研究者としての外国の大学等への留学籍も記載する。 過去の課程認定委員会における教員審査で、単独担当で可とされた者は当該審査に係る審査年・大学・職名及び担当授業科目名を記載する。 		
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
学会及び社会における活動等				
現在所属している学会				
年 月		事 項		
年 月		⑥当該教員の専攻、研究分野等に関連する事項について記載すること。		
年 月		資 格 等		
年 月		事 項		
年 月		⑦「資格等」欄には当該教員の専攻、研究分野等に関連した事項について記載すること。		
年 月		賞 罰		
年 月		事 項		
年 月		⑧「賞罰」欄には、学会等からの表彰や職務上の表彰や懲戒処分、研究費の不正受給に係る処分等を記載すること。		
年 月		特記事項なし		
平成○○年 ○月 ○○日		上記のとおり相違ありません。		
⑨本調査を実際に記載した年月日を記載すること。（平成28年4月1日～申請書提出日までの間のいずれかの日となる。）		氏名 ○ ○ ○ ○ 印		
		⑩各事項について、特記事項がない場合は、空欄にせず「特記事項なし」と記載すること。		
		⑪本人自筆署名の場合は印の省略可。		

- ① 本調書の年月日及び「氏名」欄の印は、i) ①履歴書と同様とする。
- ② 「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄は、認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する全ての授業科目について記載すること。記載にあたっては、様式第2号、第3号及びシラバスと一致させること。(複数の授業科目を担当する場合には、様式第3号の授業科目記載順にあわせること。)また、科目名の後ろに()を付して、「(単独)」「(複数)」「(オムニバス)」「(クラス分け)」の担当形態を記載すること。

(例) 教育課程論 (オムニバス)

※ 大学院の場合は、「教科に関する科目」欄又は「教職に関する科目」欄のいずれかに担当授業科目名を記載し、「教科又は教職に関する科目」欄には斜線を引くこと。

- ③ 「教育上の能力に関する事項」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、空欄にせず、「事項」欄に「特記事項なし」と記載すること(※申請年度における担当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記載)。

○「1 教育方法の実践例」

大学・短期大学・大学院などの高等教育機関において授業科目を担当している教員が、学生の理解を図るため、工夫を凝らしたわかりやすい授業を実施している場合、その内容を記載すること。

- (例)
- ・ ICT等を活用した授業方法
 - ・ 学生の授業外における学習効果促進のための取り組み
 - ・ 授業内容のWEB上での公開

○「2 作成した教科書・教材」

教員が、学生の理解を図るために作成し、また、授業や教職指導などにおいて活用している教科書や教材を記載すること。当該欄には大学の実際の授業や教職指導で使用するものを記載し、小・中・高等学校で使用する教科書については、「研究業績等に関する事項」欄に記載すること。なお、本欄に記載した事項が、「研究業績等に関する事項」において重複して記載される場合は、同一の内容を当該箇所においても記載すること。

○「3 教育上の能力に関する大学等の評価」

教員が、学生の理解を図るために行っている教育上の取り組み(授業や教職指導などを通じた取り組み)に対して、大学から**特に高い**評価を受けた場合にのみ記載すること。

- (例)
- ・ 各大学における自己点検・自己評価での評価結果
 - ・ 教員相互による評価結果

○「4 実務の経験を有する者についての特記事項」

教員の学校現場における教育に関する取り組みを記載すること。

- (例)
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校との教育実績、フィールドワーク
 - ・ 学校評議員等の委員の経験

○「5 その他」

教員が学生の理解を図るために行っている取り組みのうち、上記に該当しないものを記載すること。

- (例)
- ・ 大学教育改善に関する団体等での活動の概要
 - ・ 教育実績に関する表彰

- ④ 「担当授業科目に関する研究業績等」欄は、次頁の点に留意の上、当該教員が教職課程における担当授業科目ごとに関連する研究業績等をそれぞれ記載すること。

- 担当授業科目は、様式第3号の記載順にあわせること。
- 各担当授業科目に関連する研究業績について、(著書)、(学術論文等)、(教育実践記録等)、(その他)の順で該当するものを記載し、新たな区分を設けないこと。なお、複数の授業科目を担当する場合、複数箇所での同一の研究業績等が該当する場合、概要欄に「再掲のため、略」と記載すること。
- **「④担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載可能なのは、公刊済の活字業績のみ**であるため、それ以外の業績については、「③教育上の能力に関する事項」に記載すること。
- (著書)については、著書名を記載すること。
- (学術論文等)については、国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したものの題名を記載すること。学位論文については、その旨を記載すること。
- (教育実践記録等)については、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。なお、栄養に係る教育に関する科目の担当教員については学校給食関係雑誌、冊子等で実践経験に基づく研究成果を発表した業績等を記載すること。
- (その他)については、担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し公刊されている研究業績を記載すること。
- 「単著・共著の別」欄は、当該著書等に記載された著作者が1人である場合には「単」、著作者が複数で単独執筆ページがある場合は「共」と記載すること。
 - ・ (著書)の場合は、単独執筆の箇所がある場合であっても、著作者が複数の場合は「共」と記載すること。
 - ・ (学術論文等)(教育実践記録等)(その他)の場合は、当該論文等に係る単著・共著の別を記載すること。(掲載媒体の単著・共著ではない。)
- 概要に記載する頁数等は以下のとおりとする。
 - ・ 単著・共著の別を問わず、当該著書又は業績等を掲載している雑誌(学術論文の場合は当該論文)の総頁数を「出版社又は発行雑誌等の名称」欄に記載すること。
 - ・ 単著・共著の別を問わず、本人の担当執筆部分の掲載頁(pp.〇〇～〇〇)を「概要」欄に記載すること。なお、(著書)の単著業績は総頁数を別に記載しているので本欄への記載は不要である。
 - ・ 共同研究により本人の担当執筆部分が不可分な場合は「共同研究により抽出不可」と記載した上で、当該著書等(学術論文の場合は当該論文)に係る役割や執筆箇所の内容を具体的に記載すること。なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供等のみの場合は本人の活字業績とみなすことができない。
 - ・ また、本人を含めた著者全員の氏名を漏れなく(著者が非常に多数にわたる場合は、本人を含めた上で、主要な著者のみ)記載すること。その上で、本人の氏名に下線を引くこと。
- 「出版社又は発行雑誌等の名称」には、(著書)の場合は出版社を、(学術論文等)(教育実践記録等)の場合は発行雑誌名(巻・号を含む。)を正確に記載すること。
- 「概要」欄には、著書等の内容を200字程度で記載し、担当授業科目と**特に関係する**記述の箇所に下線を引くこと。また、日本語で記載すること。
- 本調書記載日以降に発行予定又は発表予定の業績については記載しないこと。(論文として発表済であっても、未刊行の場合は記載できない。)

iii) ③教員就任承諾書

様式第4号 (教員個人に関する書類)

※ 教職課程の授業科目を担当する全ての教員について提出が必要である。
(施行規則第66条の6の科目(日本国憲法等)については提出不要。)

② 教員就任承諾書

①様式第1号で記載する申請大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。
例) 国立(公立)大学法人 ○○大学長 ×× ××
○○県知事(市長) ×× ××
理事長 ×× ×× (私立の場合)

②教員が本調書を実際に記載した年月日を記載すること。(平成28年4月1日～申請書提出日まで)

平成29年○○月○○日

③本人自筆署名の場合、印は省略可。

○○ ○○ 殿

④認定を受けようとする学部・学科等(専攻等に定員を置いている場合は専攻まで)を記載すること。複数の学科等で複数の授業科目を担当する場合でも、1つの学科等を記載し、複数枚作成しないこと。
(※専任教員となる学科等がある場合には、その学科等を、その他の場合は、様式第2号(概要)に先に記載している学科等名のいずれか1つを記載すること。)

氏名 ○○ ○○ 印

私は、○○大学○○学部○○学科の教職課程の認定の上は、当該学科等の専任教員

として、平成○○年4月1日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

⑥認定年度(教職課程開設年度)の4月1日で記載すること。ただし、認定年度の翌年度以降に採用予定の場合は、その年度の4月1日と記載すること。

⑤「専任教員」、「兼任教員」「兼任教員」のいずれかを記載すること。(専任>兼任>兼任の順で選択すること。)

記

- ・○○○概論Ⅰ
- ・○○○概論Ⅱ
- ・○○○演習
- ・○○○基礎論

⑦認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する授業科目を全て記載すること。記載にあたっては、様式第3号と一致させること。
(施行規則第66条の6の科目は記載しないこと。)

(7) 様式第5号

- ・ 本計画書には、大学における教育実習実施計画を具体的に記載すること。
- ・ 本計画書とともに、実習校からの受入承諾書（様式任意）も提出すること（大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のもを提出すること。日付は平成28年4月1日～申請書提出までの間の日で記載すること）。

※各欄は空欄とせず、必ず記載すること。

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

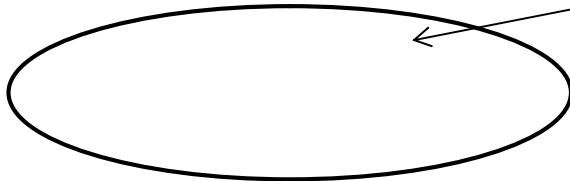
教育実習実施計画	
1 教育実習の内容及び成績評価等	
① 教育実習の時期 ○年次○月～○月	①どの年次で実習を行うのかを明確に記載すること。
② 教育実習の実習期間・総時間数 中学校○週間（●●●時間）、高等学校×週間（●●時間）	②実習期間と総時間数を記載すること。 ※大学設置基準により、実習は1単位30～45時間までの範囲で大学が定める時間としていることから、免許状の種類ごとに施行規則で定める教育実習の時間数は以下の時間数の範囲内となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園／小学校／中学校／養護教諭（4単位） 120時間～180時間 ・ 高等学校／特別支援学校（2単位） 60時間～90時間 ・ 養護教諭2種（3単位） 90時間～135時間 ・ 栄養教諭（1単位） 30時間～45時間
③ 教育実習校の確保の方法	
④ 教育実習内容	
⑤ 教育実習生に対する指導の方法	
⑥ 教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。	
2 事前及び事後の指導の内容等	
① 時期及び時間数	
② 内容（具体的な指導項目）	

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ・ 委員会等の運営方法

【委員会の組織図】

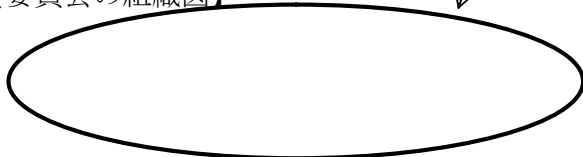


③各大学に設置している委員会の運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ・ 委員会等の運営方法

【委員会の組織図】



④教育実習の受講の条件として、教職・教科に関する科目の単位取得条件を記載すること。

⑤大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（平成28年5月1日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（平成28年5月1日現在）を記載すること。
※ 該当がない方の欄は、空欄にせずに削除すること。

4 教育実習の受講資格（例）

- 以下に掲げる科目を履修済であること。
 - ・ 授業科目〇〇 〇単位 〇年次前期開設 必修科目
 - ・ 授業科目〇〇 〇単位

5 実習校

学校名	〇〇市立〇〇小学校(△△県××市〇〇町1-23)	学級数：〇〇	児童数：〇〇人
教員数	〇〇人 (内訳) 教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人		
学校名	〇〇市立〇〇中学校(△△県××市〇〇町1-23)	学級数：〇〇	生徒数：〇〇人
教員数	〇〇人 (内訳) 教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護助教諭〇人、栄養教諭〇人		
教育委員会名	〇〇市教育委員会	小学校：〇〇校	中学校：〇〇校

(8) 様式第6号

- ・本様式は、教職に関する科目・特別支援教育に関する科目それぞれにおいて作成すること。
- ※ 特別支援教育に関する科目の履修体制に関する書類を作成する際には、様式の「教職に関する科目」とある箇所を「特別支援教育に関する科目」へ変更した上で記載すること。
- ・「2 他大学で開設する教職に関する科目の履修体制」欄には、他大学において開設する授業科目がある場合のみ記載すること。
- ※ 該当科目がない場合は「2 他大学で開設する教職に関する科目の履修体制」欄を作成しないこと。

様式第6号（教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制に関する書類）

1 自大学で開設する教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制

①教職に関する科目の開設学部・学科等（所在地）	②履修学生の所属学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等における免許状の種類	④②の学科等の入学定員	⑤①の学科等における教職に関する科目の担当教員数	⑥⑤の教員数における専任教員数
教育学部 ○○学科（所在地）	教育学部 ○○学科（所在地）	中一種免（国語） 高一種免（国語）	100人	15人	10人
	○○学科（所在地）	・・・・・・・・	50人		
	○○学科（所在地）		50人		
	法学部 ○○学科（所在地）		80人		
	経済学部 ○○学科（所在地）		50人		
小計			330人	15人	10人
教育学部 ◆◆学科（所在地）	教育学部 ◆◆学科（所在地）	小一種免	50人	10人	5人
	小計			50人	10人

実数で記載すること。

2 他大学で開設する教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制

①教職に関する科目の開設大学・学部・学科等（所在地）	②履修学生の所属学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等における免許状の種類	④他大学における開設授業科目	
			名称	単位数
○○大学 ××学部 ▲▲学科（所在地）	教育学部 ○○学科（所在地）	中一種免（国語） 高一種免（国語）	教職論	2
			特別活動論	2
			計	4

① 「1 自大学で開設する教職に関する科目の履修体制」の各欄においては、以下のとおりとすること。

・以下の免許状の種類ごとに罫線で区切り、作成すること。

- ・幼稚園教諭の教職課程
- ・小学校教諭の教職課程
- ・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭の共通開設を行う教職課程ごと（団地別）

（例）大学が、幼・小・中（家庭）・高（家庭）・栄の課程を有する場合

⇒幼／小／中高栄を、罫線で3つに区切り、それぞれの区分ごとの状況を記載すること。

○ 「①教職に関する科目の開設学部・学科等（所在地）」欄には、「教職に関する科目」の授業科目が、実際に開設されている学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。

なお、「教職に関する科目」についての授業科目の一部のみ開設されている学部・学科等がある場合は、当該学部・学科等及びこれらの所在地をもれなく記載すること。

○ 「②履修学生の所属学部・学科等（所在地）」欄には、「①教職に関する科目の開設学部・学科等（所在地）」欄に記載された学部・学科等において開設されている授業科目を、実際に履修する学生の所属学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。

○ 「③②の学部・学科等における免許状の種類」欄には、「②履修学生の所属学部・学科等（所在地）」欄に記載されている学部・学科等ごとの免許状の種類・免許教科・領域を記載すること。また、記載にあたっては、様式第2号と同様に略記すること。

○ 「④②の学科等の入学定員」欄には、学則に定める入学定員を記載すること。なお、編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

○ 「⑤①の学科等における教職に関する科目の担当教員数」欄には、「①教職に関する科目の開設学部・学科等（所在地）」の学科等の教職に関する科目の担当教員数（教職に関する科目担当の専任・兼任・兼任教員の合計数）を記載すること。

○ 「⑥⑤の教員数における専任教員数」欄には、「⑤①の学科等における教職に関する科目の担当教員数のうち、教職課程上配置している専任教員の数を記載すること。

○ 「⑤①の学科等における教職に関する科目の担当教員数」欄及び「⑥⑤の教員数における専任教員数」欄の小計欄は、実数で記載すること。

② 「2 他大学で開設する教職に関する科目の履修体制」の「①教職に関する科目の開設学部・学部・学科等（所在地）」欄には、他大学において開設されており、自大学の「教職に関する科目」に含むこととなる「教職に関する科目」が開設されている大学・学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。

また、「②履修学生の所属学部・学科等（所在地）」欄は、「①教職に関する科目の開設学部・学部・学科等（所在地）」欄に記載された学部・学科等において開設されている授業科目を、実際に履修する学生の所属学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。

(9) 様式第7号

様式第7号 (認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類)

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 ○○学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 (○○高等学校) ○室 ○室 ○室 ○棟 (○○附属学校のプール)
○○学部 ○○学科	中一種免 (理科) 高一種免 (理科)	講義室 実験室 コンピュータ演習室	○室 ○室 ○室 ①

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 ○○学科	小一種免	教科に関する科目 教職に関する科目	○○○○冊 ○○○○冊
○○学部 ○○学科	中一種免 (理科) 高一種免 (理科)	教科 (理科) に関する科目 教職に関する科目	○○○○冊 ○○○○冊
合計			○○○○冊 ②

③ 3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など

教職支援室

① 「1 施設・設備の概要」の「③①の学部・学科等において使用する施設・設備」欄には、認定を受けようとする免許状の種類に応じて「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」、「教科（養護）又は教職に関する科目」、「施行規則第66条の6科目」の授業科目を開設する場合において必要な施設・設備を記載すること。学外における施設・設備を利用する場合は、備考欄に学校名、施設名等を記載すること。

※ 施設・設備ごとの機械、器具などまで記載する必要はない。なお、施設・設備の数（例：実験・実習室 3室）は、備考欄に記載すること。

② 「2 図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、以下の科目区分を記載し、「④冊数」欄にそれぞれの科目の図書の冊数を記載すること。

免許状の種類	科目区分
幼稚園教諭の教職課程 小学校教諭の教職課程	・教科に関する科目 ・教職に関する科目
中学校教諭の教職課程（免許教科××） 高等学校教諭の教職課程（免許教科××）	・教科（××）に関する科目 ・教職に関する科目
特別支援学校教諭の教職課程	・特別支援教育に関する科目
養護教諭の教職課程	・養護に関する科目 ・教職に関する科目
栄養教諭の教職課程	・栄養に係る教育に関する科目 ・教職に関する科目

※ 複数の免許状の認定を受けようとする大学で、「教職に関する科目」の冊数を免許状の種類ごとに区別することができない場合は、まとめて記載しても差し支えない。

この場合の「②①の学部・学科等における免許状の種類」欄には、認定を受けようとする免許状の種類を一括して記載すること。

③ 「3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など」は、教職課程の授業科目を開設する場合以外で教職の授業や教員採用試験対策等で活用しているなど教職に関連する施設・設備（模擬授業実践室、教育実習相談室等）（学外の施設を含む。）及びこれらの教職課程運営上の役割などを記載すること。学外の施設については、学外の施設であることを明記すること。

※ 進路室・キャリアサポートセンターや教務課等で教職関連を指導しているのであれば、その旨を記載すること。なお、本欄に記載する事項がない場合には、「特になし」と記載すること。

(10) 様式第8号

i) 様式第8号ア

本書類の記載分量は、両面印刷で3枚以内とすること。

様式第8号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念

①大学

①大学設置申請書との整合性をとった上で記載すること。
※「②学科等（教職課程を有する学科等のみ）」も同様とする。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

(2) 教員養成に対する理念・構想

①大学

②大学の設置理念に基づく教員養成の理念、それを実現させるための教員養成の構想、大学として養成したい教員像を具体的に記載すること。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

③認定を受けようとする学科等の目的・性格が明らかになるよう、教員養成の理念、それを実現させるための教員養成の構想、学科等として養成したい教員像を具体的に記載すること。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごと）

④教職課程を設置することの意義や必要性、理由について、認定を受けようとする学校種・免許教科ごとに具体的に記載すること。

ii) 様式第8号イ

本様式は、両面で原則として1枚以内に収めること。ただし、記載内容が多岐にわたる場合等については、1枚を超えても差し支えない。

様式第8号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称:	}
目的:	
責任者:	
構成員(役職・人数):	
運営方法:	

②

組織名称:	}
目的:	
責任者:	
構成員(役職・人数):	
運営方法:	

①

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

	}
--	---

②

II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

	}
--	---

③

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称:	}
連携先との調整方法:	
具体的な内容:	

②

取組名称:	}
連携先との調整方法:	
具体的な内容:	

④

III. 教職指導の状況

	}
--	---

⑤

- ① 「Ⅰ. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」欄の「(1)「各組織の概要」欄には、体系的な授業科目の履修を達成するための全学的組織及び各学科等における組織の状況を、以下のように記載すること。
- ・「組織名称：」 ⇒ 組織の具体的な名称
 - ・「目的：」 ⇒ 組織の目的及び審議事項
 - ・「責任者：」 ⇒ 組織の責任者の役職名
 - ・「構成員（役職及び人数）：」 ⇒ 組織を構成する具体的な役職及び人数
 - ・「運営方法：」 ⇒ 開催頻度、具体的な運営方法及び検討される議事など
- ※ 複数の組織を設置している大学については、「組織名称」・「目的」・「責任者」「構成員（役職及び人数）」・「運営方法」の各項目を含めて、③④⑤……と適宜行を追加すること。
- ② 「Ⅰ. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」欄の「(2) (1) で記載した個々の組織の関係図」欄には、「(1) 各組織の概要」で記載した各組織の関係を表す図表（全学的組織と各学科等における組織の役割関係など）を略記すること。
- ③ 「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」欄の「(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等」欄には、都道府県及び市区町村教育委員会と連携して行っている（又は行う予定としている）取組についての具体的な名称や内容を、どのように教育委員会と連絡を取り合っているかなどを含めて、箇条書きにして記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。
- ④ 「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」欄の「(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等」欄には、都道府県及び市区町村教育委員会、学校並びに地域社会等と連携して行っている（又は行う予定としている）取組について、以下のように記載すること。
- ・「取組名称：」 ⇒ 取組の具体的な名称
 - ・「連携先との調整方法：」 ⇒ 取組に関する連携先との具体的な調整方法（どのように、連絡を取り合っているかなど）
 - ・「具体的な内容：」 ⇒ 具体的な取組内容
- ※ 複数の取組を実施している大学については、「取組名称」・「連携先との調整方法」・「具体的な内容」の各項目を含めて、③④⑤……と適宜行を追加すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。
- ⑤ 「Ⅲ. 教職指導の状況」欄には、学内の教職指導体制及び教職指導の内容（教職課程のガイダンス、履修指導及び各種相談への対応等）について、具体的に記載すること。

iii) 様式第8号ウ (各段階における到達目標)

様式第8号ウ

<〇〇学科> (認定課程:

(1) 各段階における到達目標

① 学科等ごとに別葉で作成すること。
 なお、「認定課程:」には、認定を受けようとする学校種、免許教科
 (中学校・高等学校の場合) を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	② 段階ごとに学生が修得すべき事項を具体的に記載すること。 学科等によって学生の履修する内容は異なり、置こうとする課程 の学校種及び教科によっても到達目標は異なると考えられる。複 数の課程の申請の際に、それぞれの学科等ごとに到達目標を検 討し、コピー&ペーストはしないこと。
	後期	
2年次	前期	③ 「時期」については、学則で定める「学期」を記載すること。 例)学則で、「春セメスター」、「秋セメスター」と定めている場合、 それにあわせて、「前期」、「後期」の記載をそれぞれ修正すること。
	後期	
3年次	前期	④ 認定を受けようとする課程の修業年限に応じ、適宜様式を削除 すること。
	後期	
4年次	前期	
	後期	

iv) 様式第8号ウ (具体的な履修カリキュラム)

- ・本様式は、大学が推奨するモデルケースを記載すること。(開設授業科目全てを記載するわけではない。)
- ・認定を受けようとする課程により、以下の様式を使用し作成すること。

認定を受けようとする課程の種類	使用する様式
幼稚園・小学校・中学校・高等学校の課程	様式第8号ウ (教諭)
養護教諭の課程	様式第8号ウ (養護)
栄養教諭の課程	様式第8号ウ (栄養)
特別支援学校教諭の課程	様式第8号ウ (特支)

様式第8号ウ (教諭)

<〇〇学科> (認定課程:)

① 学科等ごとに別業で作成すること。
 なお、「認定課程:」には、認定を受けようとする学校種、免許教科
 (中学校・高等学校の場合)を記載し、それぞれ別業で作成すること。

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
年次	時期	教職に関する科目			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
		科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
	集中							
4年次	前期							
	後期							
	集中							

② 手引89頁～91頁の番号・記号を記載すること。(特別支援学校免許状の「科目区分」、「必要事項」、「中心領域」については93頁参照。)

③ 左記の他、教職課程に関連のあるものとして大学が考える授業科目を記載すること。

④ 大学の学則において定める「学期」を記載すること。
 例) 学則で、「春semester」、「秋semester」と定める場合、「前期」、「後期」をそれぞれ修正し記載すること。
 また、集中授業で行う場合は、「集中」と記載した行を、通年授業で行う場合は、「通年」と記載した行を、追加して記載すること。

※養護教諭、栄養教諭又は特別支援学校教諭の課程についても記載上の注意は同様とする。

(11) 様式第9号

本様式は、既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合、既に認定を受けている教職課程と、新たに認定を受けようとする教職課程との間に教育課程及び教員組織の重複がないことを大学が誓約するものである。この誓約書に基づき、申請する学科において既に認定を受けている教職課程については、再度の審査・認定を不要とする。(※課程認定審査の確認事項1(2)参照。)(ただし、次頁表の組合せによる申請の場合は、本様式の提出は不要である)。

様式第9号(誓約書)

誓 約 書

①大臣名は申請書提出時点での大臣名を記載すること。

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

②申請書を提出する日を記載すること。

平成○○年○月○○日

③自筆署名の場合印は省略可。

申請者 ○○ ○○ 印

このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるために認定を受けようとする課程が、課程認定審査の確認事項1(2)の規定により、既に認定を受けている課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない(教職課程認定基準4-8等の特例を除く)旨、誓約いたします。

④設置者の職名、氏名を記載すること。

- ・ 国立大学
→ 国立大学法人の長
- ・ 公立大学
→ 公立大学法人の長又は
公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学
→ 私立大学を設置する
学校法人の理事長

< 誓約書が不要である組合せ >

認定を受けようとする課程と既に認定を受けている課程との組合せが以下の場合、提出不要である。なお、新たに特別支援学校教員養成課程の認定を受けようとする場合及び学科等の改組に伴い再課程認定をする場合においても、一律に誓約書を提出する必要はない。

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）

高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

※ 英語以外の外国語を免許教科とした教職課程の場合は、英語の組み合わせの場合と同様とする。

4. その他の書類

(1) 学則・履修規程等（課程認定申請を行う全大学が提出）

学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法等が規定されていれば、学則のみを提出することで差し支えない。一方、学則にこれらが規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（例：履修規程など）を提出すること。

いずれにおいても、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数（様式第2号に記載の科目）について、該当箇所に下線を引くなどして強調し、教職課程の科目を明確にすること。

なお、申請書の提出時点では、（案）の提出でも差し支えない。

（学則確定後の差替えは、別途指示する。）

(2) 履修カルテ

教職実践演習実施に向けて、履修履歴を把握するために大学として準備している履修カルテを、認定を受けようとする課程にかかわる部分に抜粋して提出すること。

※ 以下の課程を申請する場合のみ提出すること。

- ・ 大学学部学科等における課程
- ・ 大学学部学科等における通信の課程
- ・ 短期大学学科等における課程
- ・ 短期大学学科等における通信の課程

(3) 単位互換協定書（単位互換協定を行う大学のみ提出）

教育職員免許法施行規則第22条第3項の規定により、他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目を含む課程を有する大学のみ、単位互換協定書（様式は大学の任意で差し支えない。）を提出すること。

(4) 組織改組・再編対照表（組織改組・再編を行う大学のみ提出）

認定を受けようとする学部学科等（研究科専攻等の場合も同様）が、組織の改組・再編により改めて課程認定申請を行う場合は、組織改組・再編対照表（様式は大学の任意で差し支えない。）を提出すること。

5. チェックリスト

課程認定申請書提出時のチェックリスト

○記入上の注意

各事項について確認ができたなら右欄に「担当者印」を押印し、該当しない場合は斜線を引くこと。

一の大学/短期大学において通学と通信両方の課程を申請する場合は、それぞれ作成すること。

なお、昨今の申請大学で、確認印が押印されているにもかかわらず、その事項について指摘が入る大学があるため、提出前に必ず確認すること。

書類の綴方

1	申請書は書類の量に応じて適切な厚さのパイプ式ファイルに綴じられているか。 ※保存の関係上、紙ファイルや綴り紐で綴じないこと。(15頁参照)	
2	パイプ式ファイルの表紙の裏に、担当者の所属部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスが記載されているか。(15頁参照)	

共通

3	各様式の記載内容の基準時点は、定めのとおりであるか。(12頁参照)	
4	各様式の印刷方法は、定めのとおりであるか。(13～14頁参照)	
5	授業科目名称及び単位数が、様式第2号(教育課程及び教員組織)、シラバス、様式第3号、様式第4号②教育研究業績書、学則(履修規程)において、すべて一致しているか。	

様式第1号

6	申請書提出日現在の文部科学大臣名が記載されているか。(61頁②参照)	
7	申請年月日が記入されているか。 ※実際に申請書を提出する日を記載する。(61頁③参照)	
8	申請者の職名と氏名が記載されているか。(61頁④参照)	
9	申請者の「印」が押印されているか。(61頁⑤参照)	

様式第2号

認定を受けようとする大学の課程の概要

10	認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用しているか。 ※様式は「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なる。(62頁参照)	
11	「設置者名」欄に、法人名(都道府県または市町村が設置者の公立大学の場合は、当該都道府県名または市町村名)が記載されているか。 ※ 理事長等の個人名ではない 。(62頁①参照)	
12	「認定を受けようとする免許状の種類(免許教科・領域)」欄に、今回申請する免許状の種類を載しているか。(62頁③参照)	
13	「認定を受けようとする免許状の種類(免許教科・領域)」欄に記載している免許状の種類、免許教科(特別支援学校教諭免許状の場合は特別支援教育領域)は定めのとおり略記しているか。(62頁③参照)	
14	「学部名」欄・「学科等名」欄について、下記のとおり記載されているか。(63頁⑧参照) ○教職課程を有する学科等のみ記載すること ※教職課程を有しない学科等は記載しないこと。 ○平成29年度申請により教職課程を有する予定の学科等も記載すること ※予定であっても括弧等で区別しないこと。 ○平成29年度をもって学生募集を停止した学科等は入学定員をハイフン「-」として記載すること。 ○学則(履修規程)に定めていない専攻やコース名を記載しないこと ※教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。	

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織

15	「1. 免許状取得に必要な最低修得単位数」欄には、施行規則に定められている単位数を記載しているか ※開設授業科目の合計単位数ではない。(65頁②参照)	
16	<u>「左記に対応する開設授業科目」の「授業科目」欄・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目の名称・単位数を記載しているか。</u> (65頁④参照)	
17	「単位数」の「必修」欄・「選択」欄は、教員の免許状の取得のための必修科目・選択科目の別により、いずれかの欄に当該科目の単位数を記載しているか ※卒業するための必修科目であっても、教員免許状を取得する上で必修としていなければ「選択」欄に単位数を記載すること。(65頁⑤参照)	
18	<u>「専任教員」欄に兼任教員・兼任教員を記載していないか。</u> ※課程認定上の「専任」である。したがって、当該学科に籍を有する場合でも「兼任」となる場合もあるので注意すること。(65頁⑦参照)	
19	<u>「専任教員」欄について、同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、担当するいずれか1つの科目を除いて、当該教員の氏名は()を付して記載しているか。</u> (65頁⑦参照)	
20	「●単位数」欄は、「教科に関する科目」等の区分ごとの授業科目の単位数のうち、必修科目(選択必修科目含む)・選択科目それぞれの合計となっているか。(65頁⑨参照)	
21	「●単位数」欄の「●教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)」の単位数が、枠上の「1. 免許状授与に必要な最低修得単位数」に記載する単位数を上回っているか ※施行規則に定める単位数より多くの必修科目が設定されているか。(65頁⑨参照)	
22	「●専任教員数(合計)」欄には、認定を受けようとする課程の「教科に関する科目」等の区分ごとにおける専任教員数(実数)を記載しているか。 ※認定基準に示されている必要専任教員数ではない。(65頁⑩参照)	
23	「●必要専任教員数」欄には、認定基準に規定されている「教科に関する科目」等の区分ごとにおける必要専任教員数を記載しているか。 ※実際に配置している教員数ではない。(65頁⑩参照)	
24	<u>「専任教員」について、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」両方の「専任」として位置づけられていないか。</u> ※「教科に関する科目」の「専任」である場合は、当該学科の教職に関する科目の「専任」とはなり得ない。(65頁⑪参照)	
25	<u>選択必修科目は「選択」欄に単位数を記載し、「備考」欄に単位修得方法を記載しているか。 ※「必修」欄に単位数は記載しないこと。</u> (66頁⑭参照)	

幼・小の教科に関する科目

26	(幼稚園教諭の教職課程・小学校教諭の教職課程を同時に申請する場合) 「幼・教科に関する科目」「小・教科に関する科目」を別葉で作成しているか。	
27	<一種及び二種の課程> <u>幼稚園の教職課程について、「免許法施行規則に定める科目区分」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合は、当該科目区分は残したまま、「左記に対応する開設授業科目」欄・「専任教員」欄を空欄にしているか。</u> ※当該科目区分欄を勝手に削除してはならない。(67頁⑱参照)	

中・高の教科に関する科目

28	(中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程を同時に申請する場合) 免許教科が同じであるなしかかわらず、別葉で作成しているか。(68頁①参照)	
29	<一種及び二種の課程> 「免許法施行規則に定める科目区分」欄には、 <u>認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条の表第2欄に定める「教科に関する科目」をそのまま記載しているか。</u> ※例:高・地理歴史のうち、「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」については()内や「」を省略せずそのまま記載することが必要となっている。(68頁③参照)	
30	<一種及び二種の課程> 「授業科目」・「単位数」欄において、 <u>科目区分ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数に下線を引いているか。</u> ※各科目区分に必ず1科目以上は下線を引いた科目があるか (68～69頁④参照)	

31	<p><一種及び二種の課程> 認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員名の左側に「※」を付しているか。(68頁⑥参照)</p>	
32	<p>認定基準の規定により、認定を受けようとする学部学科等以外の学部学科等において開設する授業科目を置く場合は、当該授業科目の「備考」欄においてその旨記載しているか。 ※例: ××学科開設科目 (68頁⑦参照)</p>	

栄養に係る教育に関する科目

33	<p><一種及び二種の課程> 「免許法施行規則に定める科目区分」欄の各事項(「・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」など)が含まれている授業科目ごとに、罫線を引いているか。 ※全事項が含まれた授業科目の場合は罫線不要である。(71頁①参照)</p>	
----	---	--

教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目

34	<p><一種及び二種の課程> 「備考」欄には「教科(養護)又は教職に関する科目」の単位修得方法を記載しているか。(72頁④参照)</p>	
----	---	--

教職に関する科目

35	<p>免許状の種類(幼稚園教諭の教職課程、小学校教諭の教職課程、中学校・高等学校教諭の教職課程、養護教諭の教職課程、栄養教諭の教職課程)ごとに、別葉で作成しているか。 ※一種の課程で、中・高で共通開設する場合には、併せて作成すること。(74頁①、75頁①参照)</p>	
36	<p><一種及び二種の課程> 「教育実習」欄に開設する授業科目のうち、事前及び事後の指導1単位を含んでいる科目は、「事前事後指導1単位含む」と備考欄に記載しているか。(※授業科目名称から明確な場合は記載しなくてもよい。(74頁⑫参照))</p>	
37	<p><一種及び二種の課程> 「教職実践演習」の「授業科目」欄について、()を付して学校種を記載しているか。 ※例: 教職実践演習(中・高)</p>	

特別支援教育に関する科目

38	<p><一種及び二種の課程> 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「中心となる領域」欄には、「認定を受けようとする免許状の種類(特別支援教育領域)」欄に記載する領域のいずれかの領域を記載しているか。 ※例: 知・肢・病の3領域で認定を受けようとする場合、第2欄の「中心となる領域」欄に視・聴の領域は設定できない。(76頁③参照)</p>	
39	<p>「中心となる領域」欄に2つ以上の領域を記載していないか。 ※「中心となる領域」欄には1つの領域しか記載できない。(76頁③参照)</p>	
40	<p><一種及び二種の課程> 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「含む領域」欄には、当該科目の内容において、「中心となる領域」として定める領域以外に含まれる領域全て(「重複・LD等領域」は除く)を記載しているか。 ※授業科目のそれぞれで取り扱う領域は「重複・LD等領域」を除いて「中心となる領域」か「含む領域」のいずれかに記載すること。(76頁⑤参照)</p>	
41	<p><一種及び二種の課程> 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のいずれかの科目において、「認定を受けようとする免許状の種類(特別支援教育領域)」欄に記載する領域以外の領域を含んでいるか。(76頁⑥参照)</p>	
42	<p>「重複・LD等領域」が「含む領域」欄に記載されていないか。 ※「重複・LD等領域」は「中心となる領域」欄に記載すること。(76頁⑧参照)</p>	
43	<p>「中心となる領域」欄に「重複・LD等領域」を記載した授業科目について、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)のうち、当該授業科目に含まれる障害を備考欄に略記しているか。 (76頁⑧参照)</p>	

44	<一種及び二種の課程> 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」欄に開設する授業科目について、事前及び事後の指導に該当する科目は、備考欄に「事前事後指導1単位含む」と記載しているか。(76頁⑨参照)	
45	<一種及び二種の課程> 枠下の「※」について、「●単位／×単位」の右側の単位数(「×単位」)は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに最低修得単位数を記載しているか。 ※開設授業科目の合計単位数ではない。(77頁⑩参照)	
46	<一種及び二種の課程> 枠下の「※」について、「●単位／×単位」の左側の単位数(「●単位」)は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに、各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載しているか。 ※選択科目の単位数を含めない。(77頁⑩参照)	

シラバス

47	認定を受けようとする課程の授業科目全てのシラバスを提出しているか。(80頁参照)	
48	「授業科目名」・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目名・単位数を記載しているか。(81頁①参照)	
49	「教員の免許状取得のための必修・選択」欄は、様式2号と一致しているか。(81頁①③参照)	
50	「授業計画」欄について、キーワードを付すなどして、各回の計画内容がわかるか。(81頁⑦参照)	
51	「授業計画」欄について、一般的包括的内容又は含むべき事項を取り扱っていることがわかるか。(81頁※参照)	
52	「担当教員名」欄について、複数教員が担当する場合は、全ての担当教員の氏名を記載しているか。 ※オムニバスの場合は、それぞれの教員の担当箇所がわかるように明記すること。(81頁⑧参照)	
53	<一種及び二種の課程> 「施行規則に定める科目区分」欄について、認定を受けようとする課程の免許教科に 応じて、施行規則第4条又は第5条の表第2欄に定める「教科に関する科目」をそのまま記載しているか。 ※例：高・地理歴史のうち、「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」については()内や「」を省略せずそのまま記載すること。(81頁⑤参照)	
54	「テキスト」「参考書・参考資料等」欄に、著書名・著者名・出版社を記載しているか。 ※空欄や「未定」にはしないこと。使用しない場合は「なし」と記載すること。(81頁⑨参照)	
55	シラバスを綴じる順番は様式第2号の記載順になっているか。	

様式第3号

56	「備考」欄の番号は、連番となっているか。 ※2回以上登場する教員については、「前掲〇」としているか。(86頁⑥参照)	
57	様式第2号において教員の氏名の左側に「△」や「※」を付した教員について、様式第3号においても「△」または「※」を付しているか。(86頁⑦⑧参照)	

教職に関する科目、特別支援教育に関する科目

58	<一種及び二種の課程> 「担当授業科目」の「科目区分」欄・「必要事項」欄は、当該授業科目の内容に応じた番号を記載しているか。(89頁②参照)	
59	<一種及び二種の課程> (特別支援教育に関する科目について) 「担当授業科目」の「中心領域」欄は、当該授業科目の内容に応じた記号を記載しているか。(93頁①参照)	

60	<p><一種及び二種の課程> 「直近の課程認定審査の状況」の「担当授業科目」欄に、今回の申請により担当しようとする授業科目のみ記載しているか。 ※直近の課程認定委員会において審査された授業科目でも、今回申請の担当授業科目に該当しない授業科目は記載しない。 (91頁③参照)</p>	
61	「直近の課程認定審査の状況」の「審査年度」欄が正しく記載されているか。 ※認定年度ではない。 (91頁③-5参照)	

様式第4号

62	教職課程の科目を担当するすべての教員(施行規則66条の6の科目の担当教員を除く)について、①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書を作成しているか。(95頁参照)	
63	①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書について、原本を提出しているか。 ※原本証明をされていても、写しは提出できない。	
64	書類上該当する業績等がない場合には空欄にせず、「特記事項なし」等を記載しているか。(96頁⑩参照)	

①履歴書

65	「職歴」欄について、各職歴の在職期間を明確にし、 現職の場合は「現在に至る」記載した上で下線を引き、次年度に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」等と記載しているか。 (96頁⑤参照)	
66	「職歴」欄について、研究者としての外国の大学や研究機関等への留学歴についても記載しているか。(96頁⑤参照)	

②教育研究業績書

67	両面印刷で3枚以内で作成しているか。 (97頁参照)	
68	担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、研究業績等に関する事項について作成しているか。 ※担当授業科目に関連しない研究業績等については、記載しないこと。 (97頁参照)	
69	過去10年以内(例:申請年度が平成29年度であれば、平成19年4月1日から本調査記載日までの間)の事項のみを記載しているか。※それ以前や予定の事項は記載しないこと。 (97頁参照)	
70	「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄について、担当授業科目の後ろに()を付して、「単独」「複数」「オムニバス」「クラス分け」の担当形態が記載されているか。(98頁②参照)	
71	「年月日」欄や「発行又は発表の年月」欄は、「平成〇〇年〇月」のように和暦で記載しているか。 ※西暦で記載しないこと。(97頁⑤参照)	
72	単著・共著の別を問わず、当該著書又は業績等を掲載している雑誌(学術論文の場合は当該論文)の総頁数を「出版社又は発行雑誌等の名称」欄に記載しているか。(99頁参照)	
73	「概要」欄は、事項ごとに、内容がわかるように200字程度(150字~250字)で記載し、担当授業科目と 特に関係する 記述の箇所に下線を引いているか。 ※記載が極端に少ない場合は、審査不能となるので注意すること。(97頁⑦、99頁参照)	
74	共同研究により本人の担当執筆部分が不可分な場合は「共同研究により抽出不可」と記載した上で、当該著書等(学術論文の場合は当該論文)に係る役割や 執筆箇所の内容を具体的に記載しているか。 ※なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供等のみの場合は活字業績とみなすことができないので注意すること。(99頁参照)	
75	「概要」欄について、「共著」の場合には、本人を含めた著者全員の氏名をもれなく記載し、本人の氏名に下線を引いているか。 ※著者が非常に複数ある場合には、主要な著者のみ記載しても可とする。(99頁参照)	

様式第5号

76	<一種及び二種の課程> 「1 教育実習の内容及び成績評価等」の「②教育実習の実施期間・総時間数」欄は、実習期間と総時間数の両方を記載しているか。(101頁②参照)	
77	「実習校」欄に記載した学校又は教育委員会についての「実習生受入承諾書」を全て添付しているか。(102頁参照)	

様式第6号 (103頁①参照)

78	幼／小／中／高／養／栄の免許状の種類ごとに罫線で区切っているか。	
79	「①教職に関する科目の開設学部・学科等(所在地)」欄には、「教職に関する科目」の授業科目が、実際に開設されている学部・学科等及びこれらの所在地をすべて記載しているか。	
80	「②履修学生の所属学部・学科等(所在地)」欄には、「①教職に関する科目の開設学部・学科等(所在地)」欄に記載された学部・学科等において開設されている授業科目を、実際に履修する学生の所属学部・学科等及びこれらの所在地をすべて記載しているか。	
81	既に認定を受けているすべての学科等についても記載されているか。	
82	入学定員が適切に記載されているか。	
83	(他大学において開設する授業科目がない場合) 「2 他大学で開設する教職に関する科目の履修体制」欄を削除しているか。	

様式第7号

84	「2 図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、各科目区分を記載し、それぞれの科目の図書の冊数を記載しているか。(105頁参照)	
----	---	--

様式第8号ウ <一種及び二種の課程>

85	学校種ごとに作成されているか。 ※同教科であっても、中学校と高等学校で別葉にすること。(110頁①参照)	
86	(1)各段階における到達目標について、具体的な到達目標を各段階において記載しているか。 (110頁②参照)	
87	(2)具体的な履修カリキュラムについて、科目区分及び必要事項が適切に記載されているか。(111頁②参照)	

その他

88	学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法等が規定されているか。 ※学則に規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程(例:履修規程など)を提出すること。 (115頁(1)参照)	
89	教職実践演習を含めた課程認定申請を行う場合、申請する課程に係る履修カルテを提出しているか。(115頁(2)参照)	
90	認定を受けようとする学科等が、組織の改組により改めて課程認定申請を行う場合、組織改組・再編対照表を提出しているか。 (115頁(4)参照)	

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

1. 変更届等の提出要領・記載例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、3頁(2)変更届の提出の要否に記載のとおり。)

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

- (1) 教育課程の変更届
- (2) 学科等の名称変更届
- (3) 学科等の入学定員変更届
- (4) 学科等の課程認定取下届

なお、変更届の提出にあたっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」や「書類に不備がないか」、体裁が整っているか等について必ず確認すること。

(1) 教育課程の変更届

(ア) 変更届提出期限

- 次の表①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 次の表⑦の変更届提出期限（平成31年度実施）：平成29年9月29日（金）までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を平成30年度から実施する場合は、平成29年度中に提出することが必要である。(後期から専任教員の変更等がある場合には、後期の授業が開始する前までに変更届を提出する必要がある。)

ただし、次の表⑦に該当し届出による変更を希望する場合には、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当するか否かの確認及び記載事項等の不備確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する2年前の9月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

平成31年度開設予定の学科等については、平成29年9月29日（金）までに、次の表⑦に関する変更届のみを提出する必要がある。

なお、平成30年度開設予定の学科等で次の表⑦に該当し、平成28年9月30日（金）までに次の表⑦に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

(イ) 変更届提出方法

144頁を参照し、郵送により提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

また、教育課程の変更届のうち、次頁の表⑦を郵送する場合は、封筒の表に赤字で「教育課程変更届⑦ 提出」と記載すること。

(ウ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて次頁の表に示す書類を提出すること。

なお、次頁の表において①～⑦の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、1部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。

- (例) 1つの免許課程で授業科目の新設(①)と「教職に関する科目」の専任教員の変更(⑤)がある場合
- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」…1部提出(①と⑤で共通)
 - ・「シラバス」…新設科目(①)に係るもの1部
 - ・「履歴書」「教育研究業績書」…変更した専任教員(⑤)に係るもの1部

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容	変更届											
	かがみ	変更内容一覧表	理由書 (様式任意)	届出をしようとする大学の課程の概要	新旧対照表	シラバス※1	教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の専任教員		設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況	学則・履修規程等(開設年度から適用するもの)	学則・履修規程等(従前適用していたもの)	組織改組対照表(様式任意)
							履歴書	教育研究業績書				
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	△	△※2	△※2	×	×	×	×
② 授業科目の名称を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
⑤ 専任教員を変更する場合 ※5	○	○	○	×	○	△※3	△※5	△※5	×	×	×	×
⑥ 専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○	×	×	×	○※4	○※4	○※4	○

- ※1 シラバスは、新設・変更に係る授業科目のシラバスのみを提出すること。なお、科目の廃止の場合には、一律に提出は不要である。また、②～④の場合であっても、授業内容に変更がない場合には、提出は不要である。
- ※2 授業科目新設の場合で、専任教員が担当する場合にのみ必要である。
- ※3 専任教員の変更に伴って、授業科目内容を変更する場合には、当該科目のシラバスを提出すること。（担当の専任教員が変わっても、授業科目の内容に変更がない場合は、シラバスの提出は不要である。）
- ※4 免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあたっては免許教科の種類）ごとに、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に係る教育に関する科目」と、左記に含めていない認定を受けようとする免許状に関連する科目が明確になるように、学則・履修規程等を着色して提出すること。
- （例）同一学科等において中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合
- 【中一種免（数学）、高一種免（数学）】
- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：青色
 - ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：水色
- 【高一種免（情報）】
- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：オレンジ
 - ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：黄色
- ※5 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員の変更の内容」が以下の組合せの場合である。

専任教員の変更の内容	一種・二種の免許課程		専修の免許課程	
	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
(A) 専任教員を追加する場合	○	○	○	○
(B) 既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	○	○	○	○
(C) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	○	○	○	○
(D) 専任教員を削除する場合	×	×	×	×
(E) 既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×	×	×	×
(F) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	×	×	×	×
(G) 専任教員の氏名の姓を変更する場合	×	×	×	×

* 上記表にない「教科に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員を変更する場合は、(A)～(C)の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である。（変更届の提出は必要。）

- ※6 全ての課程において、兼任教員又は兼任教員を変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、専修の免許課程以外の課程における「教科又は教職に関する科目」「養護又は教職に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の専任教員を変更する場合も、変更届の提出は不要である。

i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
① 平成〇〇年〇月〇〇日
~~~~~

②  
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿  
~~~~~

設置者 〇〇 〇〇 印
~~~~~  
③

〇〇大学の認定課程における学科等の  
教育課程の変更について (届出)

このたび、平成〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。  
なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長または当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名がある場合には、省略可とする。

ii) 変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

## 変更内容一覧表

(C)

|       | (A)<br>学科等名        | (B)<br>免許状の種類 | 教育課程の変更届の変更内容           |                        |                         |                                                  |                     |                                                  |                                                   |
|-------|--------------------|---------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|       |                    |               | ①                       | ②                      | ③                       | ④                                                | ⑤                   | ⑥                                                | ⑦                                                 |
|       |                    |               | 授業科目を<br>新設又は廃<br>止する場合 | 授業科目の<br>名称を変更<br>する場合 | 授業科目の<br>単位数を変<br>更する場合 | 授業科目の<br>履修方法<br>(必修・選択<br>必修・選択)<br>を変更する<br>場合 | 専任教員を<br>変更する場<br>合 | 専任教員の<br>職位(教授・<br>准教授・講<br>師・助教)を<br>変更する場<br>合 | 教職課程認<br>定審査の確<br>認事項1<br>(1)③に該<br>当し、変更<br>する場合 |
| 1     | 教育学部教育学科<br>児童教育専攻 | 幼一種免          |                         |                        |                         |                                                  | ○                   | ○                                                |                                                   |
| 2     |                    | 小一種免          |                         |                        |                         |                                                  | ○                   |                                                  |                                                   |
| 3     | 情報科学学部<br>情報科学学科   | 中一種免(数学)      |                         |                        |                         |                                                  | (D)                 |                                                  | ○                                                 |
| 4     |                    | 高一種免(数学)      |                         |                        |                         |                                                  | ○                   |                                                  | ○                                                 |
| 5     |                    | 高一種免(情報)      | ○                       | ○                      |                         |                                                  |                     |                                                  | ○                                                 |
| 6     | 工学部<br>機械工学科       | 高一種免(工業)      | ○                       |                        |                         |                                                  | ○                   | ○                                                |                                                   |
| (E) 7 | 工学研究科<br>機械工学専攻    | 高専免(工業)       |                         | ○                      |                         |                                                  | ○                   | ○                                                |                                                   |

<記載上の注意>

- (A) 「学科等名」の欄には、認定を受けている学部学科等名を記載すること。したがって専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。
- (B) 「免許状の種類」の欄には、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあたっては免許教科の種類）を各々行を分けて記載すること。  
ただし、特別支援学校の教諭の免許状にあたっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。
- (C) 「教育課程の変更届の変更内容」の欄には、該当する変更内容に「○」印を記載すること。  
なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載すること。
- (D) 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、今回の届出学科等以外の学科等にかかる変更

届の提出は必要となるので、留意すること。(例えば、平成31年度改組にあたって、大学において共通開設している「教職に関する科目」の専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届の変更内容⑦の書類を平成29年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、平成30年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教職に関する科目」の専任教員変更の届出を行う必要がある。)

- (E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴いA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

### iii) 理由書(様式任意)

当該変更が生じた理由を記載すること。

- (例)・教職課程認定審査の確認事項1(1)③のとおり、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしているため。

iv) 新旧対照表

認定課程における変更に係る科目（「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」など）ごとに新旧対照表を作成すること。

イ 教科に関する科目（幼・小用）

- ・幼稚園教諭の教職課程と小学校教諭の教職課程は、別葉で作成すること。

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

### 教科に関する科目の変更届新旧対照表

|   |                 |                                                       |                      |             |                     |                                   |                       |                         |             |                                   |               |                           |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------|----------------------|-------------|---------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------|-----------------------------------|---------------|---------------------------|
| ① | 大学名             | 〇〇大学 (学部学科等の課程)                                       |                      |             |                     | 担当部局                              | ④                     |                         |             |                                   |               |                           |
| ② | 設置者名            | 〇〇〇〇                                                  |                      |             |                     | 電話番号                              |                       | 担当者                     |             |                                   |               |                           |
| ③ | 大学の位置           | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇                                        |                      |             |                     | FAX番号                             |                       |                         |             |                                   |               |                           |
|   |                 |                                                       |                      |             |                     | e-mail                            |                       |                         |             |                                   |               |                           |
| ⑤ | 教育課程を変更する学科等    | 新旧                                                    | 学部                   | 学科等         | 入学定員                | 直近の認定年度                           | 認定を受けている免許状の種類 (免許教科) | ⑧                       | ⑨ 新学則等の適用年度 | ⑩ 備考                              |               |                           |
| ⑥ |                 | ⑦                                                     | 新                    | 〇〇学部        | 〇〇学科                | 〇〇                                | -                     | -                       | 平成〇〇年度      | 平成〇〇年度入学より適用する。                   |               |                           |
| ⑧ |                 | 旧                                                     | 〇〇学部                 | 〇〇学科        | 〇〇                  | 平成〇〇年度                            | 小一種免                  | -                       |             |                                   |               |                           |
| ⑪ | 免許法施行規則に定める科目区分 |                                                       | 新 ⑬                  |             |                     |                                   | 旧                     |                         |             | 変更内容等                             |               |                           |
|   |                 |                                                       | 授業科目                 | 単位数<br>必 選  | 共通<br>開校<br>学校<br>種 | 専任教員<br>氏名・職名                     | 履修<br>方法              | 授業科目                    | 単位数<br>必 選  |                                   | 専任教員<br>氏名・職名 | 履修<br>方法                  |
|   | 国語 (書写を含む。)     |                                                       | 国語<br>小学国語Ⅰ<br>小学国語Ⅱ | 2<br>2<br>2 | 幼                   | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)    | ⑭                     | 国語<br>小学国語              | 2<br>2      | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授)                |               | 新設<br>新設<br>専任教員追加        |
|   | 社会              |                                                       | 社会<br>小学社会           | 2<br>2      |                     |                                   |                       | 社会                      | 2           |                                   |               | ⑫<br>新設                   |
|   | 算数              |                                                       | 算数<br>小学算数<br>.....  | 2<br>2<br>2 | 幼                   | 〇〇〇〇准教授<br>(〇〇〇〇准教授)<br>(〇〇〇〇准教授) | ⑮                     | 算数<br>小学算数<br>.....     | 2<br>2<br>2 | 〇〇〇〇准教授<br>(〇〇〇〇准教授)<br>(〇〇〇〇准教授) |               | 履修方法変更                    |
|   | 理科              |                                                       | 理科<br>小学理科<br>.....  | 2<br>2<br>2 |                     | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)    |                       | 理科<br>小学理科<br>.....     | 2<br>2<br>2 | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)    |               |                           |
|   | 生活              |                                                       | 生活<br>小学生活<br>.....  | 2<br>2<br>2 | 幼                   |                                   |                       | 生活<br>小学生活<br>.....     | 2<br>2<br>2 |                                   |               |                           |
|   | 音楽              |                                                       | 音楽<br>児童音楽<br>.....  | 2<br>2<br>2 | 幼                   | 〇〇〇〇講師<br>(〇〇〇〇講師)<br>(〇〇〇〇講師)    |                       | 音楽<br>児童音楽<br>.....     | 2<br>2<br>2 | 〇〇〇〇講師<br>(〇〇〇〇講師)<br>(〇〇〇〇講師)    |               |                           |
|   | 図画工作            |                                                       | 図画工作<br>.....        | 1<br>2      | 幼                   |                                   |                       | 図画工作<br>児童図画工作<br>..... | 2<br>2      |                                   |               | ⑯<br>単位数変更<br>廃止          |
|   | 家庭              |                                                       | 家庭<br>小学家庭<br>.....  | 2<br>2      |                     |                                   |                       | 家庭<br>小学家庭<br>.....     | 2<br>2      |                                   |               | 履修方法変更                    |
|   | 体育              |                                                       | 体育<br>児童体育<br>.....  | 2<br>2      | 幼                   | 〇〇〇〇講師<br>(〇〇〇〇講師)<br>(〇〇〇〇講師)    | ⑰                     | 体育<br>児童体育<br>.....     | 2<br>2      | 〇〇〇〇助教<br>(〇〇〇〇助教)<br>(〇〇〇〇助教)    |               | ⑱<br>職位変更<br>職位変更<br>職位変更 |
| ⑦ | ●単位数<br>⑰       | ・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 |                      |             |                     | ●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人       |                       |                         |             | ⑮                                 |               |                           |
|   |                 | ・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位                 |                      |             |                     | ●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人          |                       |                         |             |                                   |               |                           |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「大学名」欄には、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること。(63頁⑥参照。)

(例)・大学学部学科等における課程 → ○○大学(学部学科等の課程)

- ② 「設置者名」欄には、変更年度(平成28年度に変更届を提出し、平成29年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は平成29年度である。)の4月1日時点における大学の設置者を記載すること。(法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと。)

- ③ 「大学の位置」欄には、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④ 「担当部局」「電話番号」「FAX番号」「e-mail」「担当者」欄には、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。(変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を1つ記載することとなる。)

- ⑤ 「学部」「学科等」欄には、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「-」を記載すること。

- ⑥ 「入学定員」欄には、学則に定める入学定員を記載すること。(記載にあたっては数字のみとし、単位(人)は記入しないこと。)※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

- ⑦ 「直近の認定年度」欄は、「学科等名」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。

**学部学科等の改組・再編を伴わない学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること。**(直近の変更届提出年度及び課程認定申請年度ではないため注意すること。)なお、教職実践演習導入によるものではなく、教職課程全体の認定年度(平成10年改正による再認定年度を含む。)を記載すること。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

(例)・平成○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

- ⑧ 「認定を受けている免許状の種類(免許教科)」欄には、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載にあたっては、免許状の種類に応じて略記すること。(62頁③参照。)

- ⑨ 「新学則等の適用年度」欄には、変更に係る内容が学則・履修規定等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規定等に規定されている事項ではないため、同欄には「-」を記載すること。



⑩ 「備考」欄には、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、平成29年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成29年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、平成29年度・平成30年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成29年度入学生及び平成30年度入学生に適用する。」）を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「授業科目」「単位数」「共通開設」欄の記載にあたっては、「3. 様式の作成例及び記入要領」を参照して、同様に記載すること。なお、共通開設等における学科等名は「履修方法」欄に記載すること。

⑫ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「選択」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「履修方法」欄に記載すること。

⑬ 「専任教員」欄は、各授業の担当教員のうち、専任教員の氏名を記載すること。（兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと。）

1つの授業科目を複数の専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑭ 同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか1つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「教科に関する科目」の専任教員は、3教科以上にわたり、それぞれにおいて1人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるにあたっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑮ 変更箇所については下線を引き、「変更内容等」欄に変更内容を記載すること。

| 変更する内容                         | 新・旧欄の記載                        | 「変更内容等」欄の記載 |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 授業科目を新設する場合                    | 「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。 | 「新設」        |
| 授業科目を廃止する場合                    | 「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。 | 「廃止」        |
| 授業科目の名称を変更する場合                 | 変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。         | 「名称変更」      |
| 授業科目の単位数を変更する場合                | 変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。        | 「単位数変更」     |
| 授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合 | 「履修方法」欄など、履修方法等を記載した箇所に下線を引く。  | 「履修方法変更」    |
| 専任教員を追加する場合                    | 「新」欄に記載された追加専任教員に下線を引く。        | 「専任教員追加」    |

|                              |                              |                 |
|------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 専任教員を削除する場合                  | 「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。      | 「専任教員削除」        |
| 専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合        | 「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。 | 「別の専任教員へ変更」     |
| 専任教員を兼任教員へ変更する場合             | 「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。      | 「専任教員から兼任教員へ変更」 |
| 専任教員を兼任教員へ変更する場合             | 「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。      | 「専任教員から兼任教員へ変更」 |
| 兼任教員を専任教員へ変更する場合             | 「新」欄に記載されている専任教員に下線を引く。      | 「兼任教員から専任教員へ変更」 |
| 兼任教員を専任教員へ変更する場合             | 「新」欄に記載されている専任教員に下線を引く。      | 「兼任教員から専任教員へ変更」 |
| 専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合 | 変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。   | 「職位変更」          |

(例1) 授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

(例2) 授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒・進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒・進路指導論」 → 新設

- ⑩ 「●単位数」欄は、（新）（旧）それぞれに記載している授業科目の単位数を、「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」と「選択科目」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

- ・「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」欄  

$$= \text{必修科目欄の単位数合計} + \text{選択必修で最低限選択しなければならない単位数}$$
- ・「選択科目」  

$$= \text{選択科目欄の単位数合計} - \text{選択必修で最低限選択しなければならない単位数}$$

- ⑪ 「●専任教員数（合計）」欄には、（新）（旧）それぞれに記載している専任教員数（実数）を記載すること。（「専任教員」欄に（ ）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること。）

「●必要専任教員数」欄には、教職課程認定基準に規定されている、（新）（旧）それぞれの必要専任教員数を正確に記載すること。

- ⑫ 「専任教員」欄の記載にあたって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、（新）の教育課程等について、必要配置専任教員数を満たしているかどうか等、教職課程認定基準を満たしているかどうかを各大学において確認すること。

- ⑬ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表がA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

□ 教科に関する科目（中・高用）

- ・中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

### 教科に関する科目の変更届新旧対照表

|              |   |                |      |      |         |                          |           |    |
|--------------|---|----------------|------|------|---------|--------------------------|-----------|----|
| 大学名          |   | 〇〇大学(学部学科等の課程) |      |      | 担当部局    |                          | 担当者       |    |
| 設置者名         |   | 〇〇〇〇           |      |      | 電話番号    |                          |           |    |
| 大学の位置        |   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 |      |      | FAX番号   |                          |           |    |
|              |   |                |      |      | e-mail  |                          |           |    |
| 教育課程を変更する学科等 | 新 | 学部             | 学科等  | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類<br>(免許教科) | 新学則等の適用年度 | 備考 |
|              | 新 | 〇〇学部           | 〇〇学科 | 〇〇   | —       | —                        | 平成〇〇年度    |    |
|              | 旧 | 〇〇学部           | 〇〇学科 | 〇〇   | 平成〇〇年度  | 中一種免(社会)                 | —         |    |

| ①<br>免許法施行規則に定める<br>科目区分 | 新     |        |                  |        |                      | 旧                      |       |        |               |                        | 変更内容等                      |
|--------------------------|-------|--------|------------------|--------|----------------------|------------------------|-------|--------|---------------|------------------------|----------------------------|
|                          | 授業科目  | 単位数    | 共通<br>開設         |        | 専任教員<br>氏名・職名        | 履修<br>方法               | 授業科目  | 単位数    | 専任教員<br>氏名・職名 | 履修<br>方法               |                            |
|                          |       | 必<br>選 | 学<br>校<br>種<br>別 | 学<br>科 |                      |                        |       | 必<br>選 |               |                        |                            |
| 日本史及び外国史                 | 日本史概論 | 2      | 高<br>(地歴)        | 同      | 〇〇〇〇教授               | (〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)   | 日本史概論 | 2      | 〇〇〇〇教授        | (〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)   | ②<br>廃止<br>専任教員削除          |
|                          | 外国史概論 | 2      | 高<br>(地歴)        | 同      | (〇〇〇〇教授)             |                        | 外国史概論 | 2      | (〇〇〇〇教授)      |                        |                            |
|                          | 日本史I  | 2      |                  |        | (〇〇〇〇教授)             |                        | 日本史I  | 2      | (〇〇〇〇教授)      |                        |                            |
|                          | ..... | 2      |                  |        |                      |                        | ..... | 2      |               |                        |                            |
| 地理学(地誌を含む。)              | 地理学概論 | 2      | 高<br>(地歴)        | 同      | (〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授) | (〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)   | 地理学概論 | 2      | 〇〇〇〇教授        | (〇〇〇〇教授)<br>(〇〇〇〇教授)   | ②<br>名称変更<br>履修方法変更        |
|                          | 地誌    | 2      | 高<br>(地歴)        | 同      |                      |                        | 地誌    | 2      | (〇〇〇〇教授)      |                        |                            |
|                          | 自然地理学 | 2      |                  |        |                      |                        | 自然地理学 | 2      | (〇〇〇〇教授)      |                        |                            |
|                          | 人文地理学 | 2      |                  |        |                      |                        | 人文地理学 | 2      | (〇〇〇〇教授)      |                        |                            |
| 「法学、政治学」                 | 法学概論  | 2      | 高<br>(公民)        | 同      | 〇〇〇〇准教授              | (〇〇〇〇准教授)<br>(〇〇〇〇准教授) | 法学    | 2      | 〇〇〇〇准教授       | (〇〇〇〇准教授)<br>(〇〇〇〇准教授) | ②<br>単位数変更<br>職位変更<br>職位変更 |
|                          | ..... | 2      |                  |        | (〇〇〇〇准教授)            |                        | ..... | 2      | (〇〇〇〇准教授)     |                        |                            |
|                          | ..... | 2      |                  |        | (〇〇〇〇准教授)            |                        | ..... | 2      | (〇〇〇〇准教授)     |                        |                            |
| 「社会学、経済学」                | 社会学概論 | 2      | 高<br>(公民)        | 同      | 〇〇〇〇助教               | (〇〇〇〇助教)<br>(〇〇〇〇助教)   | 社会学概論 | 2      | 〇〇〇〇助教        | (〇〇〇〇助教)<br>(〇〇〇〇助教)   | ②<br>単位数変更<br>職位変更<br>職位変更 |
|                          | 経済学概論 | 2      | 高<br>(公民)        | 同      | (〇〇〇〇助教)             |                        | 経済学概論 | 2      | (〇〇〇〇助教)      |                        |                            |
|                          | ..... | 2      |                  |        | (〇〇〇〇助教)             |                        | ..... | 2      | (〇〇〇〇助教)      |                        |                            |
| 「哲学、倫理学、宗教学」             | 哲学    | 1      | 高<br>(公民)        | 同      | ××××講師               | (××××講師)<br>(××××講師)   | 哲学    | 2      | ××××助教        | (××××助教)<br>(××××助教)   | ②<br>単位数変更<br>職位変更<br>職位変更 |
|                          | ..... | 2      |                  |        | (××××講師)             |                        | ..... | 2      | (××××助教)      |                        |                            |
|                          | ..... | 2      |                  |        | (××××講師)             |                        | ..... | 2      | (××××助教)      |                        |                            |

|      |                                                          |            |                 |
|------|----------------------------------------------------------|------------|-----------------|
| ●単位数 | ・教員の免許状取得のための必修科目<br>(選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | ●専任教員数(合計) | (新) 〇人 / (旧) 〇人 |
|      | ・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位                    | ●必要専任教員数   | 4人              |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

〇〇〇〇 ... 一般的包括的な内容を含む科目

<記載上の注意>

- ① 「免許法施行規則に定める科目区分」欄には、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条の表第2欄に定める「教科に関する科目」をそのまま正確に記載すること。
  - ※ 同規則第4条又は第5条の表第2欄において「…(〇〇を含む。)」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、( ) や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、科目区分ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数のセルを灰色で塗ること。
  - ※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていないものである。(課程認定審査の確認事項2(1)参照)
  - (例) 中一種免(社会)の場合  
その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の2つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。
- ③ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員の左側に「※」を付すこと。
- ④ 他学科開設科目及び共通開設科目をあてる場合の共通開設欄の記載については、「他」と記載し、開設学科名等を履修方法欄に記載すること。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 教科に関する科目(幼・小用)」の「<記載上の注意>」を参照すること。

## ハ 特別支援教育に関する科目

(1 教育課程の変更編)  
(新旧対照表)

| 特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表             |                   |      |      |                  |                    |                   |                              |           |                    |                                                    |             |
|-----------------------------------|-------------------|------|------|------------------|--------------------|-------------------|------------------------------|-----------|--------------------|----------------------------------------------------|-------------|
| 大学名                               | 〇〇大学 (学部学科等の課程)   |      |      |                  | 担当部局               |                   |                              |           |                    |                                                    |             |
| 設置者名                              | 〇〇〇〇              |      |      |                  | 電話番号               |                   |                              |           |                    |                                                    |             |
| 大学の位置                             | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇    |      |      |                  | FAX番号              |                   |                              |           |                    |                                                    |             |
|                                   |                   |      |      |                  | e-mail             |                   |                              |           |                    |                                                    |             |
| 教育課程を変更する学科等                      | 新旧                | 学部   | 学科等  | 入学定員             | 直近の認定年度            | ①                 | 認定を受けている免許状の種類<br>(特別支援教育領域) | 新学則等の適用年度 | 備考                 |                                                    |             |
|                                   | 新                 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇               | -                  |                   | -                            | 平成〇〇年度    | 平成〇〇年度入学生より適用する。   |                                                    |             |
|                                   | 旧                 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇               | 平成〇〇年度             |                   | 特文一種免 (知・肢・病)                | -         |                    |                                                    |             |
| 免許施行規則に定める科目区分                    | 新                 | 旧    | 新    | 旧                | 新                  | 旧                 | 新                            | 旧         | 変更内容等              |                                                    |             |
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目                 | 履修者教育総論           | 2    | 2    | 〇〇〇〇教授<br>××××講師 | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授) | 履修者教育総論           | 2                            | 2         | 〇〇〇〇教授<br>(〇〇〇〇教授) | 名称変更<br>別の専任教員へ変更                                  |             |
| 特別支援教育領域に関する科目                    | 知的障害者の心理          | 2    | 2    | 〇〇〇〇准教授          | 〇〇〇〇准教授            | 知的障害者の心理          | 2                            | 2         | 〇〇〇〇准教授            | ②<br>新設<br>兼任教員から専任教員へ変更<br>職位変更<br>履修方法変更<br>職位変更 |             |
|                                   | 知的障害者の生理・病理       | 2    | 2    | (〇〇〇〇准教授)        | (〇〇〇〇准教授)          | 知的障害者の生理・病理       | 2                            | 2         | (〇〇〇〇准教授)          |                                                    |             |
|                                   | 肢体不自由者の心理・生理・病理   | 2    | 2    | 肢 病              | 肢 病                | 肢体不自由者の心理・生理・病理   | 2                            | 2         | 肢 病                |                                                    |             |
|                                   | 病弱者の心理・生理・病理      | 2    | 2    | 病 肢              | 病 肢                | 病弱者の心理・生理・病理      | 2                            | 2         | 病 肢                |                                                    |             |
|                                   | 知的障害教育 I          | 2    | 2    | (〇〇〇〇准教授)        | (〇〇〇〇准教授)          | 知的障害教育 I          | 2                            | 2         | (〇〇〇〇准教授)          |                                                    |             |
|                                   | 知的障害教育 II         | 2    | 2    | (〇〇〇〇准教授)        | (〇〇〇〇准教授)          | 知的障害教育 II         | 2                            | 2         | (〇〇〇〇准教授)          |                                                    |             |
|                                   | 知的障害者の言語障害指導      | 2    | 2    | (〇〇〇〇准教授)        | (〇〇〇〇准教授)          | 知的障害者の言語障害指導      | 2                            | 2         | (〇〇〇〇准教授)          |                                                    |             |
|                                   | 肢体不自由教育 I         | 2    | 2    | 肢 病              | 肢 病                | 肢体不自由教育 I         | 2                            | 2         | 肢 病                |                                                    |             |
|                                   | 肢体不自由教育 II        | 2    | 2    | 〇〇〇〇講師           | 〇〇〇〇講師             | 肢体不自由教育 II        | 2                            | 2         | 〇〇〇〇助教             |                                                    |             |
|                                   | 肢体不自由者の自立活動の理論と実際 | 2    | 2    | (〇〇〇〇講師)         | (〇〇〇〇助教)           | 肢体不自由者の自立活動の理論と実際 | 2                            | 2         | (〇〇〇〇助教)           |                                                    |             |
| 病弱教育 I                            | 2                 | 2    | 病 肢  | 病 肢              | 病弱教育 I             | 2                 | 2                            | 病 肢       |                    |                                                    |             |
| 病弱教育 II                           | 2                 | 2    | 病 肢  | 病 肢              | 病弱教育 II            | 2                 | 2                            | 病 肢       |                    |                                                    |             |
| 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 知的障害教育総論          | 2    | 2    | 肢 病              | 肢 病                | 知的障害教育総論          | 1                            | 1         | 肢 病                | 単位数変更                                              |             |
|                                   | 肢体不自由教育総論         | 2    | 2    | 肢 病              | 肢 病                | 肢体不自由教育総論         | 1                            | 1         | 肢 病                | 単位数変更                                              |             |
|                                   | 病弱者教育総論           | 2    | 2    | 病 肢              | 病 肢                | 病弱者教育総論           | 1                            | 1         | 病 肢                | 単位数変更                                              |             |
|                                   | 視覚障害児の心理、生理、病理    | 2    | 2    | 視 聴              | 視 聴                | 視覚障害児の心理、生理、病理    | 2                            | 2         | 視 聴                | 名称変更                                               |             |
|                                   | 聴覚障害児の心理、生理、病理    | 2    | 2    | 聴 肢              | 聴 肢                | 聴覚障害児の心理、生理、病理    | 2                            | 2         | 聴 肢                | 廃止                                                 |             |
|                                   | 障害児の心理、生理、病理      | 2    | 2    | LD               | LD                 | 障害児の心理、生理、病理      | 2                            | 2         | LD                 | 新設                                                 |             |
|                                   | 視覚障害児教育課程論        | 2    | 2    | 視 聴              | 視 聴                | 視覚障害児の言語障害指導      | 2                            | 2         | 視 聴                | 名称変更                                               |             |
|                                   | 聴覚障害児教育課程論        | 2    | 2    | 聴 肢              | 聴 肢                | 聴覚障害児教育課程論        | 2                            | 2         | 聴 肢                | 名称変更                                               |             |
|                                   | 重複障害教育総論          | 2    | 2    | LD               | LD                 | 重複障害教育総論          | 2                            | 2         | LD                 | LD・ADHD                                            |             |
|                                   | LD等教育総論           | 2    | 2    | LD               | LD                 | LD等教育総論           | 2                            | 2         | LD                 | LD・ADHD                                            |             |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習        | 障害児教育課程論          | 2    | 2    | 視 聴 肢 病          | (〇〇〇〇教授)           | 障害児教育課程論          | 2                            | 2         | 視 聴 肢 病            | (〇〇〇〇教授)                                           | ③<br>履修方法変更 |
|                                   | L D等教育総論          | 2    | 2    | LD               | (〇〇〇〇教授)           | L D等教育総論          | 2                            | 2         | LD                 | (〇〇〇〇教授)                                           |             |
|                                   | 教育実習              | 3    | 3    | (〇〇〇〇教授)         | (〇〇〇〇教授)           | 教育実習              | 3                            | 3         | (〇〇〇〇教授)           | (〇〇〇〇教授)                                           |             |

●単位数  
・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位  
・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位

●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人  
●必要専任教員数 3人

④  
○視覚障害者に関する教育の領域：  
2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)  
○聴覚障害者に関する教育の領域：  
2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)  
○知的障害者に関する教育の領域：  
8単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)  
○肢体不自由者に関する教育の領域：  
8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)  
○病弱者に関する教育の領域：  
6単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。  
※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）」欄には、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例1）

|                  |            |
|------------------|------------|
| ・視覚障害者に関する教育の領域  | → 特支一種免（視） |
| ・聴覚障害者に関する教育の領域  | → 特支一種免（聴） |
| ・知的障害者に関する教育の領域  | → 特支一種免（知） |
| ・肢体不自由者に関する教育の領域 | → 特支一種免（肢） |
| ・病弱者に関する教育の領域    | → 特支一種免（病） |

（例2）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域

→ 特支一種免（知・肢・病）

- ② 「新」「旧」欄中、「中心」欄及び「含む」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」を記載すること。（記載にあたっては、76頁参照）

- ③ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のうち、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のいずれかが含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「LD」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「履修方法等」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

- ・重複障害→重複
- ・言語障害→言語
- ・情緒障害→情緒
- ・学習障害→LD
- ・注意欠陥多動性障害→ADHD

- ④ 枠下の「※」については、77頁⑩を参照すること。

- ⑤ 上記以外の記載については、「イ 教科に関する科目（幼・小用）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

## 二 教職に関する科目

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

| 教職に関する科目の変更届新旧対照表 (小)   |                                                                                                             |                                                                                                                                                |                                           |                       |                       |                       |                                                                                                                                                |                                           |               |                 |              |               |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------|-----------------|--------------|---------------|
| 大学名                     |                                                                                                             | 〇〇大学 (学部学科等の課程)                                                                                                                                |                                           |                       |                       | 担当部局                  |                                                                                                                                                |                                           | 担当者           |                 |              |               |
| 設置者名                    |                                                                                                             | 〇〇〇〇                                                                                                                                           |                                           |                       |                       | 電話番号                  |                                                                                                                                                |                                           |               |                 |              |               |
| 大学の位置                   |                                                                                                             | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇                                                                                                                                 |                                           |                       |                       | FAX番号                 |                                                                                                                                                |                                           |               |                 |              |               |
|                         |                                                                                                             |                                                                                                                                                |                                           |                       |                       | e-mail                |                                                                                                                                                |                                           |               |                 |              |               |
| 教育課程を変更する学科等            | 新旧                                                                                                          | 学部                                                                                                                                             | 学科等                                       | 入学定員                  | 直近の認定年度               | 認定を受けている免許状の種類 (免許教科) |                                                                                                                                                | 新学則等の適用年度                                 |               | 備考              |              |               |
|                         | 新                                                                                                           | 〇〇学部                                                                                                                                           | 〇〇学科                                      | 〇〇                    | -                     | -                     |                                                                                                                                                | 平成〇〇年度                                    |               | 平成〇〇年度入学より適用する。 |              |               |
|                         | 旧                                                                                                           | 〇〇学部                                                                                                                                           | 〇〇学科                                      | 〇〇                    | 平成〇〇年度                | 小一種免                  |                                                                                                                                                | -                                         |               |                 |              |               |
| 免許法施行規則に定める科目区分等        |                                                                                                             | 新                                                                                                                                              |                                           |                       |                       |                       | 旧                                                                                                                                              |                                           |               |                 |              |               |
| 科目                      | 各科目に含める必要事項                                                                                                 | 授業科目                                                                                                                                           | 単位数                                       | 共通開設                  | 専任教員<br>氏名・職名         | 履修方法                  | 授業科目                                                                                                                                           | 単位数                                       | 専任教員<br>氏名・職名 | 履修方法            | 変更内容等        |               |
|                         |                                                                                                             |                                                                                                                                                |                                           |                       |                       |                       |                                                                                                                                                |                                           |               |                 |              | 必             |
| 教職の意義等に関する科目            | ・教職の意義及び教員の役割<br>・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。)<br>・進路選択に資する各種の機会の提供等                                          | 教職概論                                                                                                                                           | 2                                         | 幼                     | 同                     | 〇〇〇〇教授<br>①           | 教職概論                                                                                                                                           | 2                                         | 〇〇〇〇教授        |                 | 履修方法変更<br>新設 |               |
| 教育の基礎理論に関する科目           | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想<br>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)<br>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育原論<br>教育本質論<br>教育心理学<br>学習・発達論<br>教育制度論                                                                                                      | 2<br>2<br>2<br>2<br>2                     | 幼<br>幼<br>幼<br>幼<br>幼 | 同<br>同<br>同<br>同<br>同 | 〇〇〇〇講師                | 教育原論<br>教育心理学<br>学習・発達論<br>教育制度論                                                                                                               | 2<br>2<br>2<br>2                          | 〇〇〇〇助教        |                 |              | 職位変更          |
| 教育課程及び指導法に関する科目         | ・教育課程の意義及び編成の方法                                                                                             | 教育課程論                                                                                                                                          | 2                                         | 幼                     | 同                     |                       | カリキュラム論                                                                                                                                        | 2                                         |               |                 | 名称変更         |               |
|                         | ・各教科の指導法                                                                                                    | 初等教科教育法 (国語)<br>初等教科教育法 (社会)<br>初等教科教育法 (算数)<br>初等教科教育法 (理科)<br>初等教科教育法 (生活)<br>初等教科教育法 (音楽)<br>初等教科教育法 (図画工作)<br>初等教科教育法 (家庭)<br>初等教科教育法 (体育) | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2 |                       |                       | 〇〇〇〇准教授               | 初等教科教育法 (国語)<br>初等教科教育法 (社会)<br>初等教科教育法 (算数)<br>初等教科教育法 (理科)<br>初等教科教育法 (生活)<br>初等教科教育法 (音楽)<br>初等教科教育法 (図画工作)<br>初等教科教育法 (家庭)<br>初等教科教育法 (体育) | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2 | 〇〇〇〇准教授       | 書写を含む           |              |               |
|                         | ・道徳の指導法                                                                                                     | 道徳の指導法                                                                                                                                         | 2                                         |                       |                       | ××××講師                | 道徳の指導法                                                                                                                                         | 2                                         | ××××講師        |                 | 単位数変更        |               |
|                         | ・特別活動の指導法                                                                                                   | 特別活動の指導法                                                                                                                                       | 2                                         |                       |                       | (××××講師)              | 特別活動の指導法                                                                                                                                       | 2                                         | (××××講師)      |                 |              |               |
|                         | ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)                                                                                | 教育方法論                                                                                                                                          | 4                                         | 幼                     | 同                     |                       | 教育方法論                                                                                                                                          | 2                                         |               |                 |              |               |
|                         | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目                                                                                      | ・生徒指導の理論及び方法                                                                                                                                   | 生徒・進路指導の理論と方法                             | 2                     |                       |                       | ●●●●教授                                                                                                                                         | 生徒・進路指導の理論と方法                             | 2             |                 |              | 兼任教員から専任教員へ変更 |
|                         |                                                                                                             | ・進路指導の理論及び方法                                                                                                                                   | 教育相談の理論と方法                                | 2                     | 幼                     | 同                     |                                                                                                                                                | 教育相談の理論と方法                                | 2             |                 |              |               |
| 教育実習                    |                                                                                                             | 教育実習事前事後指導<br>教育実習                                                                                                                             | 1<br>4                                    |                       |                       |                       | 教育実習事前事後指導<br>教育実習                                                                                                                             | 1<br>4                                    |               |                 |              |               |
| 教職実践演習                  |                                                                                                             | 教職実践演習 (小)                                                                                                                                     | 2                                         |                       |                       |                       | 教職実践演習 (小)                                                                                                                                     | 2                                         |               |                 |              |               |
| ●単位数<br>(選択必修科目の単位数を含む) |                                                                                                             |                                                                                                                                                |                                           | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位   |                       |                       |                                                                                                                                                | ●専任教員数 (合計)<br>(新) 〇人 / (旧) 〇人            |               |                 |              |               |
| ・教員の免許状取得のための選択科目       |                                                                                                             |                                                                                                                                                |                                           | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位   |                       |                       |                                                                                                                                                | ●必要専任教員数<br>(新) 〇人 / (旧) 〇人               |               |                 |              |               |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

### <記載上の注意>

- ① 「専任教員」欄について、網掛け部分のそれぞれに、1人以上の専任教員を配置する必要があるため、1人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校種ごとに異なっているため、変更に係る学校種の様式を使用するとともに、改変しないこと。
- ② 複数の学校種に渡って共通開設科目をあてている場合、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。

- ③ 上記以外の記載については、「イ 教科に関する科目（幼・小用）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。
- ④ 「免許法施行規則に定める科目区分等」は、校種によって異なるので、免許法施行規則を確認し、適宜修正すること。

#### ホ その他の科目

- ・養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目等についても、「教科に関する科目（幼・小用）」の様式の「免許法施行規則に定める科目区分」欄の記載を変更して作成すること。
- ・教科又は教職に関する科目については、一種・二種免許状の課程なのか、専修免許状の課程なのかに応じて、適切な様式を用いて記載すること。
- ・記載にあたっては、「イ 教科に関する科目（幼・小用）」の「＜記載上の注意＞」を参照すること。（免許法施行規則第66条の6に定める科目の新旧対照表についても同様である。）

#### v) 学則・履修規程等（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）

免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあたっては免許教科の種類）ごとに、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に係る教育に関する科目」と、左記に含めていない認定を受けようとする免許状に関連する科目が明確になるように、学則・履修規程等を着色して提出すること。

（例）同一学科等において中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：水色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：黄色

#### vi) その他の様式

変更届に添付する「届出をしようとする大学の課程の概要」「シラバス」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の記載にあたっては、「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」中、以下の部分を参照し作成すること。

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 届出 <sup>*</sup> をしようとする大学の課程の概要 | 62～64頁 |
| シラバス                            | 80～84頁 |
| 履歴書                             | 96頁    |
| 教育研究業績書                         | 97～99頁 |
| 組織改組・再編対照表                      | 115頁   |

※62～64頁の各「認定を受けようとする大学の課程の概要」の名称を「届出を行おうとする大学の課程の概要」に変更して作成すること。

なお、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類<sup>\*</sup>の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。



## (2) 学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や法人名を変更する場合においても、本様式を適宜修正のうえ提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

### <記載例>

(II 学科等の名称変更届)

文書番号  
① 平成〇〇年〇月〇〇日  
~~~~~

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿
~~~~~

③ 設置者 〇〇 〇〇  
~~~~~ ④ 印

〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について（報告）

このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

| 学科等の名称 | 免許状の種類 | 学科等の新名称 |
|----------|----------------------|----------|
| 〇〇学部〇〇学科 | 中一種免（国語）
高一種免（国語） | 〇〇学部××学科 |

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の名称の変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。

なお、設置形態により以下のとおりとする。

- ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
- ・公立大学・・・当該公立大学法人の長または当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

(3) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。
 (※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。)

<記載例>

(Ⅲ 学科等の入学定員変更届)

文書番号
① 平成〇〇年〇月〇〇日

② 文部科学大臣 〇〇〇〇〇〇 殿

③ 設置者 〇〇〇〇〇〇 ④ 印

〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）

このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、
 下記のとおり、報告します。

記

| 学科等の名称 | 免許状の種類 | 旧入学定員 | 新入学定員 |
|----------|----------------------|-------|-------|
| 〇〇学部〇〇学科 | 中一種免（国語）
高一種免（国語） | 〇〇人 | 〇〇人 |

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。なお、設置形態により以下のとおりとする。
 - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
 - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長または当該公立大学を設置する地方公共団体の長
 - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

(4) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、平成30年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が平成30年度以降は学生募集を停止する場合は、平成29年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること。(4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間。)

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。

文書番号
 ① 平成〇〇年〇月〇〇日

②
 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

④
 ③ 設置者 〇〇 〇〇 印

〇〇大学の認定課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

| 学科等の名称 | 免許状の種類 | 文書番号 | 文書日付 |
|----------|----------------------|---|-----------|
| 〇〇学部〇〇学科 | 中一種免（国語）
高一種免（国語） | 〇〇文科初第〇〇号

⑤ | 平成〇〇年〇月〇日 |

2 認定取り下げ時期
平成〇〇年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

⑥
3 認定取り下げ理由
平成〇〇年度に、〇〇学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

<記載上の注意>

① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。

② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。

③ 設置者名欄には、学科等の課程認定取下届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。

なお、設置形態により以下のとおりとする。

- ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
- ・公立大学・・・当該公立大学法人の長または当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

⑤ 「文書番号」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。

⑥ 「取り下げ理由」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

(5) 変更届の提出方法

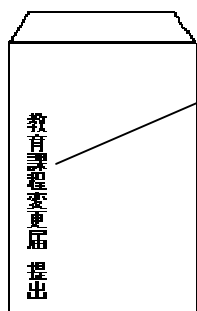
変更届の提出は、提出する課程の種類（63頁参照）に応じてそれぞれ別葉で作成すること。
また、大学学部等の中で複数の課程の変更がある場合であっても、それぞれの課程の担当ごとに提出するのではなく、大学学部全体を取りまとめて提出すること。

<提出方法>

- ・ 郵送により提出すること。（文部科学省へ直接持参する必要はない。）
- ・ 封筒には、提出する届出の種類を赤字で記載すること。
- ・ 大学学部、大学院等の変更届を、まとめて1つの封筒で提出しても構わない。
- ・ 提出する変更届の種類ごとに別々の封筒で郵送すること。ただし、「学科等名称変更届」「入学定員変更届」「課程認定取下届」については、1つの封筒にまとめて提出しても構わない。
なお、「教育課程の変更届⑦」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、1つの封筒にまとめて提出すること。

<提出先>

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省初等中等教育局教職員課 宛



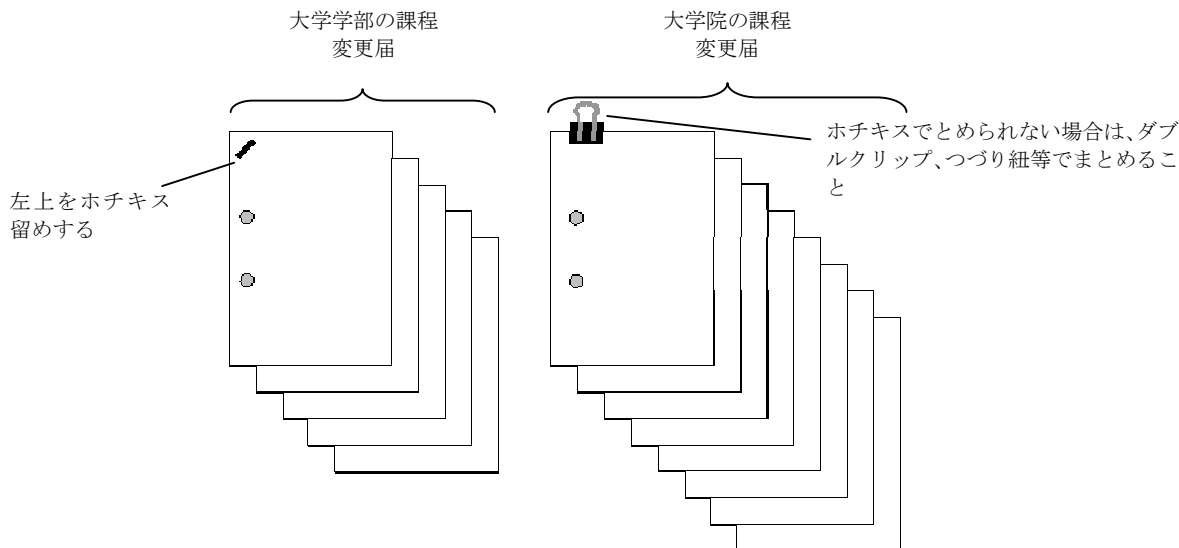
封筒の表に、提出する変更届出の種類（124頁参照。）により、以下のとおり赤字で記載すること。

- （3）～（5）についてのみまとめて1つの封筒で提出しても構わない。
- （2）を届け出る際、（1）の内容が含まれている場合は1つの封筒にまとめて提出すること。（封筒には（2）のみを記載する。）

- （1）教育課程の変更届①～⑥・・・「教育課程変更届 提出」
- （2）教育課程の変更届⑦・・・「教育課程変更届⑦ 提出」
- （3）学科等の名称変更届・・・「学科等名称変更届 提出」
- （4）学科等の入学定員変更届・・・「入学定員変更届 提出」
- （5）学科等の課程認定取下届・・・「課程認定取下届 提出」

<書類の体裁>

- ・ 左側に2つ穴を開けること。
- ・ 変更届が複数枚の場合には、ホチキス又はクリップ等でとめること。（ファイルに綴らないこと。もし、クリップ等で止められない場合には、つづり紐でまとめること）



2. 提出書類の様式

変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

| | 学科等名 | 免許状の種類 | 教育課程の変更届の変更内容 | | | | | | |
|---|------|--------|-------------------------|------------------------|-------------------------|--|---------------------|--|---|
| | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| | | | 授業科目を
新設又は廃
止する場合 | 授業科目の
名称を変更
する場合 | 授業科目の
単位数を変
更する場合 | 授業科目の
履修方法
(必修・選択
必修・選択)
を変更する
場合 | 専任教員を
変更する場
合 | 専任教員の
職位(教授・
准教授・講
師・助教)を
変更する場
合 | 教職課程認
定審査の確
認事項1
(1)③に該
当し、変更
する場合 |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

(設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況)

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

| 届出時における状況 | | | | | 開設時における状況 | | | | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|------|-----------|----------|---------|-----------|--------|------|------|
| 学部等の名称 | 授与する学位等 | | 異動先 | 専任教員 | | 学部等の名称 | 授与する学位等 | | 異動元 | 専任教員 | |
| | 学位又は称号 | 学位又は学科の分野 | | 助教以上 | うち教授 | | 学位又は称号 | 学位又は学科の分野 | | 助教以上 | うち教授 |
| A学部B学科 | 学士(文学) | 文学関係 | A'学部B'学科 | 5 | 2 | A'学部B'学科 | 学士(文学) | 文学関係 | A学部B学科 | 5 | 2 |
| | | | C学部D学科 | 1 | 0 | | | | C学部D学科 | 1 | 0 |
| | | | (退職) | 1 | 0 | | | | (新規採用) | 1 | 0 |
| | | | 計 | 7 | 2 | | | | 計 | 7 | 2 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | 計 | | | |

「専任教員」欄には、当該学科等に籍を有する教職課程認定上の専任教員数を記載すること。
 なお、みなし専任教員や共通開設により他学科等に籍を有する専任教員については、本表に記載しないこと。

新旧対照表

i) 教科又は教職に関する科目（一種・二種免許状の課程用）

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

| 教科又は教職に関する科目の変更届新旧対照表 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----|----------------|------|------|--|--------------------------|-----|-----------|--|------------------|
| 大学名 | | 〇〇大学（学部学科等の課程） | | | | 担当部局 | | | | 担当者 |
| 設置者名 | | 〇〇〇〇 | | | | 電話番号 | | | | |
| 大学の位置 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | | FAX番号 | | | | |
| | | | | | | e-mail | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 学部 | 学科等 | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類
(免許教科) | | 新学則等の適用年度 | | 備考 |
| | 新 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | - | - | | 平成〇〇年度 | | 平成〇〇年度入学生より適用する。 |
| | 旧 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 小一種免 | | - | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | | 新 | | | | 旧 | | | | 変更内容等 |
| | | 授業科目 | 単位数 | | 履修方法 | 授業科目 | 単位数 | | 履修方法 | |
| | | | 必 | 選 | | | 必 | 選 | | |
| 教科又は教職に関する科目 | | 学校現場体験 | 2 | | 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて4単位以上修得 | 学校現場体験 | 2 | | 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて6単位以上修得 | 新設 |
| | | ボランティア実習Ⅰ | 2 | | | ボランティア実習 | 2 | | | 新設 |
| | | ボランティア実習Ⅱ | 2 | | | | | | | |
| | | | 2 | | | | 2 | | | 履修方法変更 |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

ii) 免許法施行規則第66条の6に定める科目

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

| 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の変更届新旧対照表 | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|----|------------------------|-------------|------|-----------------|--------------------------|--------|-----------|-----------------|------------------|
| 大学名 | | 〇〇大学（学部学科等の課程） | | | | 担当部局 | | | | 担当者 |
| 設置者名 | | 〇〇〇〇 | | | | 電話番号 | | | | |
| 大学の位置 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | | FAX番号 | | | | |
| | | | | | | e-mail | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 学部 | 学科等 | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類
(免許教科) | | 新学則等の適用年度 | | 備考 |
| | 新 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | - | - | | 平成〇〇年度 | | 平成〇〇年度入学生より適用する。 |
| | 旧 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 小一種免 | | - | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | | 新 | | | | 旧 | | | | 変更内容等 |
| | | 授業科目 | 単位数 | | 履修方法 | 授業科目 | 単位数 | | 履修方法 | |
| | | | 必 | 選 | | | 必 | 選 | | |
| 日本国憲法 | | 日本国憲法 | 2 | | | 日本国憲法 | 2 | | | |
| 体育 | | 体育理論
体育実技Ⅰ
体育実技Ⅱ | 2
2
2 | | これら3科目より1科目選択必修 | 体育理論
体育実技 | 2
2 | | これら2科目より1科目選択必修 | 履修方法変更
新設 |
| 外国語コミュニケーション | | 英会話Ⅰ
英会話Ⅱ | 2
2 | | | 英会話Ⅰ
英会話Ⅱ | 2
2 | | | 履修方法変更 |
| 情報機器の操作 | | 情報処理演習 | 2 | | | 情報処理演習 | 2 | | | |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

iii) 教職に関する科目（幼）

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

| 教職に関する科目の変更届新旧対照表（幼） | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|------------|---------------------|---------------|--|-------------|------------------|-----------------|---------------|
| 大学名 | | 〇〇大学（学部学科等の課程） | | | 担当部局 | | | | 担当者 | |
| 設置者名 | | 〇〇〇〇 | | | 電話番号 | | | | | |
| 大学の位置 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | FAX番号 | | | | | |
| | | | | | e-mail | | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 学部 | 学科等 | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類
(免許教科) | 新学則等の適用年度 | 備考 | | |
| | 新 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | - | - | 平成〇〇年度 | 平成〇〇年度入学生より適用する。 | | |
| | 旧 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 幼一種免 | - | | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 新 | | | | 旧 | | | | 変更内容等 |
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | 授業科目 | 単位数
必 選 | 実施
学期
学 校 種 別 | 専任教員
氏名・職名 | 履修
方法 | 授業科目 | 単位数
必 選 | 専任教員
氏名・職名 | |
| 教職の意義等に関する科目 | ・教職の意義及び教員の役割
・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
・進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教職概論 | 2 | 小 | 〇〇〇〇教授 | | 教職概論 | 2 | 〇〇〇〇教授 | |
| 教育の基礎理論に関する科目 | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育原論 | 2 | 小 | 〇〇〇〇講師 | 教育原論 | 2 | 〇〇〇〇助教 | | 履修方法変更
新設 |
| | | 教育本質論 | 2 | 小 | | 教育心理学 | 2 | | | |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法
・各教科の指導法
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育課程論 | 2 | 小 | 〇〇〇〇准教授 | カリキュラム論 | 2 | 〇〇〇〇准教授 | | 名称変更 |
| | | 保育内容指導法 | | | | 保育内容指導法 | | | | |
| | | 保育内容（健康）
保育内容（人間関係）
保育内容（環境）
保育内容（言葉）
保育内容（表現） | | | | 保育内容（健康）
保育内容（人間関係）
保育内容（環境）
保育内容（言葉）
保育内容（表現） | | | | |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・幼児理解の理論及び方法
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 幼児理論の理解と方法 | 2 | 小 | ●●●●教授 | 幼児理論の理解と方法 | 2 | | | 兼任教員から専任教員へ変更 |
| | | 教育相談の理論と方法 | 2 | 小 | | 教育相談の理論と方法 | 2 | | | |
| 教育実習 | 教育実習事前事後指導 | 1 | | | | 教育実習事前事後指導 | 1 | | | 単位数変更 |
| 教職実践演習 | 教育実習 | 4 | | | | 教育実習 | 4 | | | |
| | 教職実践演習（幼） | 2 | | | | 教職実践演習（幼） | 2 | | | |
| ●単位数 | | ・教員の免許状取得のための必修科目
(選択必修科目の単位数を含む) | | | | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | ●専任教員数 (合計) | | (新) 〇人 / (旧) 〇人 | |
| | | ・教員の免許状取得のための選択科目 | | | | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | ●必要専任教員数 | | (新) 〇人 / (旧) 〇人 | |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

iv) 教職に関する科目 (小)

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

| 教職に関する科目の変更届新旧対照表 (小) | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------------------|------------|---------------|---------------|-----------------------|-----------------|------------------|---------------|---------------|
| 大学名 | 〇〇大学 (学部学科等の課程) | | | | 担当部局 | | | 担当者 | | |
| 設置者名 | 〇〇〇〇 | | | | 電話番号 | | | | | |
| 大学の位置 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | | FAX番号 | | | | | |
| | | | | | e-mail | | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 学部 | 学科等 | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類 (免許教科) | 新学則等の適用年度 | 備考 | | |
| | 新 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | - | - | 平成〇〇年度 | 平成〇〇年度入学生より適用する。 | | |
| | 旧 | 〇〇学部 | 〇〇学科 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 小一種免 | - | | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 新 | | | | 旧 | | | | 変更内容等 |
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | 授業科目 | 単位数
必 選 | 共通
開校
種 | 専任教員
氏名・職名 | 履修
方法 | 授業科目 | 単位数
必 選 | 専任教員
氏名・職名 | |
| 教職の意義等に関する科目 | ・教職の意義及び教員の役割
・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。)
・進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教職概論 | 2 | 幼 | 〇〇〇〇教授 | | 教職概論 | 2 | 〇〇〇〇教授 | |
| 教育の基礎理論に関する科目 | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論 | 2 | 幼 | 〇〇〇〇講師 | 教育原論 | 2 | 〇〇〇〇助教 | | 履修方法変更
新設 |
| | ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) | 教育心理学 | 2 | 幼 | | 教育心理学 | 2 | | | |
| | ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 学習・発達論 | 2 | 幼 | | 学習・発達論 | 2 | | | |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法 | 教育課程論 | 2 | 幼 | 〇〇〇〇准教授 | カリキュラム論 | 2 | 〇〇〇〇准教授 | 書写を含む | 名称変更 |
| | ・各教科の指導法 | 初等教科教育法 (国語) | 2 | | | 初等教科教育法 (国語) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (社会) | 2 | | | 初等教科教育法 (社会) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (算数) | 2 | | | 初等教科教育法 (算数) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (理科) | 2 | | | 初等教科教育法 (理科) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (生活) | 2 | | | 初等教科教育法 (生活) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (音楽) | 2 | | | 初等教科教育法 (音楽) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (図画工作) | 2 | | | 初等教科教育法 (図画工作) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (家庭) | 2 | | | 初等教科教育法 (家庭) | 2 | | | |
| | | 初等教科教育法 (体育) | 2 | | | 初等教科教育法 (体育) | 2 | | | |
| ・道徳の指導法 | 道徳の指導法 | 2 | | 道徳の指導法 | 2 | ××××講師 | | 単位数変更 | | |
| ・特別活動の指導法 | 特別活動の指導法 | 2 | | 特別活動の指導法 | 2 | (××××講師) | | | | |
| ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育方法論 | 4 | 幼 | 教育方法論 | 2 | | | | | |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・生徒指導の理論及び方法 | 生徒・進路指導の理論と方法 | 2 | | ●●●●教授 | 生徒・進路指導の理論と方法 | 2 | | | 兼任教員から専任教員へ変更 |
| | ・進路指導の理論及び方法 | 教育相談の理論と方法 | 2 | 幼 | | 教育相談の理論と方法 | 2 | | | |
| 教育実習 | | 教育実習事前事後指導 | 1 | | | 教育実習事前事後指導 | 1 | | | |
| 教職実践演習 | | 教育実習 | 4 | | | 教育実習 | 4 | | | |
| | | 教職実践演習 (小) | 2 | | | 教職実践演習 (小) | 2 | | | |
| ●単位数 | ・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | | | | ●専任教員数 (合計) | (新) 〇人 / (旧) 〇人 | | | |
| | ・教員の免許状取得のための選択科目 | (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | | | | ●必要専任教員数 | (新) 〇人 / (旧) 〇人 | | | |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

v) 教職に関する科目（中・高）

(1 教育課程の変更編)
(新旧対照表)

| 教職に関する科目の変更届新旧対照表（中高） | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|---|--------------|-------------|---------------|------------------------|-----------|-------------|--|-------|---------------|--|
| 大学名 | | 〇〇大学（学部学科等の課程） | | | | 担当部署 | | 担当者 | | | | |
| 設置者名 | | 〇〇〇〇 | | | | 電話番号 | | | | | | |
| 大学の位置 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | | FAX番号 | | | | | | |
| | | | | | | e-mail | | | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 学部 | 学科等 | 入学定員合計 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許の種類（免許教科） | 新学則等の適用年度 | 備考 | | | | |
| | 新 | 〇〇学部
●●学部 | 〇〇学科
●●学科 | 〇〇 | - | - | 平成〇〇年度 | 全学年に適用する。 | | | | |
| | 旧 | 〇〇学部
●●学部 | 〇〇学科
●●学科 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 中高一種免（国語）
中高一種免（理科） | - | | | | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 新 | | | | 旧 | | | | 変更内容等 | | |
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | 授業科目 | 単位数
必選 | 共通開設
学校種 | 専任教員
氏名・職名 | 履修方法 | 授業科目 | 単位数
必選 | 専任教員
氏名・職名 | | 履修方法 | |
| 教職の意義等に関する科目 | ・教職の意義及び教員の役割
・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）
・進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教職概論 | 2 | 養・栄 | 〇〇〇〇教授 | | 教職概論 | 2 | 〇〇〇〇教授 | | 履修方法変更
新設 | |
| | | 教育原論 | 2 | 養・栄 | | 教育原論 | 2 | | | | | |
| 教育の基礎理論に関する科目 | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育心理学 | 2 | 養・栄 | | 教育心理学 | 2 | | | | 名称変更 | |
| | | 学習・発達論 | 2 | 養・栄 | | 学習・発達論 | 2 | | | | | |
| | | 教育制度論 | 2 | 養・栄 | (〇〇〇〇教授) | 教育制度論 | 2 | (〇〇〇〇教授) | | | | |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法
・各教科の指導法
・道徳の指導法
・特別活動の指導法
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育課程論 | 2 | 養・栄 | | カリキュラム論 | 2 | | | | 単位数変更 | |
| | | 中等教科教育法Ⅰ（国語） | 2 | | 〇〇〇〇准教授 | 中等教科教育法Ⅰ（国語） | 2 | 〇〇〇〇准教授 | 該当教科の指導法を履修。なお、各教科の指導法の科目より、中免は4単位、高免は2単位をそれぞれ選択必修 | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅱ（国語） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅱ（国語） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅲ（国語） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅲ（国語） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅳ（国語） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅳ（国語） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅰ（理科） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅰ（理科） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅱ（理科） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅱ（理科） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅲ（理科） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅲ（理科） | 2 | | | | | |
| | | 中等教科教育法Ⅳ（理科） | 2 | | | 中等教科教育法Ⅳ（理科） | 2 | | | | | |
| | | 道徳の指導法 | 2 | 養・栄 | ××××講師 | 中免のみ
道徳の指導法 | 2 | ××××講師 | | 中免のみ | | |
| 特別活動の指導法 | 2 | 養・栄 | (××××講師) | 特別活動の指導法 | 2 | (××××講師) | | | | | | |
| 教育の方法論 | 4 | 養・栄 | (××××講師) | 教育方法論 | 2 | (××××講師) | | | | | | |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・生徒指導の理論及び方法
・進路指導の理論及び方法
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 生徒・進路指導の理論と方法 | 2 | | | 生徒・進路指導の理論と方法 | 2 | | (××××講師) | | 専任教員から兼任教員へ変更 | |
| | | 教育相談の理論と方法 | 2 | 養・栄 | | 教育相談の理論と方法 | 2 | | | | | |
| | | 教育実習 | 1 | | | 教育実習事前事後指導 | 1 | | | | | |
| 教育実習 | | 教育実習Ⅰ | 2 | | | 教育実習Ⅰ | 2 | | | | 中免のみ必修 | |
| | | 教育実習Ⅱ | 2 | | | 教育実習Ⅱ | 2 | | | | | |
| 教職実践演習 | | 教職実践演習（中・高） | 2 | | | 教職実践演習（中・高） | 2 | | | | | |
| ●単位数 | | ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）
（新）〇〇単位／（旧）〇〇単位 | | | | ●専任教員数（合計） | | （新）〇人／（旧）〇人 | | | | |
| | | ・教員の免許状取得のための選択科目
（新）〇〇単位／（旧）〇〇単位 | | | | ●必要専任教員数 | | （新）〇人／（旧）〇人 | | | | |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

vi) 教科又は教職に関する科目（専修免許状の課程）

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

| 教科又は教職に関する科目の変更届新旧対照表 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----|--|---|--------|--|--------------------------|--|---|--|--|------------------|-------|
| 大学名 | | 〇〇大学（大学院研究科専攻等の課程） | | | | | 担当部局 | | | | | |
| 設置者名 | | 〇〇〇〇 | | | | | 電話番号 | | | | | |
| 大学の位置 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 | | | | | FAX番号 | | | | | |
| | | | | | | | e-mail | | | | | |
| 教育課程を変更する学科等 | 新旧 | 研究科 | 専攻等 | 入学定員 | 直近の認定年度 | 認定を受けている免許状の種類
(免許教科) | | | 新学則等の適用年度 | | 備考 | |
| | 新 | 〇〇研究科 | 〇〇専攻 | 〇〇 | — | — | | | 平成〇〇年度 | | 平成〇〇年度入学生より適用する。 | |
| | 旧 | 〇〇研究科 | 〇〇専攻 | 〇〇 | 平成〇〇年度 | 小専免 | | | — | | | |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | | 新 | | | | | 旧 | | | | | 変更内容等 |
| | | 授業科目 | 単位数 | | 共通
開設
学校
学科 | 専任教員
氏名・職名 | 履修
方法 | 授業科目 | 単位数 | | 専任教員
氏名・職名 | |
| 必 | 選 | | 必 | 選 | | | | | | | | |
| 教科に関する科目 | | 国語研究
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
..... | 2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2 | 幼
同 | 〇〇〇〇教授
(〇〇〇〇教授)
(〇〇〇〇教授)
〇〇〇〇准教授
(〇〇〇〇准教授) | | 国語特論
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
..... | 2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2 | 〇〇〇〇教授
(〇〇〇〇教授)
(〇〇〇〇教授)
〇〇〇〇准教授
(〇〇〇〇准教授) | | 名称変更 | |
| 教職に関する科目 | | 教育学特論
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
..... | 1
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2 | 幼
同 | 〇〇〇〇講師
(〇〇〇〇講師)

〇〇〇〇助教 | | 教育学特論
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
..... | 2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2 | 〇〇〇〇講師
(〇〇〇〇講師)

〇〇〇〇助教 | | 単位数変更 | |
| ●単位数 | | ・教員の免許状取得のための必修科目
(選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | | | | | ●専任教員数 (合計) | | (新) 〇人 / (旧) 〇人 | | | |
| | | ・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位 | | | | | ●必要専任教員数 | | 4人 | | | |

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
 ※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

IV. 審査基準等

1. 教職課程認定基準

教職課程認定基準

〔平成13年7月19日〕
〔教員養成部会決定〕

一部改正 平成16年6月23日
全部改正 平成19年5月10日
一部改正 平成20年6月10日
一部改正 平成20年12月24日
一部改正 平成21年5月18日
一部改正 平成26年11月7日
一部改正 平成27年11月24日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) ただし、共同教育課程において課程認定を受ける場合には、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (5) 課程認定委員会は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

(2) 教職課程は、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(3) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

(4) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

(5) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

(1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下単に「共同教育課程」という。）を編成する大学（以下「構成大学」という。）については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

(3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究

上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

(4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (4) i) (※2)、4-4 (4) i) (※2)、4-9 (2) vi) の場合を除く。

(5) 「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、又は「養護に関する科目」それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

(6) 専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

また、短期大学の専攻科における必要専任教員数は、大学（短期大学の専攻科を除く）の学科等について、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。なお、短期大学の専攻科の専任教員は、短期大学の学科等の専任教員をもってあてることができない。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2 (3) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育及びこれら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目（以下「幼稚園全教科」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5教科以上、二種免許状の課程認定を受ける場合は4教科以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 |
|--|---|
| 幼稚園全教科のうち、3教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上
合計3人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上 合計3人以上 |

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(3) 「教職に関する科目」において、「教育課程及び指導法に関する科目」の「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、各教科の指導法に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 |
|--|--|
| 小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上
合計5人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に限る。）〕において1人以上 合計3人以上 |

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条表に定める科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等（以下「他学科等」という。）又は当該学科等を有する学部以外の学部学科等（以下「他学部他学科等」という。）において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(4) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目

| 免許教科 | 必要専任教員数 |
|------|---------|
| 国語 | 3人以上 |
| 社会 | 4人以上 |
| 数学 | 3人以上 |
| 理科 | 4人以上 |
| 音楽 | 3人以上 |
| 美術 | 3人以上 |
| 保健体育 | 3人以上 |
| 保健 | 3人以上 |
| 技術 | 4人以上 |
| 家庭 | 4人以上 |
| 職業 | 4人以上 |
| 職業指導 | 2人以上 |
| 英語 | 3人以上 |
| 宗教 | 3人以上 |

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に3人以上とする。

(※2) 他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

ただし、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 教職に関する科目

中学校教諭の教職課程の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

| 当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 | 必要専任教員数 |
|---------------------|---------|
| 800人 以下 | 2人以上 |
| 801人 ～ 1,200人 以下 | 3人以上 |
| 1,201人 ～ | 4人以上 |

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」を除く。）」において1人以上
- ・「教育の基礎理論に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」に限る。」「教育課程及び指導法に関する科目」において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条表に定める科目の半数まで、他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(4) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目

| 免許教科 | 必要専任教員数 |
|------|---------|
| 国語 | 3人以上 |
| 地理歴史 | 3人以上 |
| 公民 | 3人以上 |
| 数学 | 3人以上 |

| | |
|------|------|
| 理科 | 4人以上 |
| 音楽 | 3人以上 |
| 美術 | 3人以上 |
| 工芸 | 3人以上 |
| 書道 | 3人以上 |
| 保健体育 | 3人以上 |
| 保健 | 3人以上 |
| 看護 | 4人以上 |
| 家庭 | 4人以上 |
| 情報 | 4人以上 |
| 農業 | 4人以上 |
| 工業 | 4人以上 |
| 商業 | 4人以上 |
| 水産 | 4人以上 |
| 福祉 | 4人以上 |
| 職業指導 | 2人以上 |
| 英語 | 3人以上 |
| 宗教 | 3人以上 |

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に3人以上とする。

(※2) 他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

ただし、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 教職に関する科目

4-3(4) ii) に定めるとおりとする。

(5) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、免許法附則第11項にかかわらず、「教職に関する科目」は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(1) 「特別支援教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第7条表に定める科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けられるように開設されなければならない。

(2) 施行規則第7条表に定める科目のうち、「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するもの

でなければならない、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。

(3) 施行規則第7条表に定める科目のうち、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む。)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含む。)については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

| 免許状に定められることとなる
特別支援教育領域 | | 視覚障害者に
関する教育 | 聴覚障害者に
関する教育 | 知的障害者に
関する教育 | 肢体不自由者
に関する教育 | 病弱者に
関する教育 |
|----------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------|
| 特別支援教育に関する科目 | | | | | | |
| 特別支援教育の基礎理論に
関する科目 | | 1人以上 | | | | |
| 特別支援
教育領域
に関する
科目 | 心身に障害のある
幼児、児童又は生
徒の心理、生理及
び病理に関する科
目 | 1人以上 | 1人以上 | 1人以上 | | |
| | 心身に障害のある
幼児、児童又は生
徒の教育課程及び
指導法に関する科
目 | 1人以上 | 1人以上 | 1人以上 | | |

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) 「養護に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に定める科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群(「 」内の科目)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に定める科目(「教職の意義等に関する科目」など)ごとに開設されなければならない。

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、このうち、科目「看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)」には、専任教員を1人以上置かなければならない。

ii) 教職に関する科目

4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 「栄養に係る教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条の3に定める事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まなければならない。

(2) 栄養教諭の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する科目、養護に関する科目

i) 「教科に関する科目」は、小学校全教科・幼稚園全教科のうち、同一の教科に関する授業科目については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。また、「教科に関する科目」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) 教職に関する科目

i) 「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）のうち「教育課

程の意義及び編成の方法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）のうち「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）のうち「特別活動の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）のうち「生徒指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）のうち「道徳の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」のうち「進路指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 「教職実践演習」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(3) 「教科に関する科目」、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

| 区分 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 |
|-----------------|--------------|---|
| 幼稚園教諭の教職課程を置く場合 | 4－1（3）の場合と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上 <p style="text-align: right;">合計2人以上</p> |

| | | |
|-------------------------|---|--------------|
| 小学校教諭
の教職課程
を置く場合 | 小学校全教科のうち、4教科以上
それぞれにおいて1人以上
合計4人以上 | 4-2(4)の場合と同じ |
|-------------------------|---|--------------|

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、教科に関する科目及び教職に関する科目の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-9 同一学科等又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。

(2) 教職に関する科目

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに、「教職に関する科目」が開設されなければならない。

i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」)については、以下のとおりとする。

① 「教育課程の意義及び編成の方法」「特別活動の指導法」(養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」)「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

1. 中学校(国語)の教科の指導法の一部(書道)と高等学校(書道)の教科の指導法
2. 中学校(社会)の教科の指導法の一部(地理歴史)と高等学校(地理歴史)の教科の指導法
3. 中学校(社会)の教科の指導法の一部(公民)と高等学校(公民)の教科の指導法
4. 中学校(美術)の教科の指導法の一部(工芸)と高等学校(工芸)の教科の指導法
5. 中学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と中学校(保健)の教科の指導法
6. 高等学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と高等学校(保健)の教科の指導法

③ 「道徳の指導法」(養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」)については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

る。

iii) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」)については、以下のとおりとする。

- ① 「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ② 「進路指導の理論及び方法」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「教職実践演習」については、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 「教育実習」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vi) 「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織(専修免許状の課程認定を受ける場合)

2(3)より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程(以下、「大学院等」という。)において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(4)i)に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(4)i)に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上(ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「養護に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条の5に定める「大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭

和41年<sup>文部省
厚生省</sup>令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。)に開設する授業科目は、「栄養に係る教育に関する科目」と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3(4)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(4)ii)※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

- (1) 大学院等の1つ以上の研究科専攻等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する科目」については4-9(1)を、「教職に関する科目」については4-9(2)を準用する。
- (2) 大学院等の同一の研究科専攻等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
 - ①教科に関する科目、養護に関する科目
 - (イ)「教科に関する科目」は、4-8(1)i)を準用する。
 - (ロ)「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、4-8(1)ii)を準用する。
 - ②「教職に関する科目」については、4-8(2)を準用する。
- (3) 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の研究科専攻等有する教職課程の免許状の種類为学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。
- (5) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等が独立大学院の研究科専攻等である場合、又は、大学のみ学科等有する教職課程と異なる免許状の種類教職課程を有する研究科専攻等の専任教員については、当該研究科専攻等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「教職に関する科目」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「特別支援教育に関する科目」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

7 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合の特例

一部及び二部において、同一の免許状の種類別の課程の認定を受ける場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員数については、当該両部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

8 通信教育の課程への特例

(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。

(2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

9 その他の特例

(1) 複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「教職に関する科目」について、大学設置基準第25条第2項又は短期大学設置基準第11条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「教職に関する科目」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(2) 同一学科等において、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の両方の教職課程の認定を受けようとする場合、4-8(2)i) iii) の場合を除き、各課程において、この基準の定める必要専任教員数を満たさなければならない。

ただし、初等教育教員（幼稚園教諭・小学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する科目」

の担当教員が、中等教育教員（中学校教諭・高等学校教諭）養成の教職課程の「教職に関する科目」を担当することができる認められる場合は、初等教育教員養成の教職課程の必要専任教員数から1人を差し引いた数までは、中等教育教員養成の「教職に関する科目」の専任教員とすることができる。

10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

11 教育実習、養護実習及び栄養教育実習

(1) 教育実習及び養護実習については、以下の表に定めるところにより、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

| 区分 | 必要学級数等 |
|---------------|----------------|
| 初等教育教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 中等教育教員養成の場合 | 入学定員10人に1学級の割合 |
| 特別支援学校教員養成の場合 | 入学定員5人に1学級の割合 |
| 養護教諭養成の場合 | 入学定員5人に1校の割合 |

(2) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

(3) 通信教育の課程における教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「教育実習等」という。）は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

(4) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

12 適用時期

本基準は、平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

2. 課程認定審査の確認事項

教職課程認定審査の確認事項

〔平成13年7月19日〕
課程認定委員会決定

一部改正 平成16年6月15日改正
一部改正 平成18年4月25日改正
一部改正 平成20年5月23日改正
一部改正 平成20年12月3日改正
一部改正 平成27年10月30日改正

1 教育上の基本組織関係

(1) いわゆる学部、学科、専攻等（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項に規定する学科等の設置等を行う場合であって、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしている場合

(2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあつては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

(3) 既に認定を受けた教職課程に内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。

(4) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程について認定を受けようとする場合の「教員養成を主たる目的とする学科等」であるかに関する審査に当たっては、教職課程認定基準2(4)に加え

て、認定を受けようとする学科等が教員養成を主たる目的として構成されているかについて、以下の観点から審査を行うこととする。

- ① 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
- ② 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
- ③ その他課程認定委員会において必要とされる事項

2 教育課程関係

- (1) 教育職員免許法施行規則第4条表備考第1号に定める「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (2) 教職に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。
- (3) 中学校教諭、高等学校教諭の養成を行う学科等において、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあつては、教育職員免許法施行規則第6条第1項表第4欄「教育課程及び指導法に関する科目」の各教科の指導法について、それぞれ8単位以上、4単位以上の授業科目を開設することを原則とする。
- (4) 授業科目の名称は、教育職員免許法施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。

3 教員組織関係

教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

別表

| 認定を受けようとする課程 | 既に認定を受けている課程 |
|------------------|---|
| 幼稚園教諭免許課程 | 小学校教諭免許課程 |
| 小学校教諭免許課程 | 幼稚園教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（国語） | 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（書道） |
| 中学校教諭免許課程（社会） | 高等学校教諭免許課程（地理歴史）
高等学校教諭免許課程（公民）
中学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 中学校教諭免許課程（数学） | 高等学校教諭免許課程（数学） |
| 中学校教諭免許課程（理科） | 高等学校教諭免許課程（理科） |
| 中学校教諭免許課程（音楽） | 高等学校教諭免許課程（音楽） |
| 中学校教諭免許課程（美術） | 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（工芸） |
| 中学校教諭免許課程（保健体育） | 高等学校教諭免許課程（保健体育）
中学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（看護）
養護教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（保健） | 高等学校教諭免許課程（保健）
中学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（看護）
養護教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（技術） | 高等学校教諭免許課程（工業） |
| 中学校教諭免許課程（家庭） | 高等学校教諭免許課程（家庭） |
| 中学校教諭免許課程（職業指導） | 高等学校教諭免許課程（職業指導） |
| 中学校教諭免許課程（英語） | 高等学校教諭免許課程（英語） |
| 中学校教諭免許課程（宗教） | 高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 高等学校教諭免許課程（国語） | 中学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（書道） |
| 高等学校教諭免許課程（地理歴史） | 中学校教諭免許課程（社会） |
| 高等学校教諭免許課程（公民） | 中学校教諭免許課程（社会）
中学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 高等学校教諭免許課程（数学） | 中学校教諭免許課程（数学） |
| 高等学校教諭免許課程（理科） | 中学校教諭免許課程（理科） |

| | |
|------------------|--|
| 高等学校教諭免許課程（音楽） | 中学校教諭免許課程（音楽） |
| 高等学校教諭免許課程（美術） | 中学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（工芸） |
| 高等学校教諭免許課程（工芸） | 中学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（美術） |
| 高等学校教諭免許課程（書道） | 中学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（国語） |
| 高等学校教諭免許課程（保健体育） | 中学校教諭免許課程（保健体育）
中学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（看護）
養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（保健） | 中学校教諭免許課程（保健）
中学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（看護）
養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（看護） | 中学校教諭免許課程（保健）
中学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（保健体育）
養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（家庭） | 中学校教諭免許課程（家庭） |
| 高等学校教諭免許課程（工業） | 中学校教諭免許課程（技術） |
| 高等学校教諭免許課程（職業指導） | 中学校教諭免許課程（職業指導） |
| 高等学校教諭免許課程（英語） | 中学校教諭免許課程（英語） |
| 高等学校教諭免許課程（宗教） | 中学校教諭免許課程（宗教） |
| 養護教諭免許課程 | 中学校教諭免許課程（保健）
中学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（保健）
高等学校教諭免許課程（保健体育）
高等学校教諭免許課程（看護） |

3. 教員免許課程認定審査運営内規

教職課程認定審査運営内規

〔平成13年7月19日〕
教員養成部会決定

一部改正 平成20年6月10日改正

一部改正 平成28年7月4日改正

1 通則

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。
- (2) 審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。
- (3) 部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

2 審査方法

- (1) 委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。
- (2) 部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。
- (3) 審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。
- (6) 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

3 書類審査

- (1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。
 - ① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
 - ② 教育課程及びその履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
- (2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は

- 取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。
- (3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。
 - (4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4 面接審査及び実地審査

- (1) 書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、部会に報告する。
- (4) 実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。
- (5) 実地審査の結果は、部会に報告する。

5 最終判定

- (1) 部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。
- (2) 委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。
- (3) 最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決するために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。
- (4) 最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。
- (5) 部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

6 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。
 - ① 専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

7 その他

- (1) この審査運営内規は平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

4. 教員免許課程認定大学実地視察規程

教職課程認定大学実地視察規程

〔平成13年7月19日〕
教員養成部会決定

一部改正 平成18年4月25日改正
一部改正 平成20年6月10日改正
一部改正 平成21年2月27日改正
一部改正 平成28年7月4日改正

1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
 - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ② 教育課程及び履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則
 - ⑦ 学生の教員への就職状況
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。
- (7) 部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正

措置を求めるものとする。

3 留意すべき事項を付した大学への実地視察

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）5（5）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

4 報告書の作成及び公表

- （1）実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- （2）報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。
- （3）報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

5 教職課程の認定の取消についての意見

実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

6 その他

- （1）この規程は平成28年度から適用する。
- （2）この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

5. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）

（教員免許課程認定関係条文抜粋）

○教育職員免許法（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 | | | |
|----------|-------|--|----------|----------|--------------|--------------|
| 所要資格 | | 基礎資格 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 免許状の種類 | | | | | | |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 6 | 3 5 | 3 4 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 6 | 3 5 | 1 0 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること | 4 | 2 7 | | |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 8 | 4 1 | 3 4 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 8 | 4 1 | 1 0 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること | 4 | 3 1 | 2 | |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 2 0 | 3 1 | 3 2 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 2 0 | 3 1 | 8 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること | 1 0 | 2 1 | 4 | |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 2 0 | 2 3 | 4 0 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 2 0 | 2 3 | 1 6 | |
| 特別支援学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | | | 5 0 |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | | | 2 6 |
| | 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 | | | | 1 6 |

備考（抜粋）

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

（中略）

- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- （以下省略）

別表第二（第五条関係）

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 | | |
|---|-------|--|--|----------|--------------|
| 免許状の種類 | | 基礎資格 | 大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数 | | |
| | | | 養護に関する科目 | 教職に関する科目 | 養護又は教職に関する科目 |
| 養護教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること | 28 | 21 | 31 |
| | 一種免許状 | イ 学士の学位を有すること | 28 | 21 | 7 |
| | 二種免許状 | イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること | 24 | 14 | 4 |
| 備考（抜粋） | | | | | |
| （中略） | | | | | |
| 二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 | | | | | |
| （中略） | | | | | |
| 四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。 | | | | | |

別表第二の二（第五条関係）

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 | | |
|--|-------|--|-------------------------|---------------|----------|
| 免許状の種類 | | 所要資格 | 基礎資格 | | |
| | | | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | 栄養に係る教育に関する科目 | 教職に関する科目 |
| 栄養教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 | 4 | 18 | 24 |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。 | 4 | 18 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。 | 2 | 12 | |
| 備考 | | | | | |
| <p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p> | | | | | |

○教育職員免許法施行規則（抄）

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

| 第一欄 | 第二欄 |
|------|--|
| 免許教科 | 教科に関する科目 |
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
国文学（国文学史を含む。）
漢文学
書道（書写を中心とする。） |
| 社会 | 日本史及び外国史
地理学（地誌を含む。）
「法律学、政治学」
「社会学、経済学」
「哲学、倫理学、宗教学」 |
| 数学 | 代数学
幾何学
解析学
「確率論、統計学」
コンピュータ |

| | |
|------|--|
| 理科 | 物理学
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
化学
化学実験（コンピュータ活用を含む。）
生物学
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。） |
| 音楽 | ソルフェージュ
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
指揮法
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） |
| 美術 | 絵画（映像メディア表現を含む。）
彫刻
デザイン（映像メディア表現を含む。）
工芸
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） |
| 保健体育 | 体育実技
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
生理学（運動生理学を含む。）
衛生学及び公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |
| 保健 | 生理学及び栄養学
衛生学及び公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |
| 技術 | 木材加工（製図及び実習を含む。）
金属加工（製図及び実習を含む。）
機械（実習を含む。）
電気（実習を含む。）
栽培（実習を含む。）
情報とコンピュータ（実習を含む。） |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学
保育学（実習を含む。） |
| 職業 | 産業概説
職業指導
「農業、工業、商業、水産」
「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 |
| 職業指導 | 職業指導
職業指導の技術
職業指導の運営管理 |
| 英語 | 英語学
英米文学
英語コミュニケーション |

| | |
|--|------------------------|
| | 異文化理解 |
| 宗教 | 宗教学
宗教史
「教理学、哲学」 |
| 備考 | |
| 一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。） | |
| 二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。） | |
| 三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。） | |

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

| 第一欄 | 第二欄 |
|------|--|
| 免許教科 | 教科に関する科目 |
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
国文学（国文学史を含む。）
漢文学 |
| 地理歴史 | 日本史
外国史
人文地理学及び自然地理学
地誌 |
| 公民 | 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 |
| 数学 | 代数学
幾何学
解析学
「確率論、統計学」
コンピュータ |
| 理科 | 物理学
化学
生物学
地学
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 |
| 音楽 | ソルフェージュ
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
指揮法
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） |
| 美術 | 絵画（映像メディア表現を含む。）
彫刻
デザイン（映像メディア表現を含む。） |

| | |
|------|---|
| | 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） |
| 工芸 | 図法及び製図
デザイン
工芸制作（プロダクト制作を含む。）
工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。） |
| 書道 | 書道（書写を含む。）
書道史
「書論、鑑賞」
「国文学、漢文学」 |
| 保健体育 | 体育実技
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
生理学（運動生理学を含む。）
衛生学及び公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |
| 保健 | 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
衛生学及び公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |
| 看護 | 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
看護実習 |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学（製図を含む。）
保育学（実習及び家庭看護を含む。）
家庭電気・機械及び情報処理 |
| 情報 | 情報社会及び情報倫理
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）
情報システム（実習を含む。）
情報通信ネットワーク（実習を含む。）
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
情報と職業 |
| 農業 | 農業の関係科目
職業指導 |
| 工業 | 工業の関係科目
職業指導 |
| 商業 | 商業の関係科目
職業指導 |
| 水産 | 水産の関係科目
職業指導 |
| 福祉 | 社会福祉学（職業指導を含む。）
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
社会福祉援助技術
介護理論及び介護技術
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
人体構造及び日常生活行動に関する理解
加齢及び障害に関する理解 |
| 商船 | 商船の関係科目 |

| | |
|------|-------------------------------------|
| | 職業指導 |
| 職業指導 | 職業指導
職業指導の技術
職業指導の運営管理 |
| 英語 | 英語学
英米文学
英語コミュニケーション
異文化理解 |
| 宗教 | 宗教学
宗教史
「教理学、哲学」 |

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受け
る場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | する教職に関する科目 | 右項の各科目に含める
ことが必要な事項 | 幼稚園教諭 | | | 小学校教諭 | | | 中学校教諭 | | | 高等学校教諭 | |
|--------------------------------|--|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 専修
免許
状 | 一種
免許
状 | 二種
免許
状 | 専修
免許
状 | 一種
免許
状 | 二種
免許
状 | 専修
免許
状 | 一種
免許
状 | 二種
免許
状 | 専修
免許
状 | 一種
免許
状 |
| 最低
修得
単
位
数 | 第二欄
に教職の意義等
に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割 | | | | | | | | | | | |
| | | 教員の職務内容（研修、服
務及び身分保障等を含む。） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 進路選択に資する各種の機
会の提供等 | | | | | | | | | | | |
| | 第三欄
する教育の基礎理論に
関する科目 | 教育の理念並びに教育に関
する歴史及び思想 | | | | | | | | | | | |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身
の発達及び学習の過程（障
害のある幼児、児童及び生
徒の心身の発達及び学習の
過程を含む。） | 6 | 6 | 4 | 6 | 6 | 4 | 6
(5) | 6
(5) | 4
(3) | 6
(4) | 6
(4) |
| | | 教育に関する社会的、制度
的又は経営的事項 | | | | | | | | | | | |
| | 第四欄
する教育課程及び指
導法に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法 | | | | | | | | | | | |
| | | 各教科の指導法 | | | | | | | | | | | |
| | | 道徳の指導法 | | | | 22 | 22 | 14 | 12
(6) | 12
(6) | 4
(3) | 6
(4) | 6
(4) |
| | | 特別活動の指導法 | | | | | | | | | | | |
| 教育の方法及び技術（情報機
器及び教材の活用を含む。） | | | | | | | | | | | | | |
| 教育課程の意義及び編成の方法 | | 18 | 18 | 12 | | | | | | | | | |
| 導、生徒指
導 | 保育内容の指導法 | | | | | | | | | | | | |
| | 教育の方法及び技術（情報機
器及び教材の活用を含む。） | | | | | | | | | | | | |
| | 生徒指導の理論及び方法 | | | | | | | | | | | | |
| | 教育相談（カウンセリング
に関する基礎的な知識を含
む。）の理論及び方法 | | | | 4 | 4 | 4 | 4
(2) | 4
(2) | 4
(2) | 4
(2) | 4
(2) | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|------------------------------------|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | に
教
育
相
談
及
び
科
目 | 進路指導の理論及び方法 | | | | | | | | | | | |
| | | 幼児理解の理論及び方法 | | | | | | | | | | | |
| | | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| 第五欄 | | 教育実習 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| | | | | | | | | (3) | (3) | (3) | (2) | (2) | |
| 第六欄 | | 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

備考

- 一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
- 二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- 三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。
- 六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
- 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）
- 九～十 （略）
- 十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条

及び第十条の四の表の場合においても同様とする。) (以下省略)

- 2 免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。
- 3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

- 2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 特別支援教育に関する科目 | | | | 免許状の種類 | | |
|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------|-------|-------|
| | | | | 特別支援学校教諭 | | |
| | | | | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第一欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | | 2 | 2 | 2 |
| | 第二欄 | 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 16 | 16 | 8 |
| | | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | |
| | 第三欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 5 | 5 | 3 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | | | | | | |
| 第四欄 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 | | 3 | 3 | 3 | |

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）

以上を含む。)

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

(以下省略)

- 2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
 - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目一単位）以上
 - 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
 - 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。
- 7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、前五項に定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| | 養護に関する科目 | 免許状の種類 | | |
|---------------------|----------------------|--------|-------|-------|
| | | 養護教諭 | | |
| | | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。） | 4 | 4 | 2 |
| | 学校保健 | 2 | 2 | 1 |
| | 養護概説 | 2 | 2 | 1 |
| | 健康相談活動の理論及び方法 | 2 | 2 | 2 |
| | 栄養学（食品学を含む。） | 2 | 2 | 2 |
| | 解剖学及び生理学 | 2 | 2 | 2 |
| | 「微生物学、免疫学、薬理概論」 | 2 | 2 | 2 |
| | 精神保健 | 2 | 2 | 2 |
| 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） | 10 | 10 | 10 | |
| 備考
(以下省略) | | | | |

第十条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 養護教諭 | | |
|--|------------------------------------|---|-------|-------|-------|
| | | | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄
教職の意義等に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割 | 2 | 2 | 2 |
| | | 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） | | | |
| | | 進路選択に資する各種の機会の提供等 | | | |
| | 第三欄
教育の基礎理論に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 4 | 4 | 2 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | | | |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | | |
| 第四欄
教育課程に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 4 | 4 | 2 | |
| | 道徳及び特別活動に関する内容 | | | | |
| | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | | | | |
| 生徒指導及び教育相談に関する科目 | 生徒指導の理論及び方法 | 4 | 4 | 2 | |
| | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | | |
| 第五欄 | 養護実習 | | 5 | 5 | 4 |
| 第六欄 | 教職実践演習 | | 2 | 2 | 2 |
| 備考（抜粋）
(中略)
三 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
四 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。 | | | | | |

第十条の二 免許法別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する

科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

- 2 免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条の三 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第十条の四 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 栄 養 教 諭 | | |
|---|------------------------------------|---|---------|-------|-------|
| | | | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄
教職の意義等に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割 | 2 | 2 | 2 |
| | | 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） | | | |
| | | 進路選択に資する各種の機会の提供等 | | | |
| | 第三欄
教育の基礎理論に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 4 | 4 | 2 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | | | |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | | |
| 第四欄
教育課程に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 4 | 4 | 2 | |
| | 道徳及び特別活動に関する内容 | | | | |
| | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | | | | |
| 第五欄
生徒指導及び教育相談に関する科目 | 生徒指導の理論及び方法 | 4 | 4 | 2 | |
| | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | | |
| 第六欄 | 栄養教育実習 | | 2 | 2 | 2 |
| | 教職実践演習 | | 2 | 2 | 2 |
| 備考 | | | | | |
| 一 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。 | | | | | |
| 二 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。 | | | | | |

第十条の五 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年^{文部省}厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）に開設する授業科目又は前条に規定する教職に関する科目の

うち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第二章 認定課程

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び専任兼任の別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十三条の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定め違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないとき認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議

会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、第六条第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七条第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十条の表第五欄に規定する養護実習及び第十条の四の表第五欄に規定する栄養教育実習（この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十三条 認定課程に関し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第三章 相当課程

第二十四条 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号ロの規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五条 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第百三十二条に規定するものに限る。）とする。

（中略）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

平成21年2月27日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

1. 現状

- 今年度の課程認定申請において、経営学系の学科や心理学系の学科における保健体育の課程認定の申請が目立ったところ（申請時点で10大学）。
これらの学科においては、すでに中学校社会や高等学校公民等の課程認定を受けており、それに加えて、保健体育の認定の申請を行うものである。
- 教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）においては、教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとされている。
- 経営学系の学科における保健体育の認定については、平成17・18年度において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合に比して薄いことについて課程認定委員会で議論した上、留意事項付きで認定が認められ、その後は認定が認められている。

2. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係についての問題点

- しかしながら、平成17年度に経営学系の学科において保健体育の認定を認められた2大学の实地視察を本年度実施したところ、保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない、などの問題点が見られたところである。
- 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。
- この点、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるをえない（注）。

（注）

専門性の確保が困難な理由としては以下のとおりである。

- ① 大学が、経営上の採算性確保の観点から開設科目数を抑制しようとする場合、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の開設数は、通常の場合と比して少ないものとなること。

(例)

- ・ A 大学経営学部経営学科【免許教科：商業】：商業に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 146単位
- ・ B 大学経営学部経営学科【免許教科：保健体育】：保健体育に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 50単位

② また、①の場合において、認定を受けようとする免許教科について十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が修得する認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の単位数も通常の場合に比して少ないものとならざるを得ないこと。

3. 来年度からの課程認定の方針

- 上記2のとおり、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い場合には、認定を受ける免許教科の専門性の確保や教職課程の適切な運営に問題が見られたことから、来年度以降は、課程認定に当たり学科等の目的・性格と免許状との相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきであると考える。

4. 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程について

- 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程については、引き続き当該課程認定は有効とするが、今後、実地視察等を通して、教職としての専門性が適性に確保されるよう、フォローアップを行っていくこととする。

7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

平成23年1月20日
課程認定委員会決定

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（2）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

- ① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。
- ② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

（1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

（2）十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

(参考)

○ 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 教職課程は、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

8. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（2）に規定する、「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」（以下、「学科等」という。）の「目的・性格と免許状との相当関係」に関する審査の基準として、平成23年1月20日課程認定委員会により、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について」（課程認定委員会決定）が定められた。

各審査基準の趣旨は、以下のとおりであるため、申請に当たっての参考とすること。

1. 各基準の趣旨

（1）学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

①学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状の種類との間に、十分な相当関係が認められることが必要である。相当関係の有無については、学科等における学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等を考慮して審査を行うこととする。

②学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

認定を受けようとする学科等において、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という）に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」が開設されていることは施行規則の規定により必要であるが、これらの科目以外にも、当該学科等のカリキュラムの中に認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要がある。

その理由としては、学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2～3年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、免許状についての教科（又は養護、栄養）に関する科目を一定数履修させることにより、当該教科等を担当する教員として求められる専門性を確保しようとするものであるからである。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目の開設数は、通常の場合と比して少ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

③卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

卒業要件等において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとされていることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間（短大の場合2、3年間）に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が実際に修得する、当該免許状に関連する科目の単位数は、通常の場合に比して少ないものとならざるを得ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

④学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

②のとおり、学科等のカリキュラムの中に、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要があるが、これらの科目と、当該学科等に開設されているその他の科目の内容との間に、密接な関連があることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目と、その他の科目の内容がかけ離れている傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

(1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

①認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。

②認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。

③認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。

④免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

上記の基準は、教職課程の認定を行うに当たり一般的に必要なものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

(2) 十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

上記の基準も、(1)と同様、教職課程の認定を行うに当たり、一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

2. その他

- 本基準における「学科等」とは、教職課程認定基準2(2)に規定する「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」を指し、同基準2(1)に規定する「その他学則で定める組織」は含まず、同基準2(1)に規定する「学科等」の範囲とは異なる点に留意する必要があること。

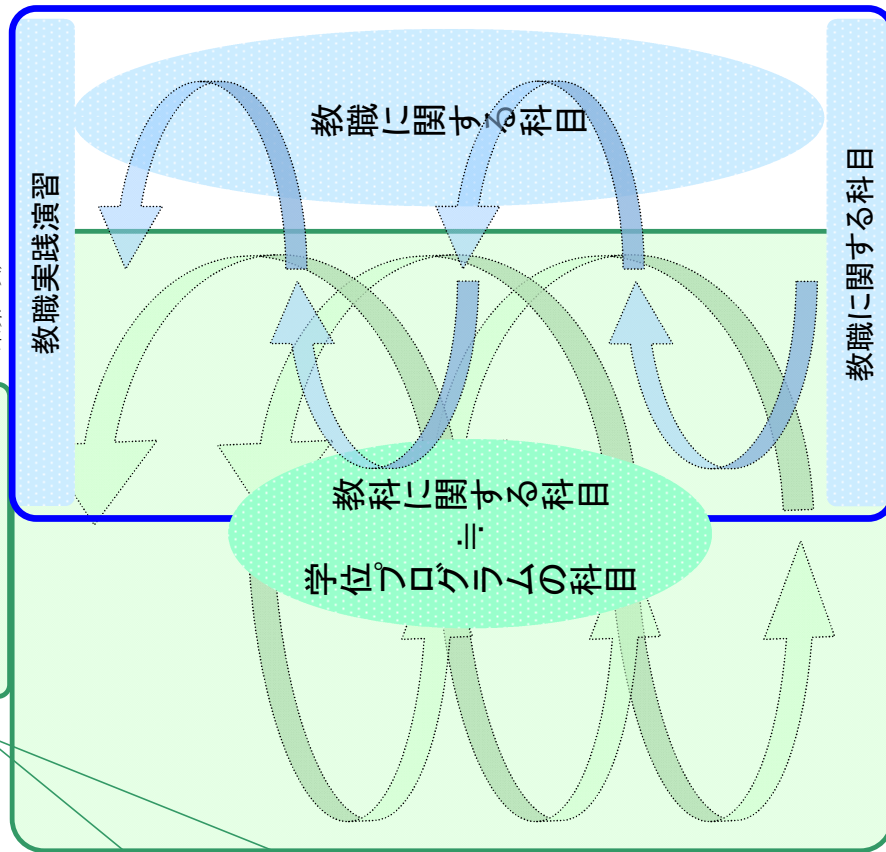
- また、教職課程認定基準2(2)に規定するとおり、教職課程の認定を受けるためには「大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」の目的・性格と免許状との相当関係が必要であり、例えば、学科の中のコースの単位で認定を受けようとする場合でも、当該「学科」の目的・性格と免許状との相当関係が求められる点にも、改めて留意する必要があること。

【参考】学位プログラムと教職課程との相当関係

- 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しななければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。
- 昨今、大学の学部学科が多様化し、当該学部学科の性格・目的と置こうとする教職課程の関連性が不明確な申請が増えている。

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。(学教法第83条第1項)

学士(〇〇学)



○学位プログラム(大学設置基準)

(教育課程の編成方針)
第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

○教職課程(教育職員免許法施行規則)

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の必要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2～4 (略)

5 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る必要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

9. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成23年3月9日
課程認定委員会決定

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

- 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。
例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。
- 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

（参考）

- 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）

3（3）教育課程、教員組織（免許状の種類に関わらず共通）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

- 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）

3 教員組織関係

教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

V. 参考

1. Q & A (よくある質問と回答)

●教職課程認定基準関係

| No. | Q & A |
|------------------------------------|---|
| ○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について | |
| 1 | <p>Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。</p> <p>A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定基準」2（1）、（2） ・6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について |
| 2 | <p>Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもって教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのが分からない。</p> <p>また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。</p> <p>A （前段）</p> <p>教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け（単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか）などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位（又は学科の分野）及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。</p> <p>（後段）</p> <p>大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での必須要件ではない。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定基準」2（4） |

| | |
|-------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定審査の確認事項」 1 (4) (160 頁) ・ 6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について (183～190 頁) |
| ○科目の開設について | |
| 3 | <p>Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。</p> <p>A 原則として、大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準において、学校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。</p> <p>なお、教職課程認定審査の確認事項 2 (3) においても、中学校教諭 (及び高等学校教諭) の教職課程における「各教科の指導法」に関する授業科目について、8 単位以上 (高等学校教諭の課程は 4 単位以上) 開設することとされている。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定基準」 3 (1) ・「教職課程認定審査の確認事項」 2 (3) |
| 4 | <p>Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。</p> <p>A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学 (地誌を含む。)」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認すること。(学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。)</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1) ・「教職課程認定審査の確認事項」 2 (1) ・「教育職員免許法施行規則」 第 4 条表備考第 1 号 |
| 5 | <p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」について、施行規則第 4 条表に定める科目の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることのできるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。</p> <p>A 施行規則第 4 条及び第 5 条の第 2 欄「教科に関する科目」の科目区分の半数までである。</p> <p>例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第 2 欄の「教科に関する科目」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)、化学実験 (コンピュータ活用を含む。)、生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)、地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」 |

| | |
|---|--|
| | <p>の5科目の区分が規定されており、5科目の半数は2.5であるため、これを越えない科目区分数(2科目区分)までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職課程認定基準」4-3(2)、4-4(2)、4-9(1) ・【補足】課程院定基準4-3(2)、4-4(2)及び4-9(1)の解釈について |
| 6 | <p>Q 昼間の課程(一部)と夜間の課程(二部)の併設の場合に、昼間の課程(一部)において開設する授業科目を夜間の課程(二部)における「教職に関する科目」に含めることはできるか。</p> <p>また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。</p> <hr/> <p>A (前段)</p> <p>できない。教職課程認定基準において、必要専任教員数の観点では、一部・二部を1つの課程とみなして必要専任教員数を充足させることができる旨の規定があるが、授業科目の開設の観点では、共通に開設できる旨の規定はない。このため、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> <p>(後段)</p> <p>できない。教職課程認定基準では、必要専任教員数の観点では、通信課程の専任教員について、通学課程の専任教員をもってあてることができる旨の規定があるが、授業科目の開設の観点では、共通に開設できる旨の規定はない。このため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> |
| 7 | <p>Q 「教科又は教職に関する科目」として開設できる授業科目は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」とどう違うのか。</p> <hr/> <p>A 教育職員免許法別表第1に定められている「教科又は教職に関する科目」の単位数は、最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」と「大学が加えるこれに準ずる科目」をあてることができることになっているが、免許法上の「大学が加えるこれに準ずる科目」が、教職課程認定上の「教科又は教職に関する科目」を指している。</p> <p>大学が教職課程認定を受ける際に、「教科又は教職に関する科目(大学が加えるこれに準ずる科目)」として開設することが認められる授業科目は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のいずれにも分類することができないものであり、それぞれの科目に準ずる内容の授業科目である。このため「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の科目区分のいずれかに分類できるものは、「教科又は教職に関する科目(大学が加えるこれに準ずる科目)」として申請するのではなく、それぞれ「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」として申請することとなる。なお、「教科又は教職に関する科目(大学が加えるこれに準ずる科目)」として開設する授業科目については、例えば、以下のような内容が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における外国語活動に関する指導法 ・特別支援教育に関する内容 ・学校教育に関する体験活動 ・学校図書館関係の内容 など <p>【参照】 8. 小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて(246頁)</p> |

| | |
|-----------|--|
| 8 | <p>Q 「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」として開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。</p> <p>A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。</p> |
| 9 | <p>Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教職に関する科目」を、全て別に開設して履修させていたが、「教職に関する科目」を教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。</p> <p>A 幼稚園及び小学校の教職課程においては、原則として「教職に関する科目」は、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることが必要となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教職に関する科目」については、それを要件としていない。しかし、「教職に関する科目」を「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることを妨げる規定はないため、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することについて問題はない。</p> <p>ただし、「教職に関する科目」を共通開設できる場合については、教職課程認定基準にあるとおりである。「教職に関する科目」を教養共通科目等として、全ての学校種の教職課程における共通授業科目として位置付けることができるわけではないため、注意すること。</p> |
| 10 | <p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する科目」として使用することはできるか。</p> <p>A できない。「教科に関する科目」を複数の課程（この場合数学と工業の教職課程）において共通開設できるのは、教職課程認定基準に定められている場合についてのみである。</p> <p>質問にある場合については、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する科目」として共通開設することはできないため、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-8</p> |
| 11 | <p>Q 教育職員免許法附則第11項により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教職に関する科目」の全部又は一部の単位を「教科に関する科目」の単位をもって充てることができると思われるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する科目」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教職に関する科目」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。）</p> <p>A そのような教育課程を編成することは認められない。</p> <p>教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法附則第11項にかかわらず、「教職に関する科目」は施行規則第6条表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。）</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」3（1）、4-4（5）</p> |
| ○教員組織について | |
| 12 | <p>Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する科目」としてあてる場合、当該科目を担当</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>する専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する科目」の専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。</p> <p>教職課程認定基準4-9において、同一学科等又は複数の学科等において科目を共通に開設できる場合の特例を規定しているが、「教科に関する科目」としてあてる学部共通科目等の担当教員を複数の学科において専任教員として取り扱うことを認める規定はない。(一方で、「教職に関する科目」については、4-9(2)vi)において、規定されているため、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員をそれぞれの課程において専任教員数に含めることができるため、この違いに留意すること。)</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-9</p> |
| 13 | <p>Q 学科等ではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の専任教員として含めてもよいか。</p> <p>A 学科等の専任教員は、認定課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないため、センターのみに籍を置く教員を専任教員に含めることはできない。ただし、センターの業務を本務としている者であっても、認定課程を有する学科等にも籍を置いているのであれば、当該学科等における専任教員として扱うことは可能である。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」3(4)</p> |
| 14 | <p>Q 「専任教員」とは、申請学科等の専任教員ということでよいのか。申請学科等の専任教員であれば、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の両方の専任教員として扱ってもよいのか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する専任教員であっても、「教職に関する科目」の専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する科目」の専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する科目」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」3(6)</p> |
| 15 | <p>Q 必要専任教員数として定められている数のうち、半数までは、他学科の専任教員をいわゆる「みなし専任教員」として自学科の教職課程の専任教員数に含めることが可能という理解でよいか。また、必要専任教員数が3人と定められている教科があるが、半数はどのように計算するのか。</p> <p>A いわゆる「みなし専任教員」は、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」に固有の特例である。中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、「教科に関する科目」について、施行規則第4条又は第5条に定める科目区分の半数までは、他学科において開設される授業科目をあてることが可能となっているが、他学科の授業科目をあてる場合に、当該授業科目を担当する教員が他学科の専任教員であるならば、「みなし専任教員」として、自学科の教職課程の専任教員数に含めることが可能となっている。このため、他学科の授業科目を充てない場合には、「みなし専任教員」として、他学科の専任教員を必要専任教員数に含めることはできない。</p> <p>なお、例えば国語の教職課程における「教科に関する科目」の必要専任教員数は、3</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>人以上と定められており、半数以上は自学科の専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要専任教員数3人のうち2人以上は自学科の専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし専任教員」として認められるのは1人となる。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教職課程認定基準」4-3(2)、(4) i) (※2) ・ P. ○○ 「教職課程認定基準」4-4(2)、(4) i) (※2) |
| 16 | <p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教職に関する科目」の必要専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たしているといえるのか。</p> <p>A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教職に関する科目」を他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えるため、教職課程認定基準4-9(2) vi) より、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たすことは可能である。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教職課程認定基準」4-3(4) ii) ・ 「教職課程認定基準」4-4(4) ii) ・ 「教職課程認定基準」4-9(2) vi) |
| 17 | <p>Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要専任教員数は低減されないのか。</p> <p>A 教職課程認定基準4-8(3)前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する専任教員については、それぞれの課程の必要専任教員数に含めることが可能となっている。</p> <p>教職課程認定基準4-8(3)後段については、短期大学における特例であり、大学に対しては適用されないため、必要専任教員数は、教職課程認定基準4-1(3)及び4-2(4)に基づく。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-8(3)</p> |
| 18 | <p>Q 大学院におけるいわゆる独立研究科（基礎となる学部を持たない研究科）の専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の専任教員として取り扱ってもよいか。</p> <p>A 当該学部学科等の専任教員とすることはできない。</p> <p>原則として、専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の種類（学校種・教科）の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の専任教員をあてることが</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。
 【参照】「教職課程認定基準」 5－8 (4)、(5)、(6)</p> |
| 19 | <p>Q 教職課程認定基準9(2)について、「初等教育教員養成に係る教職に関する科目の担当教員が中等教育教員養成に係る教職に関する科目を併せ担当することが可能な場合は、必要専任教員数から1名を差し引いた数までは両方に含めて差し支えないこととする。」とあるが、具体的に説明してほしい。</p> <p>A 例えば、初等教育教員養成(以下「初等」)の教職課程の「教職に関する科目」の必要専任教員数が4人であった場合、初等の教職課程の必要専任教員数4人から1人を差し引いた数(3人)までは、初等と中等の両方の教職課程で専任教員とすることが可能である(当該教員は初等と中等の両方を担当できる業績があることが必要である)。</p> <p>すなわち、初等の課程でA、B、C、Dという教員を専任教員とし、中等の課程でもA、Bを専任教員とすることが可能であり、初等の教職課程の専任教員のみをもって中等の教職課程の必要専任教員数全てを満たすことも可能である。</p> <p>なお、同一学科等において、初等と中等教職課程の両方を置いていることが前提条件であり、複数の学科等にまたがる場合には、当該規定は適用されない。
 【参照】「教職課程認定基準」 9(2)</p> |
| 20 | <p>Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要専任教員数は低減されるのか。</p> <p>A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があり、必要専任教員数に差異はなく、通信教育の課程だからといって、必要専任教員数を低減する規定はない。
 【参照】「教職課程認定基準」 8(1)、(2)</p> |
| 21 | <p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員(特任教授・特任准教授など)は、同課程上における専任教員とすることができるか。</p> <p>A 専任教員の定義については、大学設置・学校法人審議会における考え方と同一であり、原則として、認定を受けようとする課程を有する学科等に所属している者を指す。また、①当該学科等の教職課程の授業科目を担当すること、②当該学科等の教育課程の編成に参画すること、③当該学科等の学生の教職指導を担当することなど、当該学科等の教職課程の運営にあたり、主導的に関与する者として配置することとしている。すなわち、特任教員などの学内における呼称如何にかかわらず、当該学科等に所属しており、①～③を満たす職でなければ、専任教員として含めることはできない。
 【参照】「教職課程認定基準」 3(4)</p> |
| 22 | <p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合(たとえば、数学と工業)、ある1人の専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において専任教員として必要専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する科目」については、『免許教科ごとの「教科に関する科目」』という意味も包含されて</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>いる。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する科目」の担当教員を両方の専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」 3 (6)、4-8 (3)</p> |
| 23 | <p>Q 必要専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入学定員や科目等履修生定員、臨時定員は含まない。学則に定める入学定員を指す。</p> |
| <p>○教育実習について</p> | |
| 24 | <p>Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。</p> <p>A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。</p> <p>なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」 11 (2)</p> |
| 25 | <p>Q 学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうちの専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。</p> <p>A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（この場合は「学科等」）の定員に応じて確保しなければならない。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」 11 (1)</p> |
| 26 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第6条表備考第7号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがいかがか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第6条表備考第7号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開設することが原則となっている。</p> <p>履修指導において、教育職員免許法施行規則第6条表備考第7号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足させるように指導することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、適切といえるかどうか、必然性があるかどうか等に留意しつつ、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。授業科目の開設方法については、教育実習に区分される授業科目の内容ごとに、適切に位置付けることが必要である。</p> <p>【参照】「教育職員免許法施行規則」 第6条表備考第7号</p> |
| 27 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第6条表備考第7号において、教育実習の実習校種は明示されているが、教科についての記載がない。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えている場合があり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。</p> <p>A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。教育実習は、大学の授業科目の一つであり、大学が「高等学校教諭の情報の教職課程」を置くのであれば、実習先を適切に確保することが必要である。</p> |
| ○特別支援教育学校教諭の教職課程について | |
| 28 | <p>Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。</p> <p>A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域（以下、「5領域」という。）のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。</p> <p>また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。</p> <p>なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-5（2）、（3）</p> |
| 29 | <p>Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。</p> <p>A 授業科目のシラバスにおける授業計画中、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。</p> |
| 30 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第3号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第3号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育」の全ての事項に関して単位を修得することが必要となっている。（さらに、全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。）</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるが、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に依拠して、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。</p> <p>なお、「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とは、教職課程認定上、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容としている。</p> <p>【参照】「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第3号</p> |
| 31 | <p>Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設、専任教員の追加はどのようなのか。</p> <p>A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上新たに授業科目を開設することが必要である。</p> <p>追加で必要となる専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4-5（4）</p> |
| 32 | <p>Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。
 (例) 特支専免（視・聴）2領域の認定課程において、24単位を修得した場合
 (1) 特支一種免（視・聴）の取得者は、特支専免（視・聴）の取得が可能。
 (2) 特支一種免（知・肢・病）の取得者は、特支専免（知・肢・病）の取得は不可能。</p> <p>A いずれも貴見のとおりである。</p> |
| 33 | <p>Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。</p> <p>A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。</p> <p>そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の専任教員については、専攻科の専任教員にあてることができないことに注意すること。</p> <p>なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における専任教員を採用すること。</p> |
| ○その他 | |
| 34 | <p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっ</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>ているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p> |
| 35 | <p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p> |

●手続き関係

| ○教職課程認定申請について | |
|---------------|--|
| 36 | <p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。</p> |
| 37 | <p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学（学部）設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由（例：死亡・病気退職など）により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 判明後、すみやかに文部科学省へ相談すること。</p> |
| 38 | <p>Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再課程認定申請が必要か。</p> <p>（例）</p> <p>認定課程を有する学部学科と認定課程：</p> <p>○外国語学部 英語学科 = 中一種免（英語）
日本語学科 = 中一種免（国語）</p> <p>改組後：</p> <p>○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免（英語）
日本語専攻 = 中一種免（国語）</p> <p>A 設置届出であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1（1）より、組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。</p> <p>なお、分離の場合で、従前の学科等の学科名称、教育課程、教員組織及び学位（又は学科の分野）の全てについて同一とみなされる学科等が分離後の組織として残る場合には、その学科等については、必ずしも再課程認定を要しない場合がある。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。</p> |
| 39 | <p>Q 公立大学が法人化した場合、名称変更のみでよいか。</p> <p>A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教員組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。</p> |
| 40 | <p>Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。</p> <p>A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。</p> |
| 41 | <p>Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。</p> <p>A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。</p> <p>また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要専任教員数が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）</p> <p>【参考】（2）変更届の提出の要否（4頁）</p> |
| 42 | <p>Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。</p> <p>A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めている。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるように、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。</p> |
| ○変更届について | |
| 43 | <p>Q 専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後は、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のも</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>と、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に審査することが必要である。</p> <p>なお、教員変更に当たっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p> |
| 44 | <p>Q 教職課程における専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休暇等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休暇等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも専任教員を新たに雇用して頂くことは要しないが、当該期間において、専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、専任教員を新たに雇用する場合には、変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p> |
| <p>○教職課程を置く大学における事務等について</p> | |
| 45 | <p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する科目」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p> |
| 46 | <p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。</p> <p>ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p> |
| 47 | <p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p> |
| 48 | <p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、専任教員が退職し、基準に定められている必要専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>A 教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たすように、速やかに専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p> |
| 49 | <p>Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。</p> <p>A 不要である。</p> <p>「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。</p> |
| 50 | <p>Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名及び印”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえるとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。</p> <p>A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。</p> |
| 51 | <p>Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（26文科初第630号 平成26年9月26日付）」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。</p> <p>A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所集約する等）</p> |

2. 各科目の名称例について

○教職に関する科目

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 |
|-------------------|-----------------|---|
| 第2欄 | 教職の意義等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等 教職概論
教職原論
教職論
教職入門 |
| 第3欄 | 教育の基礎理論に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育原論
教育原理
教育基礎論
学校と教育の歴史
教育学概論
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
教育心理学
心身の発達と学習過程
学習心理学
学校教育心理学
学習・発達論
発達心理学
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
教育行財政
教育行財政論
教育制度論
学校制度論
学校の制度
教育の制度と経営
教育行政学
教育社会学
学校教育社会学
教育経営論 |
| 第4欄 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法
教育課程論
教育課程編成論
カリキュラム論
教育課程総論
教育課程の意義と編成
各教科の指導法
国語科教育法
教科教育法(国語)
初等教科教育法(国語)
初等科教育法(国語科)
社会科・地歴科教育法
社会科・公民科教育法
社会科・地歴科指導法
社会科・公民科指導法
中等教科教育法(社会・地歴)
保育内容の指導法
保育内容指導法
保育指導法
保育内容(健康)
保育内容(健康)の理論と方法
保育内容(人間関係)の理論と方法
保育内容(環境)の理論と方法 |

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 | |
|------------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------|
| 第4欄 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 保育内容の指導法 | 保育内容(言葉)の理論と方法 |
| | | | 保育内容(表現)の理論と方法 |
| | | | 言葉指導法 |
| | | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育の方法と技術 |
| | | | 教育方法論 |
| | | | 教育方法学 |
| | | | 教育方法の理論と実践 |
| | | | 教育方法・技術論 |
| | | 道徳の指導法 | 道徳教育の理論と実践 |
| | | | 道徳教育の理論と方法 |
| | | | 道徳教育指導論 |
| | | | 学校教育における道徳指導 |
| | 特別活動の指導法 | 道徳教育の指導法 | |
| | | 特別活動論 | |
| | | 特別活動の指導法 | |
| | | 特別活動の理論と方法 | |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導論 |
| | | | 生徒・進路指導論 |
| | | | 生徒指導の理論及び方法 |
| | | | 生徒指導の理論と方法 |
| 進路指導の理論及び方法 | | 進路指導論 | |
| | | 進路指導 | |
| | | 進路指導の理論と方法 | |
| 幼児理解の理論及び方法 | | 幼児理解 | |
| | | 幼児理解の理論と方法 | |
| 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | | 教育相談 | |
| | | 教育相談の基礎 | |
| | | 教育相談の基礎と方法 | |
| | 教育相談の理論と方法 | | |
| 第5欄 | 教育実習 | 事前及び事後の指導 | 事前及び事後の指導 |
| | | | 教育実習指導 |
| | | 教育実習 | 教育実習 I ~ IV |
| 第6欄 | 教職実践演習 | 教職実践演習(幼稚園) | |
| | | 教職実践演習(中・高) | |
| | | 教職実践演習(養護教諭) | |
| | | 教職実践演習(栄養教諭) | |
| | | 保育・教職実践演習(幼稚園) | |

○栄養に係る教育に関する科目

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | 科目名称例 |
|-------------------|--------------|
| 栄養に係る教育に関する科目 | 学校栄養教育法 |
| | 学校栄養教育の理論と方法 |
| | 学校栄養指導論 |
| | 食育指導論 |
| | 食育指導の理論と方法 |
| | 食育実践論 |

○施行規則第66の6に定める科目

| 教育職員免許法施行規則に定める科目 | 同規則に定める単位数 | 科目名称例 |
|-------------------|------------|------------------|
| 日本国憲法 | 2単位 | 法学(日本国憲法) |
| | | 日本国憲法 |
| | | 国のしくみ(日本国憲法) |
| | | 日本の憲法 |
| | | 暮らしのなかの憲法 |
| 体育 | 2単位 | 体育実技A~D |
| | | 基礎専門体育 I, II |
| | | 体育 I |
| | | 体育実技 |
| | | スポーツA, B |
| | | 基礎体育 |
| | | 生涯スポーツ |
| | | フィットネススポーツ |
| | | 身体運動論 |
| | | 体育一般 |
| | | バレーボール |
| | | サッカー |
| 外国語コミュニケーション | 2単位 | 英語 I, II |
| | | 英会話A~D |
| | | 中国語会話A, B |
| | | ドイツ語会話A, B |
| | | 実用英語コミュニケーション |
| | | 外国語コミュニケーションA, B |
| | | 英語V(英会話集中研修) |
| | | オーラルイングリッシュ |
| | | オーラルコミュニケーション |
| 情報機器の操作 | 2単位 | 情報処理 |
| | | 情報処理演習 I, II |
| | | パソコン演習 |
| | | 情報処理入門 |
| | | 情報とコンピュータ |
| | | 情報機器演習 |
| | | 情報技術 |
| | | 情報リテラシー |
| | | PC技法演習 |
| | | 教職コンピュータ基礎 |
| | | コンピュータ・リテラシー |
| | | 情報基礎 |
| | | コンピューター・実習 |
| | | 情報メディア演習 |
| 情報 I | | |

○特別支援教育に関する科目

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | 科目名称例 |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| 第1欄 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目 | 障害者教育総論
障害児教育総論
障害者教育概論
障害者基礎理論
障害者教育論
障害者発達教育論
障害者福祉論
特別支援教育総論
特別支援教育概論
特別支援教育基礎理論
特別支援教育論 |
| 第2欄 | 特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
視覚障害者の心理・生理・病理
視覚障害児の心理・生理・病理
聴覚障害者の心理・生理・病理
知的障害者の心理・生理・病理
肢体不自由者の心理・生理・病理
病弱者の心理・生理・病理 |
| | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 視覚障害者教育論
視覚障害児教育論
視覚障害者教育課程論
視覚障害者指導法
視覚障害者指導論
視覚障害者教育方法論
視覚障害教育
聴覚障害者教育論
知的障害者教育論
肢体不自由者教育論
病弱者教育論 |
| 第3欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
視覚障害者教育総論
聴覚障害者教育総論
知的障害者教育総論
肢体不自由者教育総論
病弱者教育総論 |
| | | ※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。
重複障害・LD等の心理・生理・病理
重複障害児等の心理・生理・病理
言語障害者の心理・生理・病理
情緒障害者の心理・生理・病理
情緒障害者(自閉症を含む)の心理・生理・病理
学習障害者の心理・生理・病理
LDの心理・生理・病理
学習障害(LD)者の心理・生理・病理
注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理
ADHDの心理・生理・病理 |

| 教育職員免許法施行規則に定める区分 | | | 科目名称例 |
|-------------------|-----------------------------------|--|--|
| 第3欄 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複障害者教育論
重複障害児教育論
重複障害者教育課程論
重複障害者指導法
重複障害者指導論
重複障害者教育方法論
重複障害・LD等教育
言語障害者教育論
情緒障害者教育論
情緒障害者(自閉症を含む)教育論
学習障害者教育論
LD教育論
学習障害(LD)者教育論
注意欠陥多動性障害者教育論
ADHD教育論
注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論 |
| | | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複障害者教育総論
言語障害者教育総論
情緒障害者教育総論
学習障害教育総論
注意欠陥多動性障害教育総論
重複障害等教育総論
LD等教育総論 |
| 第4欄 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 | | 教育実習
障害者教育実習
特別支援教育実習
教育実習事前事後指導
教育実習指導
障害者教育実習事前事後指導
障害者教育実習指導
特別支援教育実習事前事後指導
特別支援教育実習指導 |

3. 教職に関する科目の趣旨

※以下、「趣旨」欄中に記載されている内容は、教育職員免許法施行規則に定める科目開設の趣旨に関し、特に留意すべき内容について、教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（第1次答申）及び教育職員免許法改正説明資料等からの抜粋のほか、過去に実地視察において指摘した内容等に基づき記載したものである。

| 教職に関する科目 | 趣 旨 |
|--|--|
| <p>昭和63年法改正により創設
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
※右欄の「趣旨」は教育の方法及び技術における情報機器及び教材の活用を記述したものである。</p> | <p>○今日、学校教育においては、将来の高度情報社会に生きる児童・生徒に必要な資質（情報活用能力）を養い、また、コンピュータ等の新しい情報手段の活用により教育効果を高める必要が指摘されている。</p> <p>○教員についても、これらを担当する資質能力を含め、教育の方法及び技術についての力量が求められていることを中心にしながら、新たに情報機器及び教材の活用を含むことを明示して、養成教育においてこれらに関する専門教育科目の履修を必修としたものである。</p> |
| <p>生徒指導、教育相談（及び進路指導）に関する科目（中・高については進路指導を含む。）
※現行法においては「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に相当する。</p> | <p>○生徒指導は、児童・生徒の人格の健全な発達を図るため、教科、道徳及び特別活動の教育課程の内並びに教育課程の外にわたり、学校の教育活動全体を通じて行われる重要な機能である。</p> <p>○生徒指導の意義は、青少年非行等の対策という消極的な面にだけあるのではなく、積極的に、学校教育の全領域において、すべての生徒のそれぞれの人格により良き発達を目指すとともに、学校生活が、生徒一人一人にとっても、有意義に、かつ興味深く充実したものになるようにするところにある。</p> <p>○したがって、生徒指導の諸側面には、学習指導、進路指導、教育相談等が含まれる。</p> |
| <p>教育課程及び指導法に関する科目</p> | <p>○各教科、道徳及び特別活動の指導法等に関する各科目については、学習指導要領に掲げる事項に即して包括的な内容を含むこととする。また、各教科等を、実際に指導する場面を想定して、学習指導案の作成や教材研究、模擬授業等を組み入れ、実践的な指導力を身に付けさせるような事項を、当該区分の授業科目の講義概要（シラバス）で示すこと。</p> <p>○特別活動は、各教科及び道徳以外の教育活動として、生徒の学校や学級の生活における具体的な展開に即した種々の価値の高い教育活動を統合したもので、教育課程の基準の中に位置付けられているものであり、望ましい集団活動を通じて心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることを目標としている。</p> |
| <p>教育課程及び指導法に関する科目（幼稚園）</p> | <p>○幼稚園の教員養成について「保育内容に関する科目」を含め、これに「教育課程総論」及び「指導法に関する科目」を加え、「教育課程に関する科目」とすることとしている。これは、幼児教育の実態及びその効果的な指導法を参酌し、幼稚園の教育課程の全体を総攬する科目及びその効果的かつ適切な指導法に関する科目を別途設けることにより、幼稚園の教員の体系的な指導力の育成を図ろうとするものである。</p> |

| 平成10年法改正により創設 | 趣 旨 |
|--|---|
| <p>教職の意義等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、職務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 | <ul style="list-style-type: none"> ○教職の意義や教員の役割、職務内容等に関する知識の修得を通じ、教員を志願する者が教職についての理解を深め、将来教職に就くことについて多角的に考察する過程を援助し、動機付けを図るもの。 ○職場の実体験・類似体験や他の職業との比較などの機会を教員を志願する者に与えることにより、自らの教職への意欲、適性等を熟考させるとともに、最終的な進路選択について指導・助言するもの。 ○「現在の教員には何が求められているのか」、「学生自身が教員としての適格性を持つためにどのような努力をしていけばよいのか」といった事項を、当該区分の授業科目の講義概要（シラバス）で示すこと。 |
| <p>幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</p> <p>※右欄の「趣旨」は、障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む必要性について、中心的に記述したものである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもたちの心身の発達及び学習の過程に係る内容を、現行の「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」の中に含めるべきことを制度上明記し、すべての学校段階に属する教員の特殊教育に関する理解を深めることとする。 ※「発達障害の児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付3局長連名通知）（抜粋） 第3 発達障害に関する専門性の向上について 1 教員の専門性の向上 （1）大学における教員養成について、盲・聾・養護学校、小学校等並びに幼稚園及び高等学校の教員養成課程において、発達障害に関する内容も含めて取扱うこととするよう、その充実に努めること。 |
| <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 <p>※右欄の「趣旨」はカウンセリングに関する基礎的な知識を含む必要性について、中心的に記述したものである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○現在、学校では多くの教員がいじめ、登校拒否、薬物乱用など児童・生徒の生命・健康にもかかわる問題に直面し、様々な努力にもかかわらずそれらへの決定的な対処方法が見出せないまま日々苦慮している現実を踏まえ、生徒指導上の問題等に現職教員がより適切に取り組むことができるよう、教育相談（カウンセリングを含む。）を中心に生徒指導等に係る科目の内容を充実するという考えで設定された。 ○とりわけ、カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を教員が持つことで、児童・生徒をより深く理解し、より適切に接することや、カウンセラーや専門機関と円滑に連携することが可能となり、教科指導・生徒指導等の両面において高い教育効果が期待できる。 ○なお、ここで求められるものはあくまで教員を志願する者がカウンセリングに関する基礎的知識を修得することであり、カウンセリングの専門家の養成そのものではないことに留意し、その趣旨の徹底が図られるべきである。 ○また、ただ単に教員の資質能力の向上に期待するだけでは上記のような諸問題の解決は困難であり、家庭や地域社会の自覚と主体的取り組みが必要であることは、いうまでもない。 ○定期面談や三者面談など、教育相談全般についての知識と基礎的能力を育成することや、養護教諭・学校医・スクールカウンセラー等の専門家等の職務の実際や連携の在り方についても学ぶことが求められる。 |

| 平成20年省令改正により創設 | 趣 旨 |
|----------------|--|
| 教職実践演習 | <p>○教職実践演習は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。</p> <p>○学生は、この科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。</p> <p>○本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項 |

4. 今後の教員養成免許制度の在り方について（答申）（抜粋）

（平成18年7月11日中央教育審議会）

I. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方

4. 教員養成・免許制度の現状と課題

「大学における教員養成」と「開放制の教員養成」の原則により、質の高い教員が養成され、我が国の学校教育の普及・充実や社会の発展に大きな貢献をしてきたが、現在、大学の教職課程については、様々な課題が指摘されている。

教員免許制度についても、教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に乖離が生じてきている。

- 我が国の教員養成は、戦前、師範学校や高等師範学校等の教員養成を目的とする専門の学校で行うことを基本としていたが、戦後、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的として、教員養成の教育は大学で行うこととした（「大学における教員養成」の原則）。また、国・公・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとした（「開放制の教員養成」の原則）。
- これらの原則は、質の高い教員の養成や、戦後の我が国の学校教育の普及・充実、社会の発展等に大きな貢献をしてきたが、戦後、半世紀以上を経た現在、大学の教員養成のための課程（以下「教職課程」という。）については、たとえば、特に以下のような課題が指摘されている。
 - i) 平成11年の教養審第三次答申において、各大学が養成しようとする教員像を明確に持つことが必要であるとされながら、現状では、教員養成に対する明確な理念（養成する教員像）の追求・確立がなされていない大学があるなど、教職課程の履修を通じて、学生に身に付けさせるべき最小限必要な資質能力についての理解が必ずしも十分ではないこと
 - ii) 教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものであるという認識が、必ずしも大学の教員の間にも共有されていないため、実際の科目の設定に当たり、免許法に定める「教科に関する科目」や「教職に関する科目」の趣旨が十分理解されておらず、講義概要の作成が十分でなかったり、科目間の内容の整合性・連続性が図られていないなど、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、必ずしも十分整備されていないこと
 - iii) 大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く、学校現場が抱える課題に必ずしも十分対応していないこと。また、指導方法が講義中心で、演習や実験、実習等が十分ではないほか、教職経験者が授業に当たっている例も少ないなど、実践的指導力の育成が必ずしも十分でないこと。特に修士課程に、これらの課題が見られること
- また、教員免許制度についても、これまで免許状の種類の見直しや「教職に関する科目」の充実など、逐次、改善・充実が図られてきたところである。しかしながら、平成16年10月の文部科学大臣からの諮問の際の説明でも指摘されたように、教員免許状が教員として最小限必要な資質能力を保証するものとして評価されていないことや、専修免許状の取得が学校現場

で必ずしも十分評価されていないこと等、様々な制度的課題が生じてきている。

特に近年、学校教育をめぐっては、Ⅱ．３において述べるように、これまでの専門的知識・技能だけでは対応できない本質的な変化が恒常的に生じており、教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に、乖離が生じてきている。

5. 教員養成・免許制度の改革の方向

「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則は、今後とも、尊重する必要があるが、今日的課題等に適切に対応するためには、いま一度これらの原則の理念を明確にするとともに、現在を我が国の教員養成の大きな転換期と捉え、必要な改革を果敢に進めていくことが重要である。

その上で、教員養成・免許制度については、以下の2つの方向で改革を進めることが適当である。

①大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものへ

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものへ

- 戦後の我が国の教員養成の歴史を振り返ると、「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則は、今後とも、尊重する必要があるが、教員養成が抱える今日的課題等に適切に対応するためには、いま一度これらの原則の理念を明確にするとともに、現在を我が国の教員養成の大きな転換期と捉え、必要な改革を果敢に進めていくことが重要である。
- 現行の制度は、幅広い分野から人材を求めることにより、教員組織を多様なものとし、活性化することが期待できるという意味で、教員の資質能力の向上に積極的な意義を有するものである。一方、教員は、本来的に高度な専門的職業として、十分な専門的知識・技能を備え、子どもたちの発達段階に応じ、適切な指導をしていかなければならないものである。このように、「開放制の教員養成」の原則とともに、教員としての専門性の確立・向上を図ることが重要であり、「開放制の教員養成」の原則を尊重することは、安易に教員養成の場を拡充したり、希望すれば誰もが教員免許状を容易に取得できるという開放制に対する誤った認識を是認するものではないことを、まず再認識する必要がある。
- このような基本的認識を踏まえ、前述のような課題に対応し、教員に対する揺るぎない信頼を確立するためには、教員養成・免許制度について、以下のような2つの方向で、改革を進めることが適当である。

① 大学の教職課程を、「教員として最小限必要な資質能力」（注1）を確実に身に付けさせるものに改革する

- ・ 我が国の教員養成システムが大学の教員養成の機能に期待して制度が構築されていることに鑑みれば、教職課程の認定を受けている大学（以下「課程認定大学」という。）は教員養成を自らの主要な任務として強く自覚する必要がある、教員として必要な資質能力を身に付けた学生を送り出すべく、質の高い教育活動を行うことは、課程認定大学としての当然の責

務である。また、近年、大学教育において、教員養成のような中・長期的視点に立つ教育活動が軽視されることが懸念されている。このため、課程認定大学は、大学教育における教員養成の重要性を改めて認識し、教職課程の改善・充実等に積極的に取り組むことが必要である。

- ・ 具体的には、各課程認定大学は自らが養成する教員像を明確に示し、その実現に向けて、体系的・計画的にカリキュラムを編成するとともに、必要な組織編成を行うなど、大学全体として組織的な指導体制を確立することが重要である。また、教職課程の履修を通じて、学生が教職への理解を深め、教職に就くことに対する確固たる信念を持つことができるようにするとともに、専門的な知識・技能を自己の中で統合し、教員として必要な資質能力の全体を確実に形成することができるよう、教職課程における教育内容や指導の充実を図ることが必要である。一方、教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実等、教職課程の質の維持・向上を図るための方策を講ずることも必要である。
- ・ さらに、教職課程改善のモデルとして、大学院において高度専門職業人としての教員の養成に特化した枠組みを制度化することが必要である。近年、我が国では、社会の様々な分野において、専門的職業能力を備えた人材が求められるようになってきている。専門的職業の一つである教員についても、社会構造の急激な変化や学校教育が抱える課題の複雑・多様化等に対応し得る、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある人材が求められている。このため、学部段階の教職課程において養成される基礎的・基本的な資質能力を基盤として、専門職大学院制度の中に教員養成の専門職大学院として必要な枠組みを整備することにより、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図ることが必要である。

② 教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものに改革する

- ・ 教員免許状は、学校教育法で規定される初等中等教育段階の学校における、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度である。このような性格に鑑みれば、教員免許状の保有者が、一定水準以上の資質能力を身に付けていることを、社会に対して明らかにし、公証していくことは、公教育の円滑な実施を図る観点から、教員免許状に本来的に求められる役割である。
他方、教職課程の認定の際には厳正な審査を行っているものの、近年、教員として必要な資質能力を責任を持って育成しているとは必ずしも言いがたい教職課程が増加しており、教員免許状がいわば「希望すれば、容易に取得できる資格」とみなされ、社会的に評価が低下してきていることは否定できない。
このような状況を抜本的に改善するためには、教員免許状について、授与の段階から、その後の教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものとなるように制度的な整備を図ることが必要である。
- ・ 具体的には、教職課程の履修を通じて、教員として必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、新たな科目を設けるなどにより、その修了段階において、身に付けた資質能力を明示的に確認することが必要である。

また、教員免許状の取得後も、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々で求められる教員として最小限必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新（リニューアル）とその確認を行うことが必要であり、このための方策を講ずる必要がある。

- ・ なお、近年、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用や、いわゆる民間人校長の登用が行われているが、これらの制度は、学校教育の活性化等を図る観点から、「大学における教員養成」の原則や、いわゆる相当免許主義（初等中等教育段階の学校の教員は、学校種や担当教科に応じた相当の免許状を有しなければならないとするもの）の例外として講じられている措置である。国・公・私立学校を通じて、およそすべての初等中等教育段階の学校において、一定水準以上の教育を保障するためには、大学において、教職に就くための専門教育を受けた人材が教育活動に当たることが原則であり、多様な人材の登用も、このような基盤があってはじめて成果を生むものである。このような意味で、今後とも、教員免許制度の基本は堅持することが必要である。

○ 一方、以上のような方向で改革を進めるに当たっては、次のような点に留意しつつ、具体的な改革方策を講ずることが必要である。

- i) 教員に質の高い人材を迎え入れるためには、教職や学校が魅力ある職業、職場であることが不可欠であり、教員や教員志願者の意欲を高め、励ますような方向で改革を進める必要があること
- ii) 教員の地位や処遇が引き続き安定したものであるようにするとともに、優れた教員が適切に評価され、処遇されるよう、教員の評価や処遇等の在り方について検討する必要があること
- iii) 教員の多忙感を軽減し、本来の職務に専念できるよう、学校の事務・業務の見直しや、国・都道府県・市町村が行う調査等の精選、事務処理体制の整備を進めるとともに、教員の精神面を支えるための相談体制を整備するなどの環境整備に努める必要があること
- iv) 子どもの学ぶ意欲や学力・気力・体力の低下、いじめや不登校、校内暴力等の問題の深刻な状況等、学校教育における複雑・多様化する課題及びLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援といった新たな課題に、学校全体として組織的に対応するための体制整備を進める必要があること

（注1） 「教員として最小限必要な資質能力」とは、平成9年の教養審第一次答申において示されているように、「養成段階で修得すべき最小限必要な資質能力」を意味するものである。より具体的に言えば、「教職課程の個々の科目の履修により修得した専門的な知識・技能を基に、教員としての使命感や責任感、教育的愛情等を持って、学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力」をいう。

Ⅱ. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

1. 教職課程の質的水準の向上

(1) 基本的な考え方

－大学における組織的指導体制の整備－

大学の学部段階の教職課程が、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるためには、何よりも大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組が重要である。

今後は、課程認定大学のすべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念等に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要である。

- 大学の学部段階の教職課程が、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるためには、何よりも大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組が重要である。教職課程の教育内容・方法等については、平成9年の教養審第一次答申や平成11年の教養審第三次答申において、様々な改善・充実方策を提言している。課程認定大学においては、これらの答申をいま一度真摯に受け止め、学内に周知するとともに、学長・学部長等がリーダーシップを持って、カリキュラム編成や教授法の改善・向上、成績評価の厳格化、現職教員を含む教職経験者の大学教員としての積極的活用等に取り組むことが必要である。
- 教員養成については、これまで、課程認定大学の一部の担当教員のみが教員養成に携わり、特に教科に関する科目の担当教員の教員養成に対する意識が低いなど、全学的な指導体制の構築という点で、課題が少なくなかった。今後は、すべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要である。
このような基本的認識に立ち、(2)以下では、大学の学部段階の教職課程の改善・充実を図るための5つの方策(教職実践演習(仮称)の新設・必修化、教育実習の改善・充実、「教職指導」の充実、教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化、教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実)について提言する。
- なお、教職課程の科目や教育内容については、平成9年の教養審第一次答申を踏まえ、平成10年に教育職員免許法を改正し、所要の改善・充実を図ったところである。
今後、この改正の効果・影響・課題等を検証するとともに、教員に今後特に求められる資質能力や、初等中等教育における教育内容の改善の動向等にも留意しつつ、その見直しを検討することが必要である。
- また、課程認定大学において、質の高い教員養成教育が行われるようにする上で、教職課程に関するモデルカリキュラムの開発研究は、大きな意義を有するものである。
このため、教職実践演習(仮称)の新設をはじめとする今回の改革を契機として、引き続き、

課程認定大学等関係者を中心にして、モデルカリキュラムの開発研究を行うとともに、国においても、教育内容・方法の開発研究や、実践性の高い優れた取組の支援を行うことが必要である。

- その際には、現在、教員には、これまで以上に広く豊かな教養が求められていることを踏まえ、体験活動やボランティア活動、インターンシップ等の充実や、自然科学や人文科学、社会科学等の高度な教養教育の実施、子どもが生きる地域社会の実態を把握する力や、教材解釈力の育成等に留意することが必要である。

(2) 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化

－教員として必要な資質能力の最終的な形成と確認－

今後、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定することが適当である。

教職実践演習（仮称）には、教員として求められる4つの事項（①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項②社会性や対人関係能力に関する事項③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項④教科・保育内容等の指導力に関する事項）を含めることとすることが適当である。

授業方法については、役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当である。

指導教員については、教科に関する科目と教職に関する科目の担当教員が、共同して、科目の実施に責任を持つ体制を構築することが重要である。

履修時期については、すべての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）に設定することが適当である。

最低修得単位数については、2単位程度とすることが適当である。科目区分については、現行の科目区分とは異なる新たな科目区分（たとえば、教職総合実践に関する科目）を設けることが適当である。

- 今後、課程認定大学においては、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認することが必要である。

- 具体的方策としては、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定し、その履修により確認することが適当である。

教職実践演習（仮称）は、教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。

- 教職実践演習（仮称）の履修を通じて、教員として必要な資質能力の確実な確認が行われるようにするためには、教職課程の他の科目と同様、この科目に含めることが必要な事項を、法令上、明確にすることが必要である。当該科目の目的等を考慮すると、具体的には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることとすることが適当である。
 - ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
 - ②社会性や対人関係能力に関する事項
 - ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
 - ④教科・保育内容等の指導力に関する事項
- これらの項目を授業科目の中でどのように構成し、実施するかは、基本的に各大学の判断に委ねられるものであるが、教職実践演習（仮称）の趣旨を考慮すれば、授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに、学校現場の視点を取り入れながら、その内容を組み立てることが重要である。具体的な授業内容例や到達目標等を例示するとすれば、別添1のようなものが考えられる。
- 授業方法については、講義だけでなく、たとえば教室での役割演技（ロールプレイング）やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当である。
- 指導教員については、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が、学生の情報を共有するとともに、適切な役割分担と緊密な連携の下に、授業計画の作成や授業の実施、学生の指導や評価に当たるなど、両者が共同して、科目の実施に責任を持つ体制を構築することが重要である。その際、特に教科に関する科目の担当教員の積極的な参画が求められる。また、教職経験者を指導教員に含め、授業計画の作成や学生に対する指導、評価等の面で、学校現場の視点が適切に反映されるよう留意する必要がある。
- 教職実践演習（仮称）の円滑かつ効果的な履修を行うためには、課程認定大学においては、（5）で述べる教員養成カリキュラム委員会等において、入学直後からの学生の教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえて、指導に当たる必要がある。
- 指導に当たっては、個々の学生の課題や不足している知識や技能等を補うために、学校や教育委員会との連携・協力により、学生の状況等に応じて、個別に補完的な指導を行うことも考慮する必要がある。
- 成績評価については、たとえば複数の教員が多面的な角度から評価を行い、その一致により単位認定を行うことや、教職経験者が評価に加わること等、学校現場の視点も加味した、適切な評価が行われるよう工夫する必要がある。
- 教職実践演習（仮称）の趣旨や授業内容例等を考慮すると、履修時期については、教科に関する科目及び教職に関する科目のすべてを履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）に設定することが適当である。

- 教職実践演習（仮称）の趣旨や授業内容例等を考慮すると、最低修得単位数については、2単位数程度とすることが適当である。その場合、教員免許状の取得に必要な総単位数については、初等中等教育における教育内容の改善の動向や、教職課程における他の科目の取扱い、課程認定大学や学生の負担等を総合的に考慮しつつ、今後、検討することが必要である。
- 教職実践演習（仮称）の科目区分については、この科目の性格が、教科に関する科目と教職に関する科目の双方の目的・内容等を基盤とするものであることから、現行の科目区分とは異なる新たな科目区分（たとえば、教職総合実践に関する科目）を設けることが適当である。その場合、教職に関する科目に属する他の科目（たとえば、教育実習等）についても、あわせて科目区分を見直すことが適当である。

（3）教育実習の改善・充実

－大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成－

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

- 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。
また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。
- （2）で述べた教職実践演習（仮称）を新設することとする場合、教育実習と当該科目との関係を整理することが必要である。この点については、両者は趣旨・目的が異なるものの、将来教員になる上で、何が課題であるのかを自覚する機会として共通性があることや、履修時期が近接していること等から、内容や指導の面での関連性や連続性に留意にして、実施すること

が適当である。具体的には、教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習（仮称）で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当である。

- 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、たとえば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。
- 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同で行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。
- 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。
- 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。
- 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。
また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。
一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めること

が必要である。

教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。

- 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（たとえば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

(4) 「教職指導」の充実

－教職課程全体を通じたきめ細かい指導・助言・援助－

学生が主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、今後は、どの大学においても、教職指導の充実に努めることが必要である。法令上も、教職指導の実施を明確にすることが適当である。

学生が教職課程の履修を円滑に行うことができるよう、入学時のガイダンスを工夫するとともに、履修期間中のアドバイス機能を充実することが必要である。

同学年や異学年の関わりを通して相互に学習し合う集団学習の機会を充実するとともに、インターンシップや、子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要である。

- 教職指導は、学生が教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて、課程認定大学が継続的・計画的に行う指導・助言・援助の総体、即ち教科と教職の有機的統合や、理論と実践の融合に向けての組織的な取組である。
- これまで、教職指導については、課程認定大学により取組に大きな差があったが、今後は、どの大学においても、学生の適性や履修履歴等に応じて、きめ細かい指導・助言・援助が行われるよう、教職指導の充実に努めることが必要である。このため、法令上も、教職課程全体を通じた教職指導の実施を明確にすることにより、各大学における積極的かつ計画的な取組を推進することが適当である。
- 学生が教職に対する理解を深め、自らの適性を考察するとともに、その後の教職課程の履修を円滑に行うことができるようにするため、課程認定大学においては、入学時のガイダンスの際に、学生に対して、各大学が養成する教員像や教職課程の到達目標等を十分理解させるとともに、それを踏まえて履修計画を策定することができるよう、教職課程に関連する科目群を体系的に示すなどの工夫を行うことが必要である。

- また、学生が履修計画を策定するに当たっての支援・相談体制の充実を図るとともに、定期的に履修計画の実行状況を確認し、必要に応じて指導・助言・援助を行うなど、履修期間中のアドバイス機能を充実することが必要である。
- 学生が、様々な角度から自己の特性や課題を自覚し、問題意識を持って主体的に教職課程の学習に取り組むことができるよう、同学年や異学年の関わりを通して相互に学習し合う集団学習の機会（たとえば、合宿研修、実地調査、学習会等）を充実することが必要である。
- また、インターンシップなど学校現場を体験する機会や、学校外における子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要である。その場合、これらの活動の機会が、教職課程の全体を通じて、学生の学習状況や成長に応じて効果的に提供されるよう、留意することが必要である。特に、これらの活動が、単なる体験活動に終始しないよう、学生自身による体験活動記録の作成や、それを基にした討論を行うなど、省察的な活動を通して、質の高い学習が行われるよう工夫する必要がある。
- 教職指導の具体的な内容、方法等については、これらの方向を基本としつつ、今後、課程認定大学等関係者を中心にして、教職指導のモデル例の検討が行われることが望まれる。

(5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化

教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。また、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。

- 教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、課程認定大学においては、平成9年の教養審第一次答申等で提言された教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。
 教員養成カリキュラム委員会については、今後は、教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習（仮称）の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程を責任を持って運営していく上での中心的な役割を担う機関として、その機能の充実・強化を図ることが必要である。
- このため、各大学の判断により、全学的に教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員の参画を得て運営することや、教育委員会との人事交流により教職経験者を配置すること、あるいは委員会の活動を支える事務組織の充実を図ることなどの工夫により、その機能の充実・強化を図ることについて検討する必要がある。
 また、委員会の名称の在り方（たとえば、教職課程運営本部等）についても、各大学において適切に検討することが必要である。

- 課程認定大学の教職課程が常に学校現場のニーズに対応したものであり続けるためには、教員養成カリキュラム委員会が窓口となり、学校現場や教育委員会からの教職課程に対する要望を聞き、それを学部等における教育に反映するなど、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。

(6) 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

大学の教職課程について、専門的な見地から事後評価を行い、問題が認められた場合には、是正勧告や認定の取消し等の措置を可能とするような仕組みを整備することが必要である。

教職課程における教育水準の向上を図るため、引き続き、各大学における自己点検・評価やその結果に対する学外者による検証を促進していくことが必要である。

教職課程の認定に係る審査について、教員養成に対する理念や教職課程の設置の趣旨等を審査対象とするなど、その充実を図ることが必要である。

認定後の教職課程について、実地視察の一層の充実や課程認定委員会の体制整備を図ることが必要である。

- 今後は、課程認定大学の教職課程が法令や審査基準に照らして適切に運営されているかどうかを、事後的・定期的にチェックし、必要な改善等を促す仕組みを整備することが重要である。具体的には、課程認定大学に対して、教育課程の内容や教員組織等に関する定期的な報告を課し、これに基づき、専門的な見地から事後評価を行い、その結果、問題が認められた場合には、是正勧告を行うとともに、改善が見られない場合には、最終的に教職課程の認定の取消し等の措置を可能とするような仕組みを整備することが必要である。
- 教職課程における教育水準の向上を図るため、引き続き、各大学における自己点検・評価や、その結果に対する学外者による検証を促進していくことが必要である。特に、保護者や学校現場、地域、教育行政など、養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）の視点に立つことが求められる課程認定大学としては、卒業者を採用している教育委員会や学校の意見を積極的に聞くことができる体制を構築すること等により、評価の客観性・実効性を高めることが重要である。
- 教職課程の質の維持・向上を促すため、教職課程の認定に係る審査について、充実を図ることが必要である。具体的には、今後は、大学の教員養成に対する理念や教職課程の設置の趣旨、責任ある指導体制等を審査対象とすることが適当である。また、教職に関する科目に含めることが必要な事項が、網羅的・体系的に含まれているかどうかを確認するため、たとえば、講義概要の提出を課すなどの改善を図ることが適当である。
- 認定後の教職課程の質の維持・向上を図る上で、現在、教員養成部会の下に置かれる課程認定委員会により行われている実地視察は、大きな意義を有している。このため、今後、その一層の充実や同委員会の体制整備を図ることが必要である。

教職実践演習（仮称）について

1. 科目の趣旨・ねらい

- 教職実践演習（仮称）は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。
- このような科目の趣旨を踏まえ、本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。
 - ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
 - ②社会性や対人関係能力に関する事項
 - ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
 - ④教科・保育内容等の指導力に関する事項
- また、本科目の企画、立案、実施に当たっては、常に学校現場や教育委員会との緊密な連携・協力を留意することが必要である。

2. 授業内容例

- 上述のような本科目の趣旨を考慮すれば、授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに、学校現場の視点を取り入れながら、その内容を組み立てていくことが重要である。具体的には、以下のような授業内容例が考えられる。

| 授業内容例 | 含めることが必要な事項との関連 |
|---|-----------------|
| ○ 様々な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）や事例研究のほか、現職教員との意見交換等を通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務等を理解しているか確認する。 | 主として①に関連 |
| ○ 学校において、校外学習時の安全管理や、休み時間や放課後の補充指導、遊びなど、子どもと直接関わり合う活動の体験を通じて、子ども理解の重要性や、教員が担う責任の重さを理解しているか確認する。 | 主として①、③に関連 |

| | |
|---|------------|
| ○ 役割演技（ロールプレイング）や事例研究、学校における現地調査（フィールドワーク）等を通じて、社会人としての基本（挨拶、言葉遣いなど）が身に付いているか、また、教員組織における自己の役割や、他の教職員と協力した校務運営の重要性を理解しているか確認する。 | 主として②に関連 |
| ○ 関連施設・関連機関（社会福祉施設、医療機関等）における実務実習や現地調査（フィールドワーク）等を通じて、社会人としての基本（挨拶や言葉遣いなど）が身に付いているか、また、保護者や地域との連携・協力の重要性を理解しているか確認する。 | 主として②に関連 |
| ○ 教育実習等の経験を基に、学級経営案を作成し、実際の事例との比較等を通じて、学級担任の役割や実務、他の教職員との協力の在り方等を修得しているか確認する。 | 主として②、③に関連 |
| ○ いじめや不登校、特別支援教育等、今日的な教育課題に関しての役割演技（ロールプレイング）や事例研究、実地視察等を通じて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応を修得しているか確認する。 | 主として③に関連 |
| ○ 役割演技（ロールプレイング）や事例研究等を通じて、個々の子どもの特性や状況を把握し、子どもを一つの学級集団としてまとめていく手法を身に付けているか確認する。 | 主として③に関連 |
| ○ 模擬授業の実施を通じて、教員としての表現力や授業力、子どもの反応を活かした授業づくり、皆で協力して取り組む姿勢を育む指導法等を身に付けているか確認する。 | 主として④に関連 |
| ○ 教科書にある題材や単元等に応じた教材研究の実施や、教材・教具、学習形態、指導と評価等を工夫した学習指導案の作成を通じて、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けているか確認する。 | 主として④に関連 |

（注）授業内容例は、どのような授業を行えば、学生が教員として最小限必要な資質能力の全体を修得しているか（理解しているか、身に付いているか）確認できるかを例示したものである。

課程認定大学においては、本科目の中で、上述の授業内容例を必ずしもすべて行う必要はなく、科目に含めることが必要な事項①～④が全体として確認できるよう、適宜、組み合わせることで授業を編成することが望ましい。

3. 到達目標及び目標到達の確認指標例

| 含めることが必要な事項 | 到達目標目標 | 到達の確認指標例 |
|-------------|--------|----------|
|-------------|--------|----------|

| | | |
|------------------------------|---|---|
| <p>①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。 ○ 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。 ○ 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持って、指導に当たることができるか。 ○ 教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。 ○ 自己の課題を認識し、その解決に向けて、自己研鑽に励むなど、常に学び続けようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動を組み立てることができるか。 |
| <p>②社会性や対人関係能力に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。 ○ 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 挨拶や服装、言葉遣い、他の教職員への対応、保護者に対する接し方など、社会人としての基本が身についているか。 ○ 他の教職員の意見やアドバイスを耳を傾けるとともに、理解や協力を得ながら、自らの職務を遂行することができるか。 ○ 学校組織の一員として、独善的にならず、協調性や柔軟性を持って、校務の運営に当たることができるか。 ○ 保護者や地域の関係者の意見・要望に耳を傾けるとともに、連携・協力しながら、課題に対処することができるか。 |
| <p>③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。 ○ 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことがで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができるか。 ○ 子どもの声を真摯に受け止め、子どもの健康状態や性格、生育歴等を理解し、公平かつ受 |

| | | |
|---------------------|--|--|
| | <p>きる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行うことができる。 | <p>容的な態度で接することができるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会状況や時代の変化に伴い生じる新たな課題や子どもの変化を、進んで捉えようとする姿勢を持っているか。 ○ 子どもの特性や心身の状況を把握した上で学級経営案を作成し、それに基づく学級づくりをしようとする姿勢を持っているか。 |
| ④教科・保育内容等の指導力に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項（教科等の知識や技能など）を身に付けている。 ○ 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。 ○ 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら主体的に教材研究を行うとともに、それを活かした学習指導案を作成することができるか。 ○ 教科書の内容を十分理解し、教科書を介して分かりやすく学習を組み立てるとともに、子どもからの質問に的確に応えることができるか。 ○ 板書や発問、的確な話し方など基本的な授業技術を身に付けるとともに、子どもの反応を生かしながら、集中力を保った授業を行うことができるか。 ○ 基礎的な知識や技能について反復して教えたり、板書や資料の提示を分かりやすくするなど、基礎学力の定着を図る指導法を工夫することができるか。 |

(注1) 到達目標は、学生が具体的にどの程度のレベルまで修得している（身に付いている）ことが必要であるかを示した基本的・共通的な指標である。したがって課程認定大学の判断により、これらの到達目標に加えて別の目標も設定することは可能である。

(注2) 確認指標例は、どのような観点に基づけば、到達目標に達しているかどうか確認できるかを例示したものである。課程認定大学においては、到達目標との関連を考慮して、適宜、確認指標例を組み合わせたり、あるいは別の確認指標例を付加して確認を行うことが望ましい。

4. 授業方法等

- 2. に示すような内容の授業を効果的に展開するためには、授業方法の面でも、課程認定大学が有する知見を結集して、理論と実践の有機的な統合が図られるような新たな授業方法を積極的に開発・工夫することが重要である。具体的には、授業内容に応じて、たとえば教室での役割演技（ロールプレイング）やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることなどが考えられる。
(想定される主な授業形式)
 - ・「役割演技（ロールプレイング）」
ある特定の教育テーマ（たとえば、いじめ、不登校等）に関する場面設定を行い、各学生に様々な役割（たとえば、生徒役、教員役、保護者役等）を割り当てて、指導教員による実技指導も入れながら、演技を行わせる。
 - ・「事例研究」
ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生同士でのグループ討議や意見交換、研究発表などを行わせる。
 - ・「現地調査（フィールドワーク）」
ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生が学校現場等に出向き、実地で調査活動や情報の収集を行う。
- 学生に自己の課題を自覚させ、主体的にその解決に取り組むことを促すため、本科目の履修に当たっては、役割演技（ロールプレイング）や事例研究、指導案の作成等の成果を省察する観点から、単に映像記録等を残したり、感想文を書かせるだけではなく、たとえば学生に実践記録を作成させる等の工夫が求められる。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模（授業内容、方法等にもよるが、おおむね20名程度）とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮することが望ましい。
受講者数が増える場合には、大学の実情に応じて、ティーチングアシスタント（TA）等を活用するなど、授業形態の工夫を図る必要がある。

5. 教職実践演習について

○教職実践演習の実施に当たっての留意事項

平成20年10月24日
課程認定委員会決定

1. 教員組織

- 当該科目の実施に当たっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

2. 履修時期

- 履修時期は、原則として、4年次（短期大学の場合には2年次）の後期に実施すること。

3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とすること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

○教職実践演習担当教員に必要とされる業績等について

1. 基本的な考え方

教職実践演習は教職に関する科目であることから、その担当教員に求められる業績等については、これまで教職に関する科目に求められてきた業績等と基本的には同様とする。

2. 教員審査の省略

教職に関する科目の専任教員、兼任教員又は兼任教員として課程認定審査を受け、認定を受けている場合には、教員審査を省略するものとする。

※ ただし、「総合演習」については、扱うテーマに対応した業績等を求めており、その他の教職に関する科目と求められる業績等が異なることから、「総合演習」のみを担当していた兼任教員又は兼任教員については、教員審査を省略しないこととする。

3. 教科に関する科目の担当教員について

教科に関する科目の担当教員が教職実践演習の一部を担当する場合、教科の指導力に関する事項等その専門に応じた分野を担当しているのであれば、教科に関する科目に関連する業績等を有していればよいこととする（ただし、教職に関する科目の担当教員が中心となり授業を運営することが原則。）。

4. その他（一般的な事項）

授業において担当する内容に関連する著書、学術論文その他活字として発表されている研究業績を有していること（大学教員として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ 教育現場での教育実践を行ってきた者等で学術論文等が無い場合には、紀要、報告書、教育関係雑誌等における研究成果の発表等、活字として発表されている客観的な業績を有していること（実践経験を理論として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ なお、ゲストスピーカー等であって授業の評価を行わない者については、教員審査の対象とはしないこととする。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

※ 養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（養護教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の養護に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 児童生徒等の現代的な健康課題についての討議
- 学校保健計画案・保健室経営計画案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、保健室経営についてのグループ討論
- 健康相談活動の指導力についての講義・グループ討論
- 学校内外の関係者のコーディネートについてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や食に関する課題についての講義・グループ討論
- 学校現場（共同調理場を含む。）の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解についてのグループ討論
- 学校給食管理についての講義・グループ討論
- 食に関する指導力についての講義・グループ討論
- 校内の教職員や家庭、地域との連携のためのコーディネートについてのグループ討論
- 模擬授業
- 資質能力の確認、まとめ

補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

6. 履修カルテについて

○履修カルテの例

○○○○大学教職課程 履修カルテ① <教職関連科目の履修状況>

学籍番号・所属・氏名 等

1. 教職関連科目の履修状況

| 区分 | 授業科目名 | 単位 | 修得年度 | 教員名 | 評価 | 履修者の具体的な傾向・特徴 |
|-----------|--------|----|------|-------|----|--|
| (※各大学で分類) | 国語科指導法 | 2 | H23 | 〇〇 〇〇 | | 小学校国語科に関する基礎的な知識・技能は身につけているが、教材の開発・作成能力については不十分な部分が見られる。 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2. 教職に関する学外実習・ポランティア経験等の状況

| |
|--|
| |
|--|

〇〇〇〇〇〇大学教職課程 履修カルテ② <自己評価シート>

<〇〇専修・コース> ※教員免許取得のためのコース毎に作成

(1)必要な資質能力についての自己評価

| 項目 | 項目 | 指標 | 必要な資質能力の指標 | | | | 自己評価 | | | |
|--------------------|--------------------|---|--|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|
| | | | H18答申との対応 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | H18答申との対応 | 2年次 | 3年次 | 4年次 |
| 学校教育についての理解 | 教職の意義 | 教職の意義や教員の役割、職務内容を、子どもに対する責務を理解していますか。 | 使命感や責任感、教育的愛情 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 教育の理念・教育史・思想の理解 | 教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。 | 使命感や責任感、教育的愛情 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 学校教育の社会的・制度的・経営的理解 | 学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。 | 使命感や責任感、教育的愛情 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 心理・発達論的な子ども理解 | 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 学習集団の形成 | 学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 子どもについての理解 | 子どもの状況に応じた対応 | いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | 他者との協力 | 他者意見の受容 | 他者の意見やアド・ハイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 保護者・地域との連携協力 | 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 共同授業実施 | 他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 他者との連携・協力 | 集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| 役割遂行 | | 集団において、率先して自らの役割を見つげたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| 発達段階に対応したコミュニケーション | | 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| コミュニケーション | | 子どもに対する態度 | 気遣いに子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 公平・受容的態度 | 子どもたちの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 社会人としての基本 | 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身に付いていますか。 | 社会性や対人関係能力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 社会科 | これまで履修した社会科教育分野の科目の内容について理解していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | 教科書・学習指導要領 | 教科書や中学校学習指導要領(社会編)の内容を理解していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 教育課程の構成に関する基礎理論・知識 | 教育課程の構成に関する基礎理論・知識を習得していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | | |
| | 教科・教育課程に関する基礎知識・技能 | 道徳教育・特別活動 | 道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 総合的な学習の時間 | 「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 情報機器の活用 | 情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |
| | | 学習指導法 | 学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | | |

| | | | | | | | |
|------|----------|---|---------------|-----------|-----------|-----------|--|
| 教育実践 | 教材分析能力 | 教材を分析することができますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 授業構想力 | 教材研究を生かした社会科の授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 教材開発力 | 教科書にある題材や單元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 授業展開力 | 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 表現技術 | 板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。 | 教科の指導力 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 学級経営力 | 学級経営案を作成することができますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 課題認識と探究心 | 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。 | 生徒理解や学級経営 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | 課題探求 | いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心をもち、自分なりに意見を持つことができているか。 | 使命感や責任感、教育的愛情 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | 1・2・3・4・5 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

○履修カルテの活用方法

(1) 履修カルテの作成【教員養成カリキュラム委員会】

教員養成カリキュラム委員会（教職課程の運営や教職指導を全学的に行う組織の仮称）等において、履修カルテを作成。

(2) 履修カルテの記入

① 教職関連科目の履修状況についての記入【大学又は学生】

教職関連科目についての履修状況を記入

…（例）履修カルテ①<教職関連科目の履修状況>

※ 履修状況の把握は、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生に記入を行わせることも考えられる。

この点の取扱い（大学側で記入するか、学生に記入させるか）については大学の判断で実施することとなる。

② 必要な資質能力に関する評価についての記入【担当教員及び学生】

各年度の終わり（教職実践演習実施年度には、教職実践演習開始の直前）に、以下の事項について記入。

・ 各学生が、必要な資質能力についての自己評価を記入

…（例）履修カルテ②<自己評価シート>

・ 担当教員が、各学生について、必要な資質能力が身につけているかについての評価を記入

…（例）履修カルテ①<教職関連科目の履修状況>の「履修者の具体的な傾向・特徴」欄

※ 教員評価については、

・ 各教職科目毎に科目の担当教員（非常勤講師も含む。）が評価を行うこと

・ 教職担当教員が、対象学生について総合的に評価を行うこと

等が考えられるが、どのような方法をとるかは大学の判断で実施することとなる。

なお、教職担当教員が、学生について総合的な評価を行う場合には、教職科目の成績等をもとに、以下のような観点から実施することが適当と考えられる。

<観点（例）>

○ 教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経營的理解等、学校教育に関する理解が身につけているか。

○ 子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等、子どもに関する理解が身につけているか。

○ 教科・教育課程に関する基礎知識・技能が身につけているか。

○ 自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなし、他者と協力して課題に取り組むことができるか。

○ 子どもや保護者に対応できるコミュニケーション能力が身につけているか。

○ 教材開発、授業の構想・展開等の実践的な能力が身につけているか。

など

(3) 履修カルテの管理【教員養成カリキュラム委員会】

履修カルテの管理は、教員養成カリキュラム委員会等で行う。

※ 履修カルテは、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生も教員評価等の

欄を参照できるようにすることも考えられる、具体的には、大学の判断で実施することとなる。

(4) 教職指導への活用【大学】

履修カルテを学生の教職指導に活用。

- ・ 必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施
- ・ クラス毎の指導計画の策定
など

(5) 教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】

- ・ 教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。
- ・ 教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。

7. 教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて

事 務 連 絡
平成22年3月23日

各国公立大学
教職課程担当者 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課

教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて

教職課程の運営及び質の向上については、平素よりご尽力いただきありがとうございます。

教職課程認定基準4－9等の規定において、教職科目を複数の教職課程に共通に開設（以下「共通開設」という。）することができる場合が定められており、当該規定によって認められる場合以外は、複数の教職課程にまたがる共通開設は認められないこととされています。

しかしながら、これまで、共通開設の考え方が必ずしも明確でなかったため、下記のとおり整理することとします。

教職課程における各科目が適切に開設されているかどうかの点検をお願いするとともに、開設されていない場合には必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

記

1. 共通開設の考え方

別紙1、2のとおり。

2. 講ずることが必要な措置

平成22年度以降に課程認定申請を行う予定のある大学については、申請する時期までに改善して課程認定申請を行うこと。

その他の大学については、改善の時期を示して報告を求めるものではないが、早急に改善を行うこと。なお、「教職課程認定申請の手引き」に記載している変更届の提出が必要な場合（「変更届出要領」）に該当しない場合には、当該事由のみの変更に関する報告等は要しない。

3. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までメールでご連絡下さい。

| |
|---|
| 本件担当：
文部科学省初等中等教育局教職員課免許係
電話：03-5253-4111（内線2451、2453）
E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp |
|---|

共通開設科目について

1. 教職科目の複数の学科等にまたがる共通開設科目について

教職課程認定基準 4－9 等で規定されている複数の学科等において教職科目を共通に開設する場合は、具体的には以下の場合のことをいうこととする。

① 教職に関する科目

学則又は履修規定等において、複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「全学共通科目」・「学部共通科目」等）を、課程の認定を受けている複数の学科等において、それぞれの教職に関する科目としてあてる場合（別紙 2 の青で囲った科目）

② 教科に関する科目

学則又は履修規定等において、一の学科等の授業科目として規定されている科目を、他の学科等における教科に関する科目としてあてる場合（別紙 2 の緑で囲った科目）

2. 上記の共通開設が認められる場合

- 1. ①にあつては、教職課程認定基準 4－9 に規定されている場合
- 1. ②にあつては、教職課程認定基準 4－3（2）、4－4（2）に規定されている場合
- 学則又は履修規定等において、複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「全学共通科目」・「学部共通科目」等）を、教科に関する科目としてあてる場合は、1. ②の科目と合わせて、教育職員免許法施行規則第 4 条表又は第 5 条表に定める科目の半数までとする。（別紙 2 の赤で囲った科目）

○科目開設の具体例

A大学の授業科目

※学則又は履修規定における位置づけ

全学共通科目

(一般教養的な科目)

a a a a a a

(教職に関する科目)

d d d d d d

B学科専門科目

b b b b b

C学科専門科目

c c c c c

教職課程の科目として
の位置付ける例

教科に関する科目

b b b

教職に関する科目

d d d

教科に関する科目

c c c a b

教職に関する科目

d d d

教科に関する科目について、自学科
の科目で全て開設する場合教科に関する科目について、自学科
の科目の他、他学科の科目及び全
学共通科目も使用して開設する場合

【補足】課程認定基準4-3(2)、4-4(2)及び4-9(1)の解釈について

- ① 課程認定基準4-3(2)及び4-4(2)に基づき、中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は、施行規則第4条(第5条)表に定める科目の半数までは、認定を受けようとする学科等以外の学科等において開設する授業科目(以下、他学科等開設授業科目という。)をあてることが可能となっている。
- ② 科目の半数とは、開設授業科目数の半数ではなく、施行規則に定める科目区分の半数であり、例えば、高等学校の理科の教職課程の場合、施行規則に定める科目区分は、図2にあるように5科目区分である。5科目の半数は2.5であるため、これを超えない科目区分数(2科目区分)までは、他学科等開設授業科目を含むことが可能という意味である。
- ③ さらに具体的に例示すると、図1のようにA大学が授業科目を開設しており、B学科で高等学校の理科の教職課程認定を受ける際に図2のように教育課程を編成した場合、B学科においては、5科目区分中、1科目区分について他学科等開設授業科目をあてていると考える。

図1

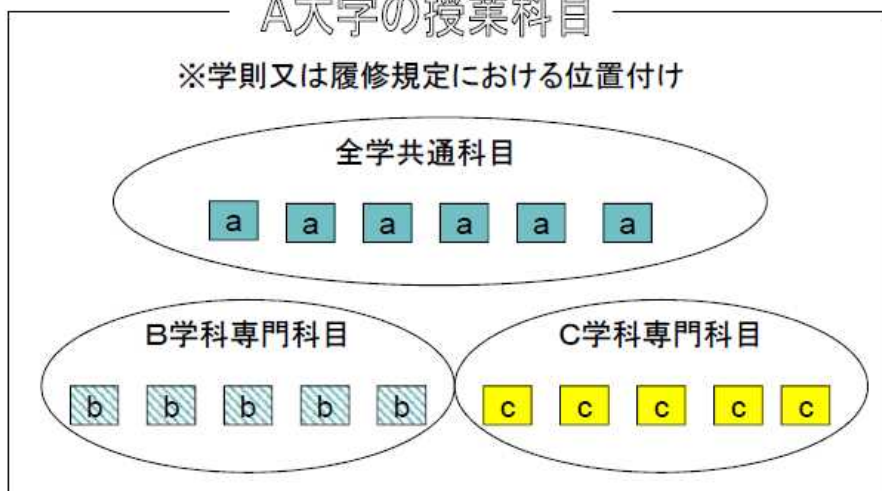


図2

○ B学科における教科に関する科目の開設例

| 施行規則に定める科目区分 | 授業科目 |
|--|---------|
| 物理学 | b b b b |
| 化学 | b b |
| 生物学 | b b |
| 地学 | a b |
| 「物理学実験(コンピュータを活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータを含む。)」 | b b b b |

- ④ また、課程認定基準4-9(1)において、課程認定基準4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の学科等において、「教科に関する科目」を開設することができると規定されている。

- ⑤ 考え方は②と同じであるが、具体的に例示すると、C学科で高等学校の理科の教職課程認定を受ける際に図3のように教育課程を編成した場合、C学科においては、5科目区分中1科目区分について他学科等開設授業科目をあてており、さらに1科目区分に共通開設科目をあてていると考える。

5科目の半数は2.5であり、既に合計2科目区分を自学科開設授業科目以外で満たしているため、その他の科目区分において、これ以上他学科等開設科目又は共通開設区分の授業科目をあてることができないことになる。

図3

○ C学科における教科に関する科目の開設例

| 施行規則に定める科目区分 | 授業科目 |
|--|---------|
| 物理学 | b b |
| 化学 | c c c |
| 生物学 | c c c c |
| 地学 | a a |
| 「物理学実験(コンピュータを活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータを含む。)」 | c c c c |

8. 小中免許状の併有を支援するための教職課程認定基準の改正について（抜粋）

（平成27年11月24日教員養成部会）

小中免許状の併有を支援するための教職課程認定基準の改正について

「これからの学校教育を担う教員の在り方について（平成26年11月6日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告）」において、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の併有を支援するため、「大学の教職課程の内容の見直しを検討する中で、例えば学校種別ごとに修得が求められている教職科目等の統合、小・中学校全体を俯瞰した児童生徒の発達の段階や教育問題に係る指導の充実などについても検討を進めていくことが重要である。」とされた。このことに対応するため、教職課程認定基準について、所要の改正を行う。

1. 小学校教諭及び中学校教諭の教職課程における「教職に関する科目」の授業科目の共通開設について（現状）

小学校教諭及び中学校教諭の教職課程を置く学科等について、現行の教職課程認定基準では、以下の各事項及び教育実習は授業科目の共通開設が認められていない。

| 各科目に含めることが必要な事項 | 共通開設可能な範囲 |
|--|--|
| ① 教育課程の意義及び編成の方法
② 教育の方法及び技術
③ 教育相談の理論及び方法 | <u>幼小</u> <u>共通開設可能</u>
<u>中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ④ 特別活動の指導法
⑤ 生徒指導の理論及び方法
⑥ 進路指導の理論及び方法 | <u>小</u> <u>単独開設</u>
<u>中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ⑦ 道徳の指導法 | <u>小</u> <u>単独開設</u>
<u>中</u> <u>単独開設</u> |

2. 小学校教諭及び中学校教諭の教職課程において授業科目を共通に開設できる範囲の拡大

前述の教員養成部会報告を踏まえ、以下のとおり小中間の共通開設を可能とすることが適当と考えられる。

| 各科目に含めることが必要な事項 | 共通開設可能な範囲 |
|--|---------------------------|
| ① 教育課程の意義及び編成の方法
② 教育の方法及び技術
③ 教育相談の理論及び方法 | <u>幼小中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ④ 特別活動の指導法
⑤ 生徒指導の理論及び方法
⑥ 進路指導の理論及び方法 | <u>小中高</u> <u>共通開設可能</u> |
| ⑦ 道徳の指導法 | <u>小中</u> <u>共通開設可能</u> |

小中間の共通開設可能な範囲

| 教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 改正案 | 現 行 |
|------------------------|--|-----|-----|
| 教職の意義等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 | ○ | ○ |
| 教育の基礎理論に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | ○ | ○ |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法 | ○ | × |
| | ・各教科の指導法 | × | × |
| | ・道徳の指導法 | ○ | × |
| | ・特別活動の指導法 | ○ | × |
| | ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | ○ | × |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・生徒指導の理論及び方法 | ○ | × |
| | ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | ○ | × |
| | ・進路指導の理論及び方法 | ○ | × |
| 教育実習 | | × | × |
| 教職実践演習 | | ○ | ○ |

3. 教職課程認定基準の一部改正について

上記2のとおり、教職課程認定基準「4－8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例」において、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程に共通に開設できる科目について、所要の改正を行う。

科目の共通開設が認められる場合
同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-8の基準)

| 免許種 | 教科(養護、栄養に係る教育)に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | ⑤教育(養護・栄養教育)実習 | ⑥教職実践演習 | |
|-----|----------------------|---------------------|---------|-------------------------------------|--------|----------|----------------|-----------|--|------|------|------|----------------|---------|---|
| | | ①教職の意義等
②教育の基礎理論 | | ③教育課程及び指導法(幼・小・中・高)／教育課程に関する科目(養・栄) | | | | | ④生徒指導、教育相談及び進路指導等(幼・小・中・高)／生徒指導及び教育相談に関する科目(養・栄) | | | | | | |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法 | 各教科の指導法 | 保育内容の指導法 | 道徳の指導法 | 特別活動の指導法 | 道徳及び特別活動に関する内容 | 教育の方法及び技術 | 生徒指導 | 教育相談 | 進路指導 | 幼児理解 | | | |
| 幼 | 同一の教科について | ○ | x | x | ○ ※1 | ○ ※2 | ○ ※3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中 | 同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○ | ○ | ○ | ○ ※1 | ○ ※2 | ○ ※3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養護 | x | ○ | ○ | ○ ※1 | ○ ※2 | ○ ※3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 栄養 | | | | | | | | | | | | | | | |

※1: ※3の養護教諭及び栄養教諭の「道徳及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※2: ※3の養護教諭及び栄養教諭の「道徳及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。

※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはその限りではない。
(文部科学省に事前に相談すること。)

※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。

※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。

科目の共通開設が認められる場合
同一学科等又は複数の学科等において共通に開設できる場合の特例(4-9の基準)

| 免許種 | 教科(養護・栄養に係る教育)に関する科目 | 教職に関する科目 | | | | | | | | | | | ⑤教育(養護・栄養教育)実習 | ⑥教職実践演習 |
|-----|----------------------|---------------------|-------------------------------------|----------|--|----------|----------------|-----------|----------------|------|------|------|----------------|---------|
| | | ①教職の意義等
②教育の基礎理論 | ③教育課程及び指導法(幼・小・中・高)／教育課程に関する科目(養・栄) | | ④生徒指導、教育相談及び進路指導等(幼・小・中・高)／生徒指導及び教育相談に関する科目(養・栄) | | | | 道徳及び特別活動に関する内容 | | 教育相談 | 生徒指導 | | |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法 | 各教科の指導法 | 保育内容の指導法 | 道徳の指導法 | 特別活動の指導法 | 道徳及び特別活動に関する内容 | 教育の方法及び技術 | 生徒指導 | 教育相談 | 進路指導 | 幼児理解 | | |
| 幼 | x | x | | x | | | | x | | x | | x | | x |
| 小 | x | x | | | x | x | | x | x | x | | | | x |
| 中 | 4-3(2)及び4-4(2)の場合○ | | 同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○ | | △ ※1 | ○ ※2 | | | | | | | | ○ |
| 高 | | | | | | | | | | | | | | |
| 養護 | x | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | x |
| 栄養 | x | | | | | | | | | | | | | x |

※1: ※3の養護教諭及び栄養教諭の「道徳及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば共通開設可。
 ※2: ※3の養護教諭及び栄養教諭の「道徳及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
 ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはその限りではない。
 (文部科学省に事前に相談すること)
 ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。
 ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。
 ※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。

9. 届出により設置される学科等にかかる教職課程認定審査の確認事項の改正について（抜粋）

（平成27年11月30日事務連絡）

1. 趣旨

学科等の設置にあたっては、大学の自主性・自立性を尊重し、大学の教育研究水準の維持向上を図るため、急速な社会の変化や学問の発展に的確に対応しつつ、大学等の主体的・機動的な教育や研究をより一層可能とする観点から、平成16年度以降、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについて、届出による設置が可能となっている。

現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、教員養成カリキュラムについて、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大きくくり化や大学の独自性が発揮されやすい制度とするための検討が進められる中、こうした状況を踏まえ、課程認定制度についても、育成しようとする教員像の在り方を明確にした上で自主的・主体的に組織を再編し、教員養成を含む教育課程の充実に取り組む大学を積極的に後押しするための運用を講じる必要があるため、必要な改正を行う。

2. 内容

教職課程認定審査の確認事項「1 教育上の基本組織関係（1）」において、学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合又は、学科等を有する大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の名称、設置者若しくは位置を変更する場合は、新たに課程認定を行うことを要しないこと。

ただし、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）など新たな審査要件が定められていることから、届出の要件として、「学位の種類及び分野の変更が伴わないもの」であって、その他の諸要件をすべて満たしていることとすること。

3. 適用

平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

学科の組織の変更に伴う教職課程認定の要否について

| 学科の学位・教育研究分野
変更内容 | 変更なし | | | 変更あり |
|----------------------|------------------|---------------------|---|------|
| | 学科の名称
入学定員の変更 | 大学の名称・設置者・
位置の変更 | 学科の統合、分離等の
組織の変更 | |
| 現行 | × | × | ○ | ○ |
| | (変更届は必要) | (変更届は必要) | | |
| 改正案 | × | × | △ | ○ |
| | (変更届は必要) | (変更届は必要) | (新旧学科の教職課程の
教育課程、履修方法及び
教員組織が概ね同一であり、
現行の教職課程認定基準を
原則として満たしている場合は、
変更届の提出で可能とする) | |
| (参考)
大学等の設置上の取扱い | 変更届 | 変更届 | 設置届 | 設置認可 |

※ 現行の教職課程認定基準等を原則として満たしている場合は、以下のような場合を想定している。

1. 科目構成及び内容が最新の法令及び教職課程認定基準等を満たすもの(免許状との相当関係を担保するため、免許状に関連する科目も原則として求める)。
2. 教員組織が教職課程認定基準等の必要専任教員数を満たすもの。

10. 小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて

20 初教職第 24 号
平成 21 年 1 月 14 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 中 核 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省初等中等教育局教職員課長
大 木 高 仁

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
高 橋 道 和

(印影印刷)

小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて（通知）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 5 号）により小学校の教育課程に外国語活動が導入されることとなるとともに、移行措置により平成 21 年度から先行して外国語活動を教育課程に加えることも可能となりました。これに伴い、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 34 号）により、教員免許に係る関係規定を整備したところです。

については、小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱い等に係る留意事項は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき適切な対応をお願いします。

記

1. 小学校教諭の教職課程における外国語活動の取扱い

- 小学校教諭の教職課程においては、外国語活動に関する指導法を「教職に関する科目」に準ずる科目として、「教科又は教職に関する科目」の中に位置づけた上で、開設することが望まれること。

2. 免許状更新講習における外国語活動の取扱い

- 免許状更新講習の開設に際しては、外国語活動に関する内容を積極的に取り扱うことが望まれること。

3. その他

- 小学校教諭の教職課程における外国語活動に関する指導や、免許状更新講習を行うにあたっては、別途示す予定の外国語活動の指導に係る資料も参考とされたいこと。
- 各都道府県・指定都市教育委員会の実施する小学校教諭の採用選考においても外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動の追加に対応した教員採用の実施に努めることを、平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について（通知）（平成20年12月24日付け初教職22号、教職員課長通知）において別途通知していること。
- 各都道府県、指定都市及び中核市教育委員会の実施する教員研修においては、研修計画が教員の経験に応じて実施する体系的なものとして樹立されるべきことに留意しつつ、外国語活動に係る内容を適切に扱うことが望まれること。また、「初任者研修目標・内容例」に、外国語活動に係る内容を含め別途示すことを検討していること。
- 文部科学省が実施する小学校教員資格認定試験において、外国語活動に係る内容を出題範囲に含めることを検討していること。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

山田、宮地（内線：2456）

電話：03-5253-4111（代表）

1 1. 発達障害の児童生徒等への支援について

17文科初第211号
平成17年4月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 殊 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
石 川 明

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長
素 川 富 司

(印影印刷)

発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）

「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）、「発達障害者支援法施行令」（平成17年政令第150号）及び「発達障害者支援法施行規則」（平成17年厚生労働省令第81号）の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」（平成17年4月1日付け文科初第16号・厚生労働省発障第0401008号）をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

第1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-89）」及び「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-98）」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症及びアスペルガー症候群（以下「LD等」という。）の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

2 発達障害の早期発見

市町村教育委員会は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意するとともに、発達障害の疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的又は心理的判断がなされるよう、また、就学後に適切な教育的支援を受けられるよう必要な措置をとること。

なお、その際には、関係部局や関係機関との緊密な連携の下、必要に応じ、専門家等の協力を得ること。

第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1 学校における発達障害のある幼児児童生徒への支援

(1) 文部科学省としては、平成19年度までを目途に、全ての小学校等の通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指し、各都道府県への委嘱事業を通じ、次のような取組を進めることとしていること。

また、平成17年度においては、幼稚園及び高等学校についても、一貫した支援体制の整備を推進するため、同様の取組を進めていること。

なお、教育委員会及び学校において支援体制を整備する際には、平成16年1月に文部科学省が作成した「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を参考にされたい。

① 教育委員会における専門家チームの設置及び巡回相談の実施

都道府県及び指定都市教育委員会において、LD等か否かの判断や望ましい教育的対応について、専門的な意見等を小学校等に提示する専門家チームを設置すること。また、小学校等を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談を実施すること。

② 小学校等における校内の体制整備

小学校等においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立するため、LD等の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置するとともに、関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口、校内委員会の推進役としてのコーディネーター的な役割を担う教員（以下「特別支援教育コーディネーター」という。）を指名し、これらを校務分掌に明確に位置付けること。

③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

- (2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

2 就労の支援

都道府県及び教育委員会は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じること。

3 発達障害のある児童生徒等の権利擁護

教育委員会及び学校においては、個人情報漏洩したり差別的な取り扱いがなされたりすることがないように発達障害のある児童生徒等の権利擁護に十分配慮して、適切な教育的支援、支援体制の整備等を行うとともに、保護者及び児童生徒等に対して、発達障害に関する理解を深めるため、必要な普及啓発を行うこと。

4 関係部局の連携

LD等の幼児児童生徒の支援体制の整備に当たっては、都道府県及び教育委員会においては、学校と地域の関係機関との連携協力による支援体制の整備を推進するため、広域又は地域の特別支援連携協議会の設置を通じ、医療、保健、福祉、労働等の関係部局とのネットワークを構築すること。

5 大学及び高等専門学校における教育上の配慮

発達障害のある学生に対し、障害の状態に応じて、たとえば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行うこと。

第3 発達障害に関する専門性の向上について

1 教員の専門性の向上

- (1) 大学における教員養成について、盲・聾・養護学校、小学校等並びに幼稚園及び高等学校の教員養成課程において、発達障害に関する内容も含めて取扱うこととするよう、その充実に努めること。

- (2) 各都道府県教育委員会においては、平成19年度までを目途に、すべての小学校等において特別支援教育コーディネーターの指名がなされるよう、研修を計画的に実施する必要があること。併せて、小学校等の教員に対して、発達障害に関する普及啓発を行うとともに、指導力の向上を図るための研修を実施すること。

その際、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、各都道府県において特別支援教育コーディネーター養成又はLD等の指導について指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を養成するための研修を実施していること、また、平成17年度からは、新たに各都道府県における自閉症の幼児児童生徒の教育に指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を対象に「自閉症教育推進指導者講習会」を実施することとしていることに留意されたい。

2 発達障害に関する調査研究

独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、発達障害に関する主な研究として、次に掲げる研究を実施しており、その成果をまとめているため、活用されたいこと。

- (1) 「小・中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15年度～17年度)

小・中学校に在籍するLD等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導内容や方法の在り方について研究を実施していること。その成果として「LD・ADHD・高

機能自閉症の子どもの指導ガイド」が平成 17 年 3 月に作成されたこと。

- (2) 「養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究」(平成 15 年度～17 年度)

知的障害養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の増加に伴い、自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた指導内容や指導法について研究を実施していること。その成果として「自閉症教育実践ガイドブック」が平成 16 年 6 月に作成されたこと。

- (3) 「軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究」(平成 14 年度～16 年度)

高等教育機関における、知的障害や学習障害等のある学生の学習困難の状態や実際の支援内容・方法について、その状況を明らかにするとともに、適切な支援内容・方法の在り方について検討したこと。その成果として「発達障害のある学生支援ガイドブック」が平成 17 年 3 月に作成されたこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1
電話：03-5253-4111（代表）内線 2433
F A X：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

12. 特別支援教育の推進について

19文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される

「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導

内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める

ための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課（古川、富田、吉原）
TEL：03-5253-4111（内線 3192）
03-6734-3192（直通）

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

13. 教員免許制度の概要について

事務連絡
平成25年9月11日

全国公私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教員免許制度の概要」について（依頼）

本年7月来、失効した教育職員免許状を免許管理者に返納せずに使用し教員に採用される事件や、相当の免許状を有しない者を教員に採用する事件が発生しました。

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。今回の事件は刑事罰に相当する悪質性が疑われるものとして特異な例と受け止めています。広く学校関係者においては教員免許制度について十分な理解をいただきたいと思えます。

このため、別紙のとおり、学校設置者や教員、教員を目指す方などに教員免許制度の要点を確認・理解いただくための概要資料を作成しました。本資料は文部科学省のホームページにも掲載されています。

については、本資料について、教員を目指す学生の方へ配布するとともに、教職課程の授業においても活用してください。

【教員免許制度の概要】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/_icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339300_1.pdf

| |
|--|
| (本件担当)
文部科学省初等中等教育局教職員課免許係
電話:03-5253-4111 (内線 2451)
E-mail:menkyo@mext.go.jp |
|--|

(別添について、一部追記有り)

● 相当免許主義

➡ 図1、図2、図3参照

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、**学校の種類ごとの教員免許状が必要**です。(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 義務教育学校の教員は、**小学校と中学校の両方の教員免許状が必要**です。中等教育学校の教員は、**中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要**です。
- 特別支援学校の教員は、**特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚園・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要**です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ**養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要**です。
(教育職員免許法第2条、第3条)

● 教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

| 免許状の種類 | 有効期間 | 有効地域範囲 | 概要 |
|------------------------------------|------|----------------|---|
| 普通免許状
〔専修免許状
一種免許状
二種免許状〕 | 10年 | 全国の学校 | 教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。 |
| 特別免許状 | 10年 | 授与を受けた都道府県内の学校 | 教諭の免許状です。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。
➡ 例1、2参照 |
| 臨時免許状 | 3年 | 授与を受けた都道府県内の学校 | 助教諭、養護助教諭の免許状です。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与されます。
(当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項)) |

○ 特別免許状の授与例

例1 職業:看護師

高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与

例2 職業:外国人の英会話学校講師

中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

● 免許主義の例外

○ 特別非常勤講師制度

➡ 例3、4参照

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することができます。

任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要**です。

(教育職員免許法第3条の2)

○ 特別非常勤講師制度の活用例

例3 職業:調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。

例4 職業:書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

○ 免許外教科担任制度

➡ 例5参照

中学校、高等学校等において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。**

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**です。(教育職員免許法附則第2項)

○ 免許外教科担任制度の活用例

例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合
 中学校教諭の 隣中学校の数学の担任 ○
 理科の教員免許状 隣の中学校の数学の担任 ×
 隣の小学校の算数の担任 ×

Q. ゲストティーチャーやチームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する**教員と常時一緒に授業に携わる場合**には、教員免許状は必要ありません。

図1

| 所有する免許状の種類 | 担任が可能な学校種及び教科等 | 小学校 | | | | | 中学校 | | | | 高等学校 | | | |
|------------|----------------|-----|-----|-----|-------|-----------|------|-------------|-----|-----------|------|-------------|-----------|------|
| | | 幼稚園 | 各教科 | 道徳 | 外国語活動 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 | 免許状に定められた教科 | 道徳 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 | 免許状に定められた教科 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 |
| 幼稚園 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 小学校 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 中学校 | × | △※1 | ○ | △※2 | △※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 高等学校 | × | △※1 | ○ | △※2 | △※1 | ○ | △※3 | × | △※3 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |

図2

| 所有する免許状の種類 | 担任が可能な学校種及び教科等 | 義務教育学校 | | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------|-----|-----------|------|-------------|----|-----------|------|
| | | 前期課程 | | | | 後期課程 | | | |
| | | 免許状に定められた教科 | 道徳 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 | 免許状に定められた教科 | 道徳 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 |
| 小学校のみ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| 中学校のみ | △※1 | ○ | △※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 中学校と高等学校の両方を所有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |



図3

| 所有する免許状の種類 | 担任が可能な学校種及び教科等 | 中等教育学校 | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------|-----|-----------|------|-------------|-----------|------|
| | | 前期課程 | | | | 後期課程 | | |
| | | 免許状に定められた教科 | 道徳 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 | 免許状に定められた教科 | 総合的な学習の時間 | 特別活動 |
| 中学校のみ | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 高等学校のみ | △※3 | × | △※3 | × | ○ | × | × | |
| 中学校と高等学校の両方を所有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

- ※1 例えば、中学校・高等学校の理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能です。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能です。
- ※2 中学校・高等学校の英語の教員免許状を所有する者は、小学校の外国語活動の担任が可能です。
- ※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能です。

● 教員免許状の有効性

現職教員は、定められた期間内に大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して、10年に一度、**教員免許状の有効性を更新することが必要です。**（免除・延長も申請が必要。）

採用予定者も、教員免許状を取得後10年を経過している場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と教育委員会への申請を行い、**教員免許状を更新することが必要です。**

※ 教員免許更新制度の詳細は、文部科学省HPに掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

教員免許状は、学校の教員になる資格があることを証明する重要な書類です。**教員免許状更新時に発行される証明書と一緒に大切に保管してください。**懲戒免職(相当)や禁錮以上の刑に処せられたときなどは失効又は取上げとなり、勤務地又は住所地の教育委員会への返納義務があります。（教育職員免許法第10条、第11条）

● 違反者に対する刑事罰

相当の教員免許状の必要性を認識しながら故意に、次の①又は②の行為をした者は、**30万円以下の罰金**に処されます。

- ① 相当の教員免許状を所有しない者を教員に**任命・雇用した者**
- ② 相当の教員免許状を所有しないにもかかわらず、**教員になった者**（教育職員免許法第22条）

14. グローバル化に対応した英語教育改革実施計画の策定について

事務連絡
平成26年1月22日

全国公立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課
文部科学省初等中等教育局国際教育課

「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の策定について
(情報提供)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実が必要とされています。このような中、文部科学省においては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（別添1）を発表し、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき、2014年度から体制整備等を逐次推進することとしています。

新たな英語教育の実現のためには、各学校における指導体制の強化が必要となりますが、そのためには教員養成課程を改善充実し、高度な英語力と指導法を身につけた教員を養成していくことが重要となります。各大学の教職課程においては、小学校の外国語活動や、高等学校において「授業は英語で行うことを基本とする」こととされている等の現行学習指導要領の内容及び本計画の趣旨を踏まえ、英語教育に関する内容の一層の改善充実を図っていただくようお願いします。

なお、教育職員免許法施行規則第66条の6において、教員免許状の授与を受けようとする者が修得していることを要するとされている科目の単位として、「外国語コミュニケーション二単位」が位置付けられています。この単位については、一定の要件を満たした外部試験の合格に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの（大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）第9号）（別添2）に対して与えた単位をあてることも可能です。上記の計画においては、中・高等学校の全ての英語科教員について、英検準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を確保するとされていることを踏まえ、外部試験等の積極的な活用も検討いただくようお願いします。

また、文部科学省では、教員養成課程や現職研修における、教員の英語指導力の向上に関する委託事業のための予算を計上しているところです（別添3、4）ので、今後の動向に留意いただき、積極的な御検討・御協力をお願いします。併せて、免許状更新講習にお

ける英語教育に関する講習の開設・充実についてもよろしく申し上げます。

(本件担当)

<教員養成課程について>

文部科学省初等中等教育局教職員課免許係

電話：03-5253-4111 (内線 2451)

E-mail:menkyo@mext.go.jp

<外国語教育の推進について>

文部科学省初等中等教育局国際教育課

外国語教育推進室

電話：03-5253-4111 (内線 3787)

E-mail:gaikokugo@mext.go.jp

(別添略)

15. 薬害教育について

教員の皆様へ

薬害教育教材の活用について【平成28年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象とした薬害を学ぶためのテキスト「薬害を学ぼう（注）」を作成し、平成23年4月より、全国の中学校に配布しています。

（注）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

平成28年度版のテキストは、平成28年度の中学3年生が対象となります。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として授業等で積極的に取り入れ、活用していただくようお願いします。

- 医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的としています。
 - 学習を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられます。
- 新たに、教員用「指導の手引き」と「薬害を学ぼう」の視聴覚教材を作成しました。
 - 「指導の手引き」は、学習指導要領との関係、授業の流れの例、指導上のポイントなどから構成されています。授業を行うに当たっての参考としてください。
 - 視聴覚教材については、「薬害を学ぼう」の構成に沿って、これまでの歴史や被害者の方々の声などを収録しています。全編通しても、また、部分的にも使用できるようにしています。

教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

（1）学習指導要領等との関連について（同封の「指導の手引き」参照）

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科（公民的分野）における消費者の保護に関する内容などに関連します。

（※）アンケート結果では、「消費者の保護」以外では、例えば「人権」や「公害」に関連させて活用している例が多くなっています。

なお、この教材は、保健体育（保健分野）における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意ください（※）。

（※）薬物乱用は、違法な薬物（大麻、覚醒剤等）の乱用がもたらす健康被害の問題です。薬害問題は、患者が法律上の承認を受けた医薬品を使用したにもかかわらず、健康被害が広がってしまった問題です。薬物乱用＝薬害問題という誤ったイメージが伝わらないようにご留意下さい。

(2) 教材の活用事例について

これらの教材は、各校の創意工夫によりご活用していただくことを想定していますが、活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、テキスト及び指導の手引きと併せて配布しています。配布しているのは、1～2時間程度授業で活用していただくことを想定したのですが、ホームページには3時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方ともワード形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※上記アドレスから、指導の手引き、視聴覚教材、ワークシートをダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

※内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

(3) 特別支援学校等における活用について

特別支援学校等においては、この教材を授業等で使用することが困難な場合もあると想定されます。学校や生徒の状況等に応じて、可能な範囲でご活用下さい。

【参考】

- ① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)
- ② 以下のポータルサイトにも、本件が掲載されています。
 - ・ 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」
(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)
 - ・ 消費者庁のホームページ「消費者教育ポータルサイト」
(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)
- ③ 授業の実施に当たり、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話）03-5437-5491（FAX）03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

16. 参考情報

- 「知財教育タスクフォースの議論の整理」（平成28年4月18日）
http://www.kantei.go.jp/ip/singi/titeki2/tvousakai/kensho_hyoka_ki_kaku/2016/kvouiku/giron.pdf
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成27年12月21日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukvo/chukvo0/toushin/1365761.htm
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成27年12月21日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukvo/chukvo0/toushin/1365665.htm
- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukvo/chukvo0/toushin/1365657.htm
- 地域における障害者スポーツの普及促進について（中間整理）（平成27年8月28日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/027/toushin/1361370.htm
- 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書（平成27年8月28日）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000095738.html>
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて（平成27年8月4日）
<http://www.mext.go.jp/unesco/001/2015/1360636.htm>
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（平成27年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/houkoku/1356133.htm
- 学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）（平成26年11月19日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukvo/chukvo5/gaivou/1353562.htm
- 今後の英語教育の改善・充実方策について 報告 ～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～（平成26年9月26日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/houkoku/1352460.htm
- 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日）
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>
- サイバーセキュリティ2014（平成26年7月10日）
<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/>
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日）
<http://www.caa.go.jp/information/index17.html#m01>
- 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成25年1月21日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukvo/chukvo0/toushin/1330230.htm
- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成24年7月25日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/1324017.htm
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成24年6月26日）
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15393>
- 第2次食育推進基本計画（平成23年3月31日）
<http://www8.cao.go.jp/svokuiku/about/plan/>
- 犯罪被害者等基本計画
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>
- 外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）（平成20年6月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月～）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/index.htm
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議
http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tokvo2020_suishin_honbu/ud2020kai_gi/index.html

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

初等中等教育局教職員課

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 FAX : 03-6734-3742

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp